

一般意見募集（パブリック・コメント）

（案）

第2次神川町総合計画

神川町

2018年 9月

「人を育てて まちが育つ

未来につなぐ 住みよい 神川」

の実現を目指して

町長写真

神川町は、埼玉県の北西部に位置し、神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。町の南西部には神泉地区の山間地域があり、晩秋に可憐な花をつける「冬桜」で名高い城峯公園、清流神流川の景勝地「三波石峡」等美しい水と緑、実り豊かな大地が広がる自然豊かな町です。

また「梨」の栽培も盛んで、実りの時期にずらりと並ぶ直売所に多くの人々が訪れる風景は、神川の季節の風物詩となっています。

平成18年1月1日、新たな神川町が誕生し、町村合併という変化に加え、少子高齢化の加速に伴う社会的課題、情報化の一層の進展、地球規模での環境問題等が山積する中、厳しい財政状況を踏まえた効率的な行政運営が求められています。

このような中、全国の多くの自治体が「地方創生」の旗印のもと、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

一般的に、人口が減ると税収に代表される自主財源が減少し、行政サービスが十分に提供できなくなり、商業にあっては消費者が減り、店が減り、引いては買い物難民が増えることになってしまいます。

このような状況にあっても、多くの方々はそれぞれが神川町の魅力を感じ、神川町に愛着を抱いて頂いているのではないのでしょうか。

私は町長に就任し、この過度な自治体間競争の世の中からひとまず、落ち着いて神川町を見つめてみたいと考えました。

そこから見えてきたものは、既に神川町にお住まいの皆様に取り添った政策の堅実な実行です。

神川町は、この第2次総合計画に基づき、神川町の成長につながる基盤づくりを進めつつも、「町民のため」のより良いまちづくりのため、「あんしん子育てのまち」、「適切な行財政運営のまち」、「健康に長生きできるまち」を目指してまいります。

また、まちづくりにあたっては、全ての町民の皆様が生きがいを持って神川町で活躍できるよう努めてまいります。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

2018年9月

神川町長

山崎正弘

目 次

第1編 計画策定にあたって	1
第1章 計画策定のねらい.....	3
第2章 計画の構成と期間.....	8
第3章 現状認識.....	10
第4章 町の概況.....	14
第5章 町民アンケート結果と考察.....	18
第6章 計画策定における重点方針.....	24
第2編 基本構想	25
第1章 まちづくりの基本理念.....	27
第2章 神川町の将来像.....	28
第3章 まちづくりの政策の体系.....	29
第4章 まちづくりの基本施策.....	31
第5章 計画推進のために.....	43
第3編 基本計画	45
基本施策1 安心できる子育てと生涯の学習を生かすまちづくり.....	46
基本施策2 安全で快適に暮らせるまちづくり.....	69
基本施策3 健康で安心に満ちたまちづくり.....	100
基本施策4 活気に満ち元気に働けるまちづくり.....	131
基本施策5 町民と行政が協働し希望に満ちたまちづくり.....	148

第1編
計画策定にあたって

第1章 計画策定のねらい

1 総合計画とは

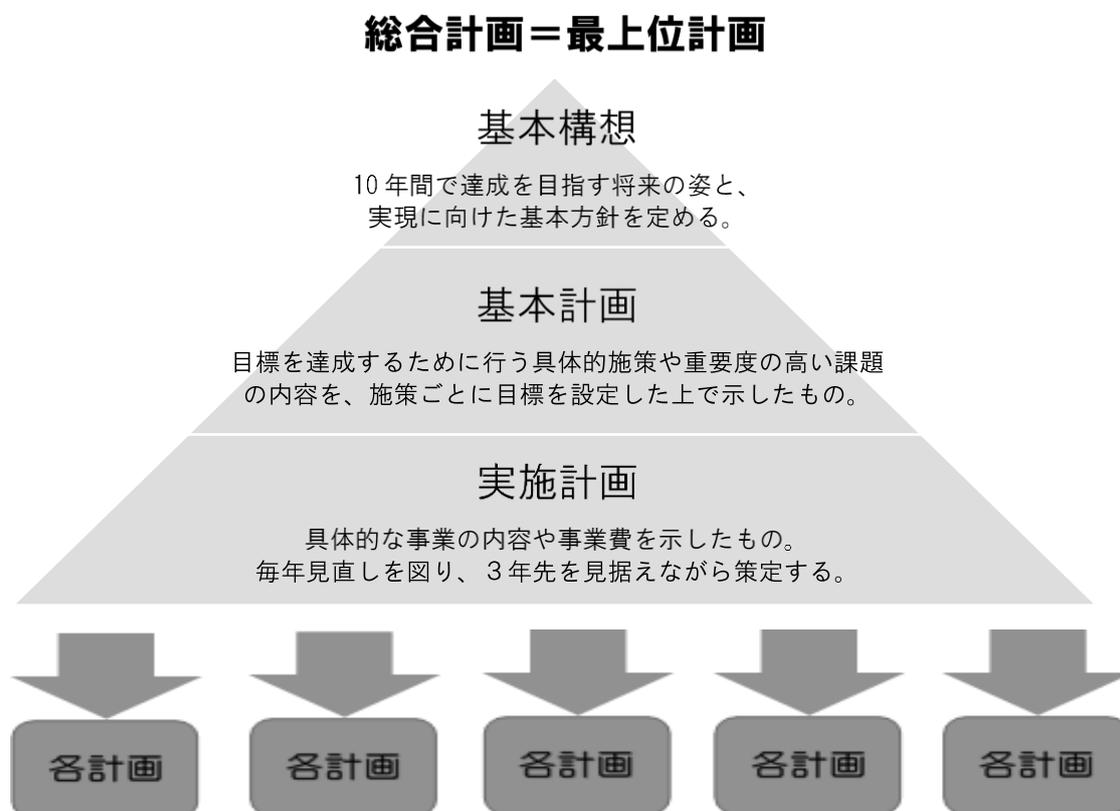
平成18年、旧神川町と旧神泉村の合併により、新たな神川町の誕生とともに策定された「神川町総合計画」が平成29年度をもって計画期間が終了したことに伴い、今後10年間の指標とすべく、新たに「第2次神川町総合計画」を策定します。

本計画は、神川町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、本町の諸計画の最上位に位置づけられるものです。

本町において、超少子高齢化に伴う社会的課題、情報化の急速な進展、地球規模での環境問題等、社会情勢が大きく変化しており、厳しい財政状況を踏まえた対応が求められています。

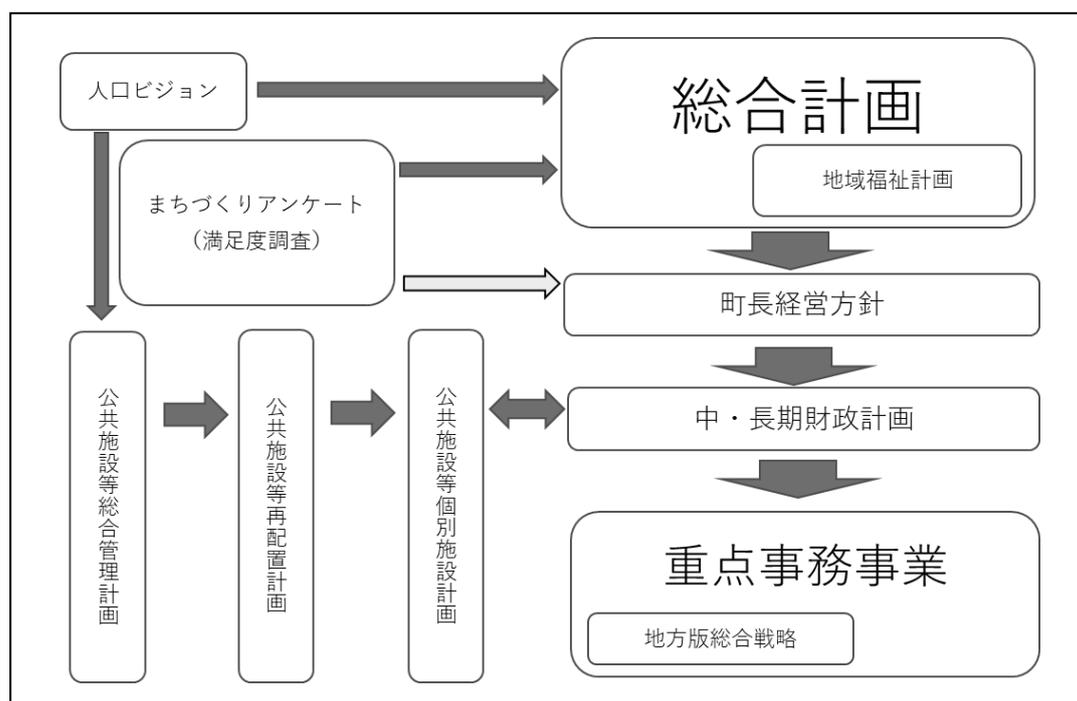
このような中、特に未来を担う子どもたちの健やかな成長を促し、子育て世代を支援すること、また土地利用計画によって神川町らしい土地の有効活用を図ることや、町民が安心して暮らすために、より実践的な防災体制を整備すること、そして町民の健康長寿を願い健康増進を促進すること等の大きな目標に町民と行政が一体となって取り組む指針として総合計画を策定します。

図表 神川町の計画体系



以下の図は神川町での政策決定等の流れを示しています。

図表 政策・施策・事務事業決定の流れ



第2次総合計画において政策・施策は「人口ビジョン」での将来人口の減少、及び「まちづくりアンケート」での優先度・満足度の変化を加味して決定しました。

この10年間の政策（基本構想）を実現するための施策（基本計画）は5年間で見直すことができますとしています。

毎年度計画する重点事務事業については、町長の経営方針に基づき、中・長期財政計画との整合性を得たものとします。

公共施設（建物及び道路等インフラ）においては、平成27年度策定の「公共施設等総合管理計画」の趣旨に則った各計画の策定を進めるとともに、持続的な事業推進を図る観点から独立した事業決定ルートを経ることとなりますが、総合計画における10年間の政策（基本構想）との整合性に配慮したものでなければなりません。

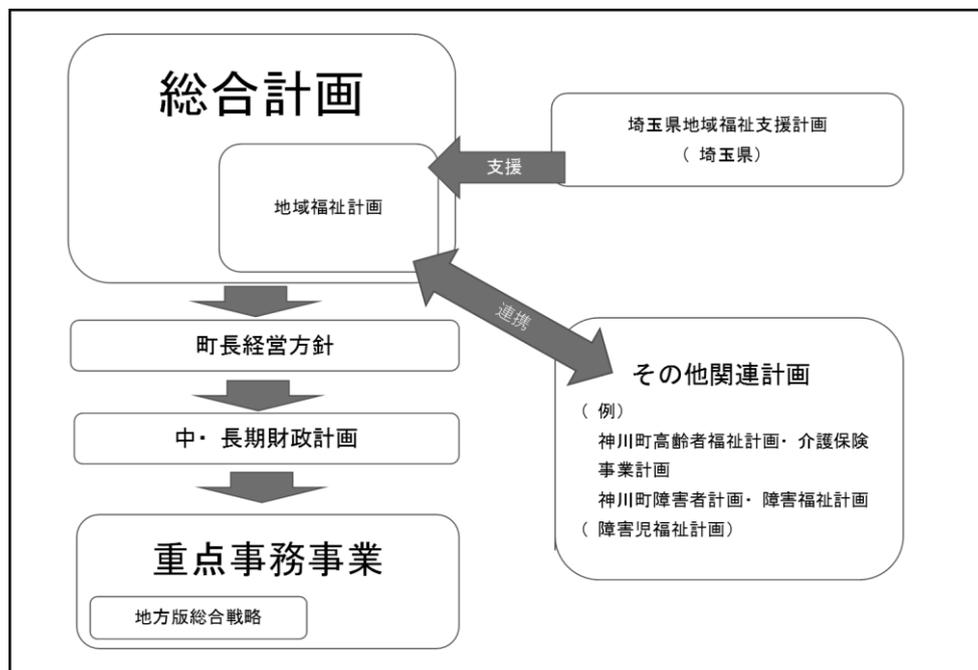
2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すために「理念」と「仕組み」を作る計画です。

神川町において第1次総合計画はその関連性の深さから地域福祉計画を包含するものと位置づけられており、第2次総合計画においても、その理念を尊重し、一体の計画とするものです。

(1) 計画の位置づけ

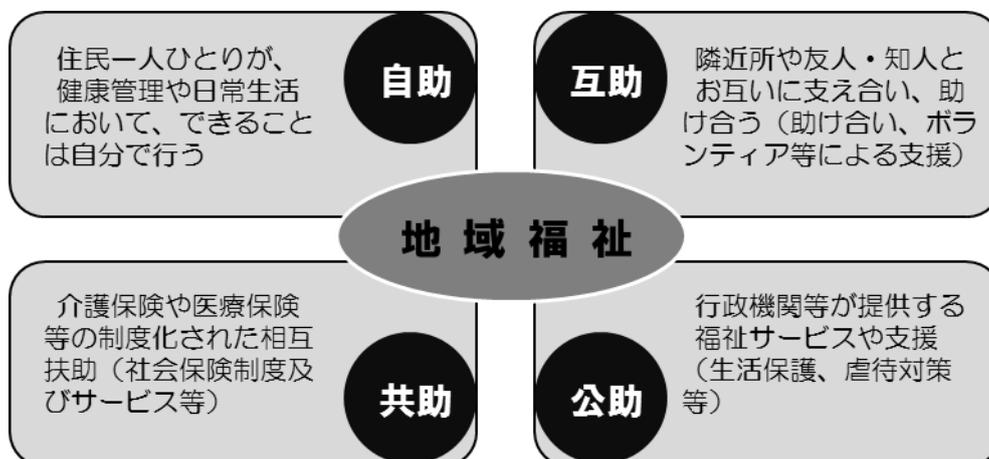
今般、社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により地域福祉計画の策定は市町村の努力義務となりました。この改正法の趣旨を踏まえて本町においても高齢者、障がい者、児童等の福祉分野における最上位計画として位置づけ、今後ブラッシュアップしていきます。



(2) 地域福祉の4大要素

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で生活をより豊かで安心できるものにするために、町民・行政・社会福祉関係団体等が共に支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、町民一人ひとりが自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域で支え合い、助け合う「互助」、介護保険等、費用負担やサービス内容が制度化された相互扶助である「共助」、地域での取組が主体的に推進されるよう行政が支援を行い、生活保護等の必要な福祉サービスを提供する「公助」の役割が求められます。



(3) 埼玉県地域福祉支援計画との連携

社会福祉法の一部改正により追加された記載事項については、埼玉県地域福祉支援計画と連携し反映されていくよう検討を進めていかなければなりません。埼玉県地域福祉支援計画の施策と体系は以下のとおりですが、本町ではこの施策体系に沿った支援を受けながら地域の課題解決を図っていくために神川町地域福祉計画を精緻化してまいります。

基盤づくり 市町村における包括的な支援体制の基盤づくり

市町村総合相談支援体制づくりの促進

市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化

地域福祉を担う住民の育成の拡充

権利擁護体制の充実

市民後見・法人後見の推進

地域づくり 地域住民による支え合い・見守りの地域づくり

地域福祉の場・拠点づくりの推進

社会的孤立（生活困窮者）対策への推進の取組

災害時に備えた支援の取組の充実

地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充

担い手づくり

地域福祉を支える担い手づくり

住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実

NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援

地域福祉を担う住民の育成の拡充

介護、保育等サービス人材の確保等

社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化

環境づくり

地域で安心して暮らせるための環境づくり

生活困窮者対策の推進

子供の貧困に対する取組の強化

苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

誰にも優しいまちづくりの推進

障害者差別解消の取組の推進

住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり

計画の推進・市町村への支援

地域の実情に対応した計画的な施策の推進

市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援

計画の進捗管理

第2章 計画の構成と期間

神川町第2次総合計画では、第1次総合計画における「基本構想」「基本計画」「実施計画」の体系を引き継ぎます。

1 基本構想

基本構想は、本町の将来像を描き、**町政運営**の方針を政策として示します。

計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、2027年度を目標とした10年間とします。

2 基本計画

本計画は、基本構想に定められた将来像を実現するために、現状を認識した上で施策の大綱を体系化し、**具体的施策**を示します。

計画期間は、基本構想の計画期間と同様10年とします。ただし、急激な社会情勢の変化に対応するため、5年間で見直すことができるものとします。

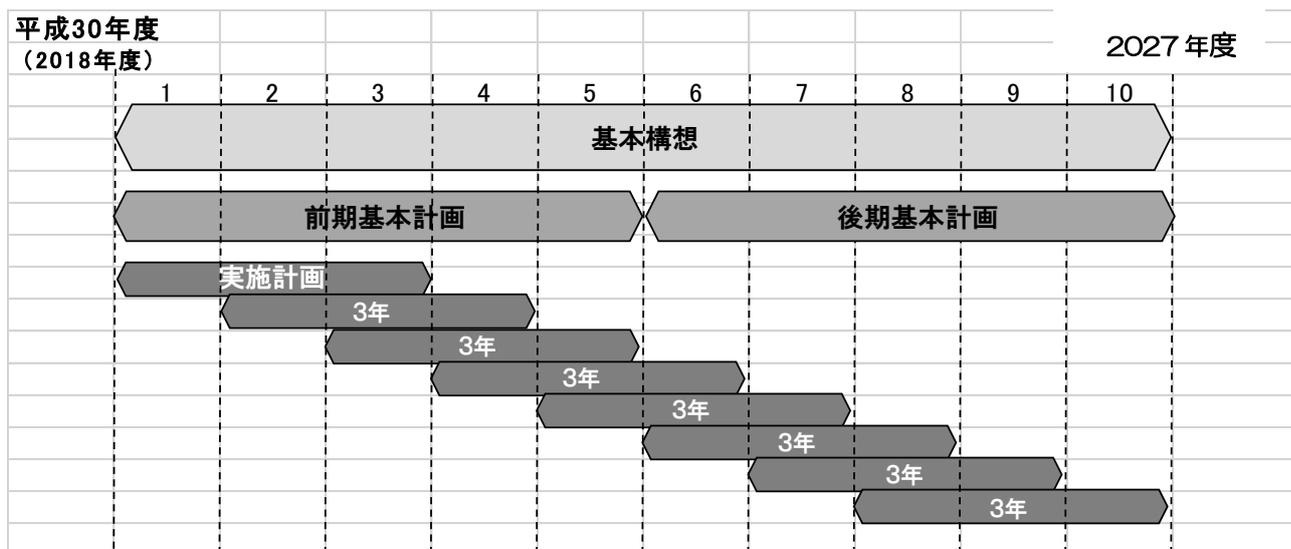
3 実施計画

本計画に示した具体的施策を効率的に実施するために、財政状況や緊急性等を勘案しながら**具体的事務事業**を明示します。

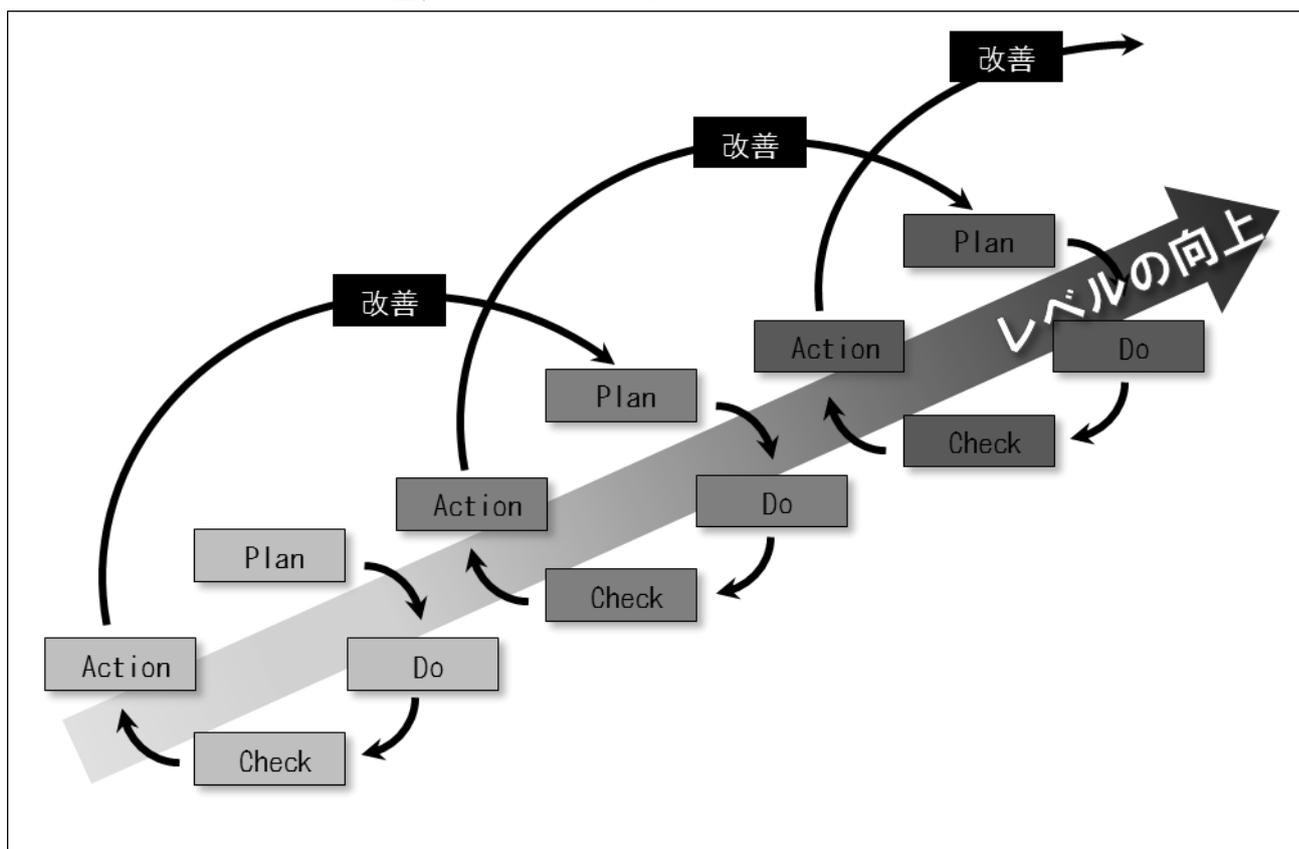
計画期間は該当年度以降3年を見通すものとしますが、毎年度改定を行う「ローリング方式」とし、PDCAサイクル¹で管理します。

¹ PDCAサイクル：事業を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、事業を継続的に改善する。

図表 計画の構成と期間



図表 PDCAサイクルのイメージ



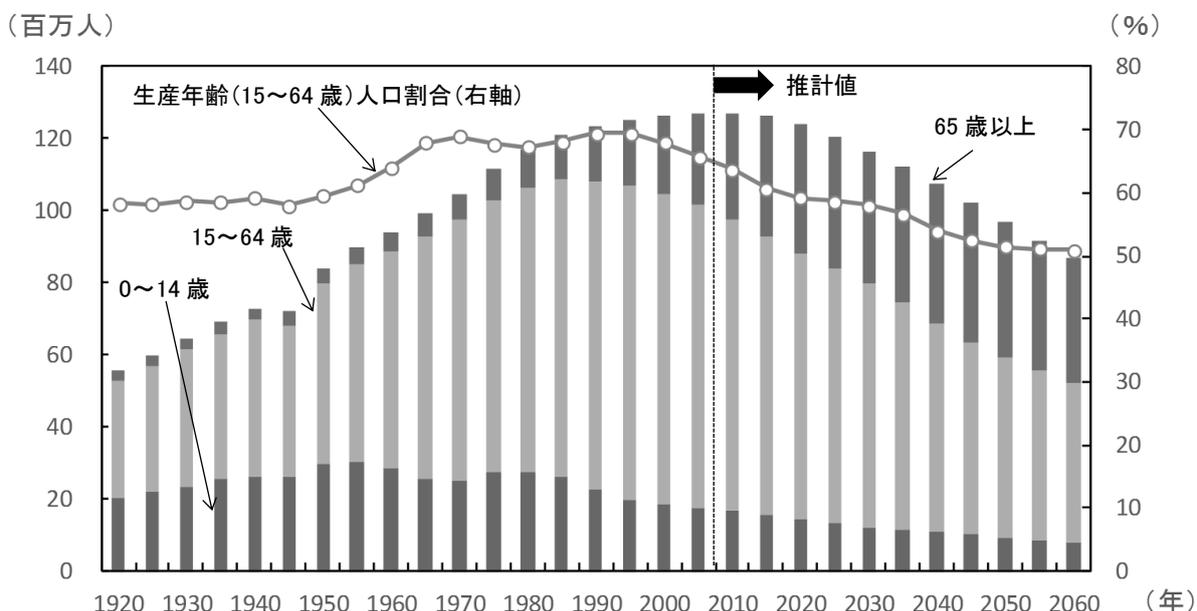
第3章 現状認識

1 人口

(1) 国全体の人口減少と少子高齢化社会の進行

日本の人口は、平成20年（2008年）以降、減少局面に入っています。同年に1億2,808万人だった人口は、平成29年（2017年）10月1日現在、1億2670万人にまで減少しました。同時に、平成20年から年少人口（0～14歳）は158万人減少、高齢者人口（65歳以上）は694万人増加し、少子高齢化がますます進んでいます。

図表 日本の人口推移と将来推計人口



資料：2010年までは総務省統計局「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2012年1月推計）中位推計」

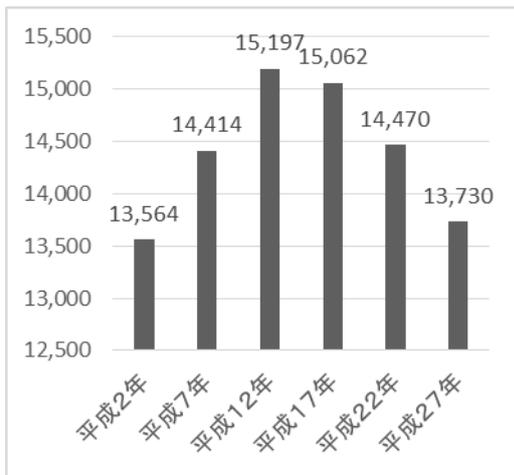
(注) 1945年は沖縄県を除く。

(2) 神川町の人口推移

本町の人口は、昭和50年以降は増加を続けてきましたが、平成12年の15,197人をピークにして、17年後の平成29年には13,865人と1割近く減少しています。これは、死亡が出生を上回り自然動態人口が減少に転じたことでもあります。また、町外から転入する人口が減ってきたことが大きな要因となっています。

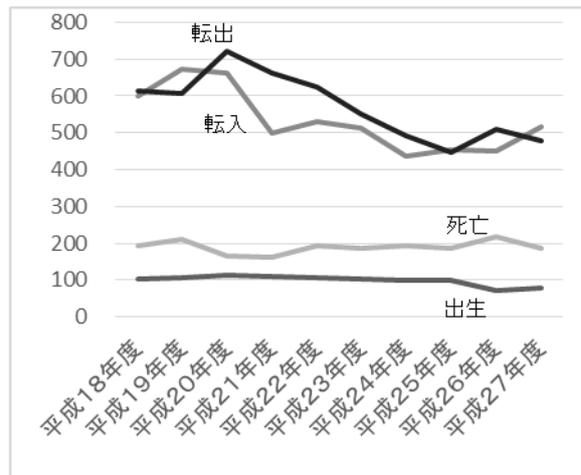
年齢別人口の構成比を、平成2年と平成27年で比較すると、高齢者（65歳以上）の比率は14.1%から27.9%になり13.8ポイント増加しています。一方、年少人口（0～14歳）は、19.4%から11.6%になり7.8ポイント減少し、この25年間で少子高齢化が著しく進んだことが分かります。また、神泉地区は過疎地域に指定されており、人口減少や高齢化がさらに進行しています。

図表 神川町の人口推移



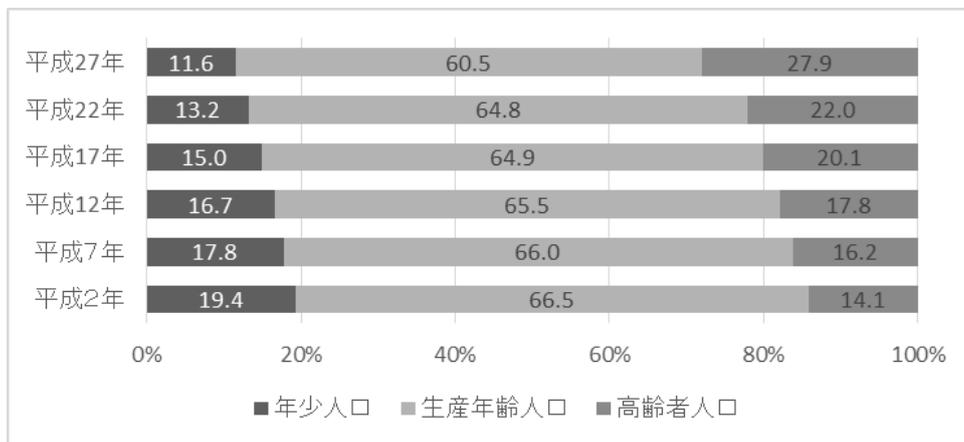
(資料) 国勢調査

図表 人口動態の推移



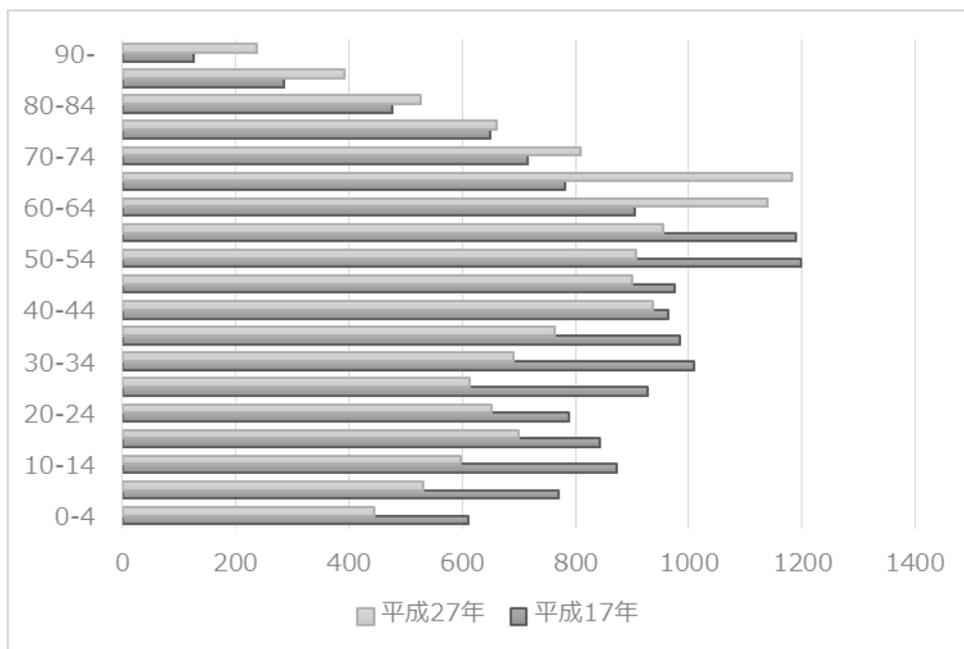
(資料) 住民基本台帳

図表 年齢3区分別人口構成比の推移



(資料) 国勢調査

図表 年齢5歳階級別人口の推移



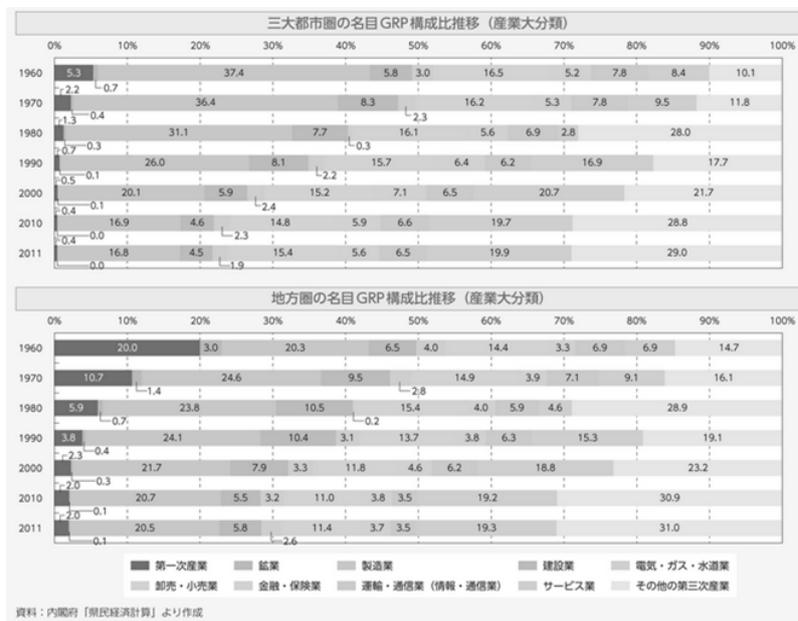
(資料) 埼玉県町別人口調査

2 産業構造

(1) 国の産業構造の変移

ICT²革命が進展し、知識・情報社会への移行が急激に進んでおり、産業、経済活動に占める知識や情報の役割が大きくなっています。

これまでの地域産業振興策の主な柱だった工業団地を造成し、企業誘致を図る政策モデルの実現は難しくなり、情報家電等の例に見られるように情報と製造業を融合した事業に優位性が見られます。



図表 三大都市圏と地方圏における産業構造の変化

(2) 神川町の特徴

本町の就業者数は平成12年と平成27年で比較すると、7,706人から7,020人に減少しています。

また、本町は農林業の盛んな町でしたが、産業構造等の変化により就業人口構造が大きく変わってきました。平成12年と平成27年で比較すると、第1次産業は1,123人(15.2%)から606人(9.0%)と6.2ポイントの減、第2次産業も3,256人(44.0%)から2,601人(38.8%)と5.2ポイントの減、第3次産業は3,019人(40.8%)から3,499人(52.2%)と11.4ポイントの増となっており、農林業等の第1次産業の就業者が減少し、サービス業等の第3次産業の就業者数が増加しています。

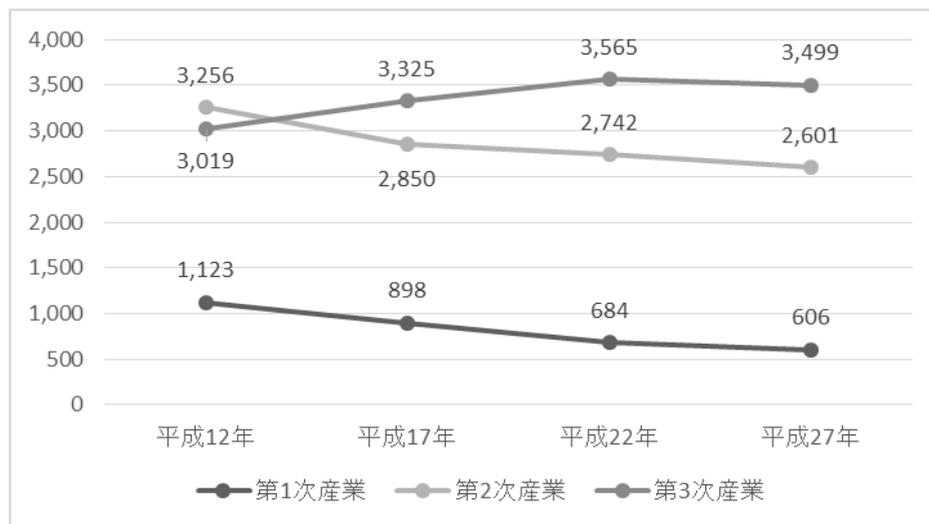
工業では、児玉工業団地、うめみの工業団地をはじめとして、企業が多く立地しており、集積度は高く製造品出荷額等の事業所1か所当たり及び従業者1人当たりの額は、それぞれ県平

² ICT (Information and Communication Technology)：情報・通信に関する技術の総称。

均の1.5倍、1.3倍の水準にあります。周辺市町の就業地ともなってきた本町は、町内従業員の増加率が、人口の増加率を上回って推移してきましたが、平成17年以降の増加率はマイナスに転じ、人口減少とともに町内従業員も減少しています。

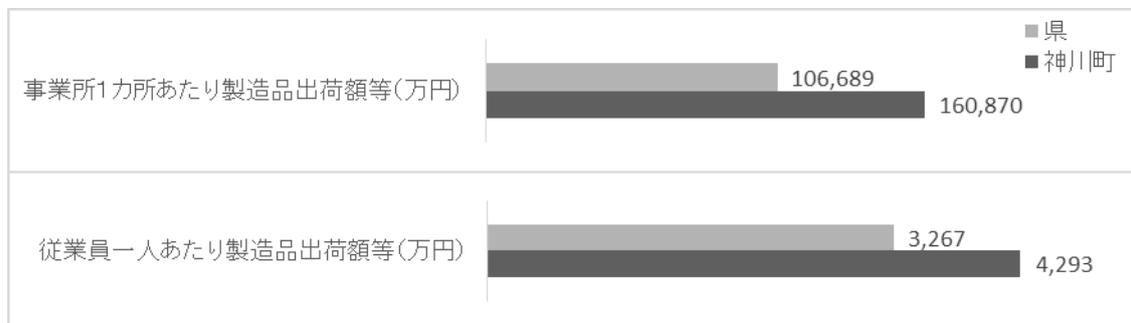
また、町外への通勤者は、昭和60年から平成2年にかけて33.8%の増加率を示していましたが、平成17年以降は低い増加率にとどまっています。

図表 産業別就業者数の推移



(資料) 国勢調査

図表 工業の状況 (平成26年)



(資料) 工業統計調査

図表 人口と町内従業者・町外通勤者

	人口	町内従業者	町外への通勤者
平成2年	13,564人	6,570人	2,971人
平成7年	14,414人	7,374人	3,418人
平成12年	15,197人	7,808人	3,841人
平成17年	15,062人	7,952人	4,058人
平成22年	14,470人	6,833人	4,075人
平成27年	13,730人	6,298人	4,586人
■増減率			
H7年/H2年	6.3%	12.2%	15.0%
H12年/H7年	5.4%	5.9%	12.4%
H17年/H12年	-0.9%	1.8%	5.6%
H22年/H17年	-3.9%	-14.1%	0.4%
H27年/H22年	-5.1%	-7.8%	12.5%

(資料) 国勢調査

第4章 町の概況

1 位置と地勢、交通

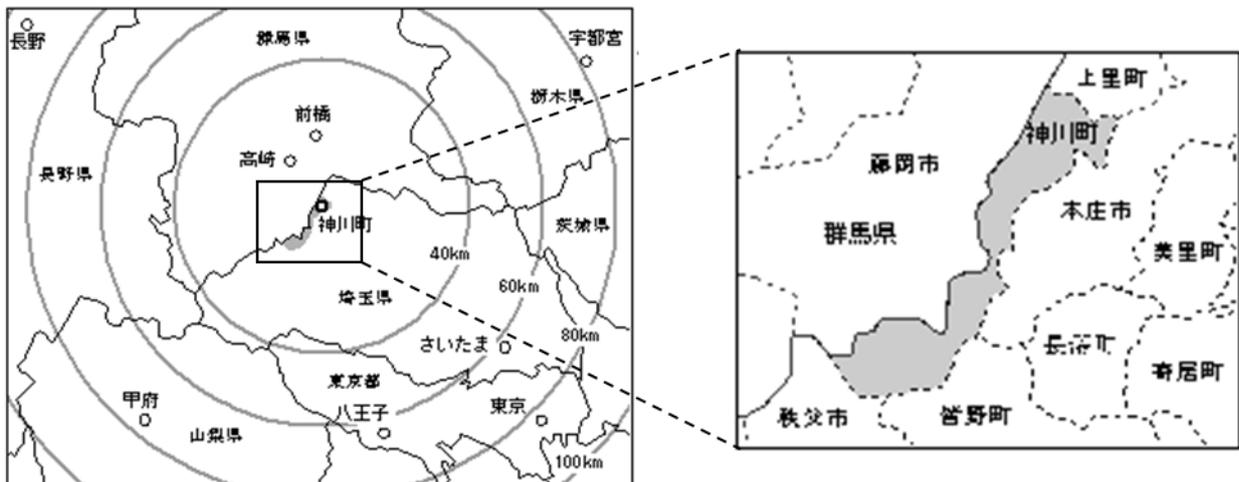
本町は埼玉県の北西部に位置し、都心までは約85km、県庁所在地のさいたま市までは約65kmの距離にあります。総面積は47,40km²、北部は上里町、東部は本庄市、南部は秩父山地等を介して秩父市や秩父郡皆野町、西部は神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。

本町の南部は急峻な山間部となっています。そして、北上するにつれて里山から神流川右岸の平坦な地域につながっており、多様な地形を形成しています。また、この地域は県立上武自然公園に指定されており、その区域は、本町のおおよそ3分の2を占めています。群馬県境にある首都圏の水がめ・下久保ダム（神流湖）、三波石峡等の水辺の景観とともに、自然豊かな地域を形づくっています。

公共交通機関としては、JR八高線が東西に走り、丹荘駅があります。また、南北には主要地方道上里鬼石線があり、JR高崎線本庄駅と神泉総合支所を結ぶ路線バスが運行されています。

本町の道路網は、国道254号、462号及び県道5路線があり、近隣には関越自動車道と上信越自動車道が通り、本庄・児玉インターチェンジや上里スマートインターチェンジが近いため利用が容易となっています。また、上越新幹線の本庄早稲田駅があり、高速交通へのアクセスにも便利です。

図表 神川町の位置図



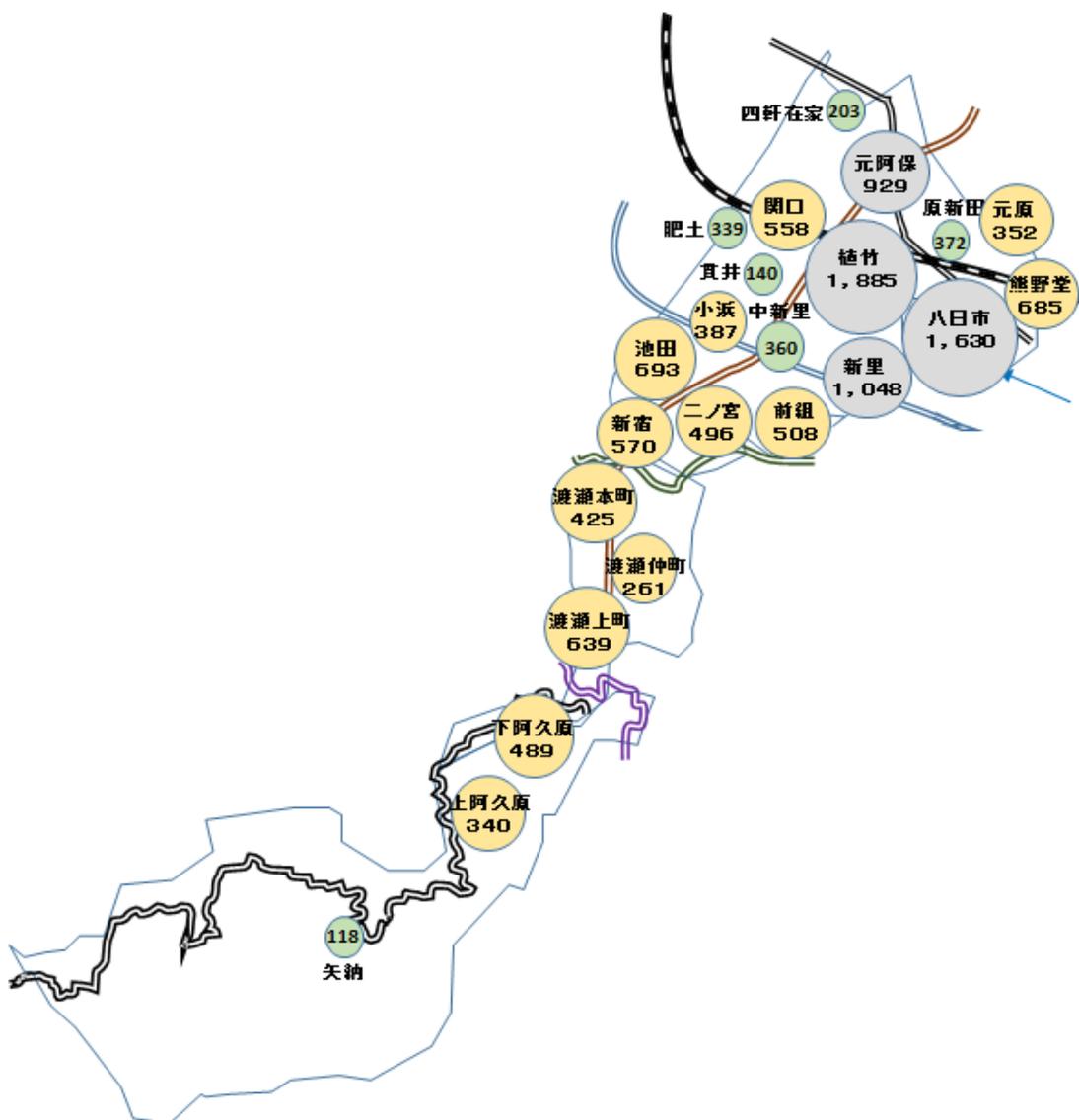
2 社会

(1) 中山間地域の過疎化

町の北部や中央を縦断している道路沿いや丹荘駅周辺で宅地化が進んできました。その結果、人口配置は北部や中央、主に幹線道路沿いに偏りがちであり、神泉地区を中心に中山間地域の過疎化が進み、一部の行政区では集落機能を維持することが難しい地区（限界集落³）もあります。

また、神泉地区については過疎地域に指定されており、神川町過疎地域自立促進計画を策定しています。

図表 地域別人口規模



³ 限界集落：過疎化等で人口の50%が65歳以上の高齢者になり、社会的な共同生活が続けられず将来消滅の恐れがある集落のこと。

(2) 生活基盤整備と核づくり

本町では、工業団地等への企業立地に伴い人口増加が進んできましたが、現在は減少に転じています。また、小規模開発により点在する住宅密集地や幹線道路から離れた農村集落では生活道路や生活排水処理施設の整備の立ち遅れが見受けられます。

さらに、商業、サービス業等の企業が点在しビジネス集積が低く、町の核となるにぎわいのある拠点が形成されていない現状となっています。

(3) 町の財政状況

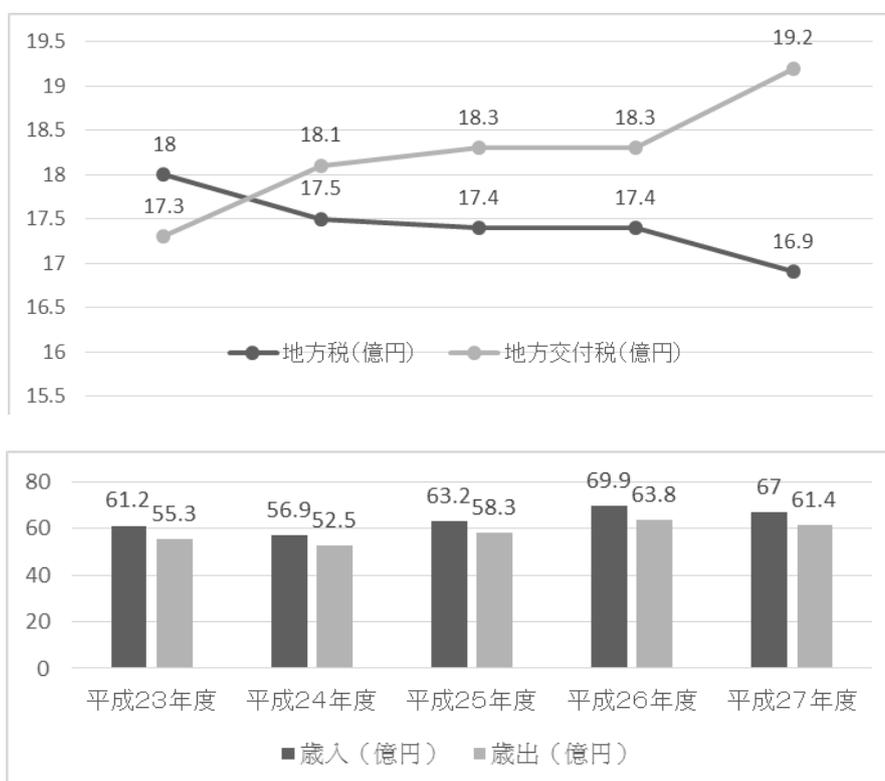
国内経済の状況は、景気回復期間が戦後有数の長期にわたる等好調を継続しており、雇用状況も良好ですが、国と地方を合わせた長期債務残高は依然として改善されず、財政の硬直化が続いています。

本町の財政状況は、地方交付税はやや増加しているものの、地方税は横ばいかやや減少しており、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。

一般会計の歳入・歳出決算では実質収支は黒字ですが、基金の取り崩しにより基金残高は減少し、地方債残高は増加しています。

このような中、町民ニーズに基づく自主的・主体的な地域づくりや少子高齢化社会に向けた福祉対策の充実等に配慮しつつ、中・長期的な財政見通しのもと、持続可能な行財政構造の構築に取り組んでいます。

図表 財政の推移



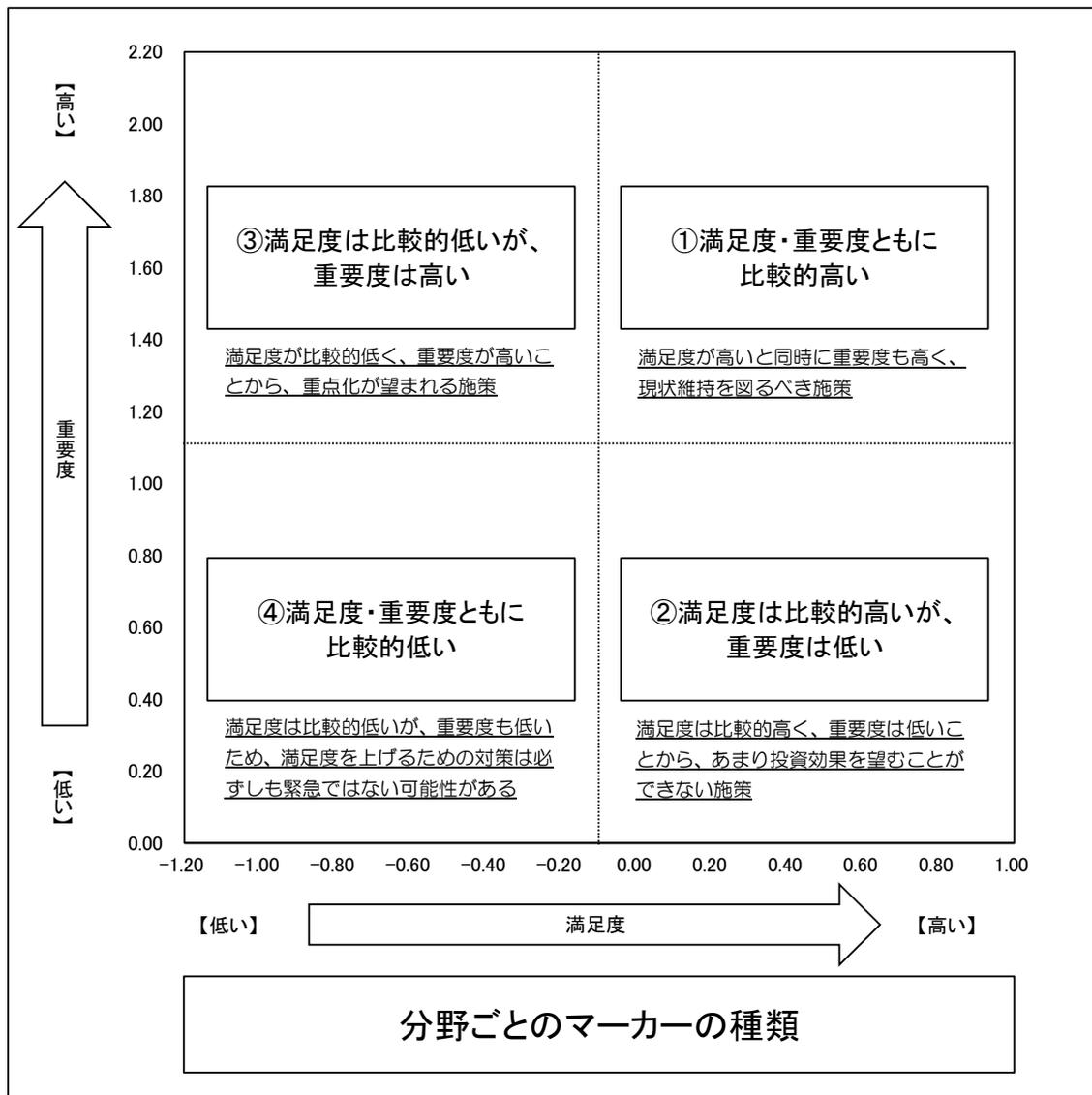
第5章 町民アンケート結果と考察

平成28年度に実施した神川町まちづくりアンケート調査(以下、アンケート調査といいます)の結果を踏まえ、町の課題について整理しました。

1 満足度と重要度の相関関係について

満足度と重要度の集計結果を点数化し、満足度・重要度それぞれについて、合計点数を対象サンプル数で除して平均値を算出しました。これらを相関図に示すことで、満足度と重要度の関係性を一目で見ることができます。

図表 満足度と重要度の相関図の見方



(1) 全体

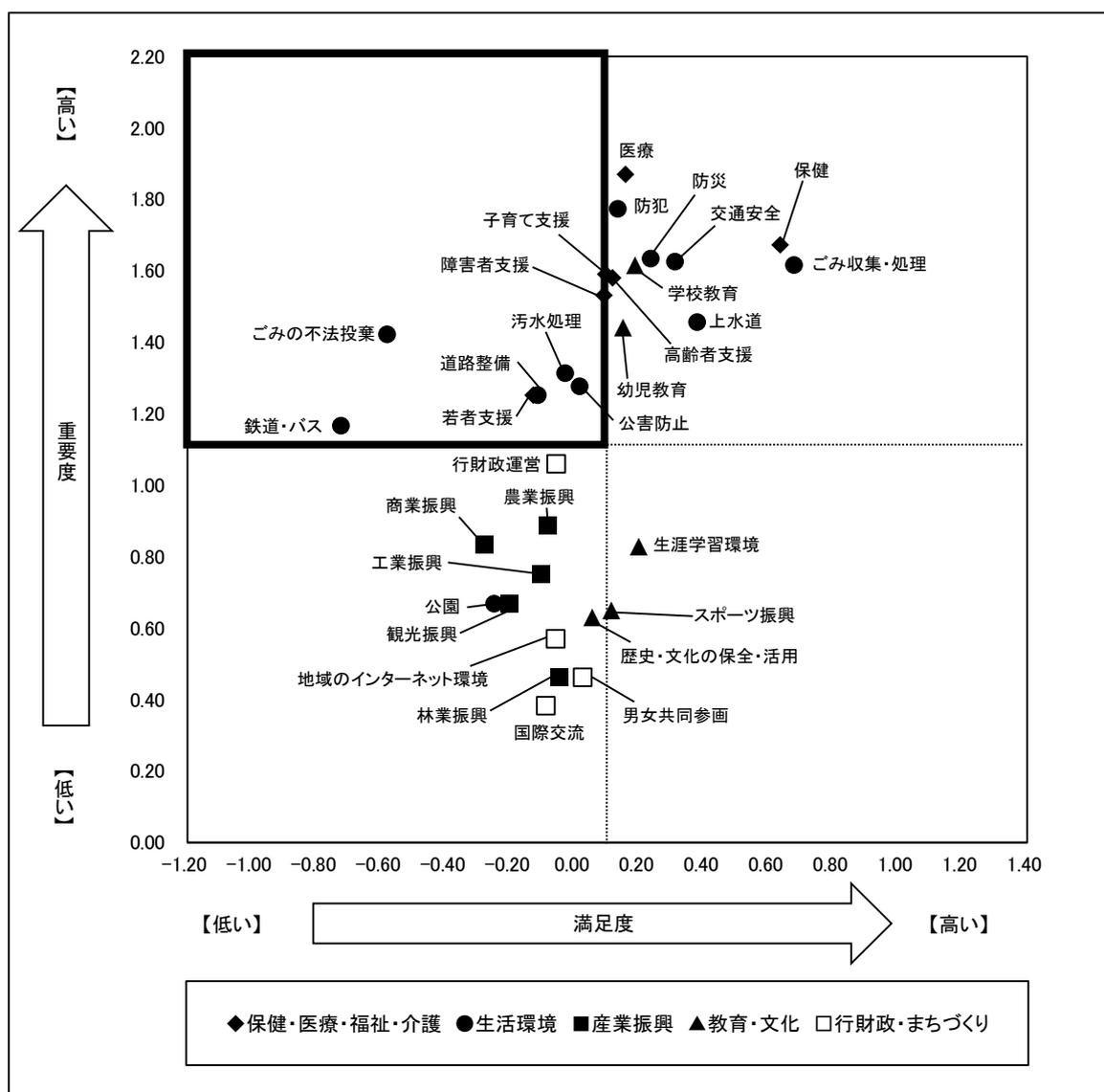
満足度・重要度共に比較的高い項目には、「保健」「ごみ収集・処理」「医療」等が挙げられています。

満足度と重要度の相関図を見ると、満足度が比較的低いが重要度が高い項目には「ごみの不法投棄」「鉄道・バス」等が挙げられており、これら生活環境分野の早急な対応が望まれます。

「ごみの不法投棄」に関しては、社会全体における環境保全意識の高揚や、それに伴う高度なりサイクル構造の弊害とも捉えることができ、神川町に限らず全国的な問題となっています。

「鉄道・バス」にあつては、公共交通機関の利用者が減少し、運行本数等の削減が懸念される状況の中、他の交通手段を持たない町民の危機感を反映したものと考えられます。また、産業振興、行財政・まちづくりの分野は満足度・重要度共に比較的低くなっています。

図表 満足度と重要度の相関関係／全体



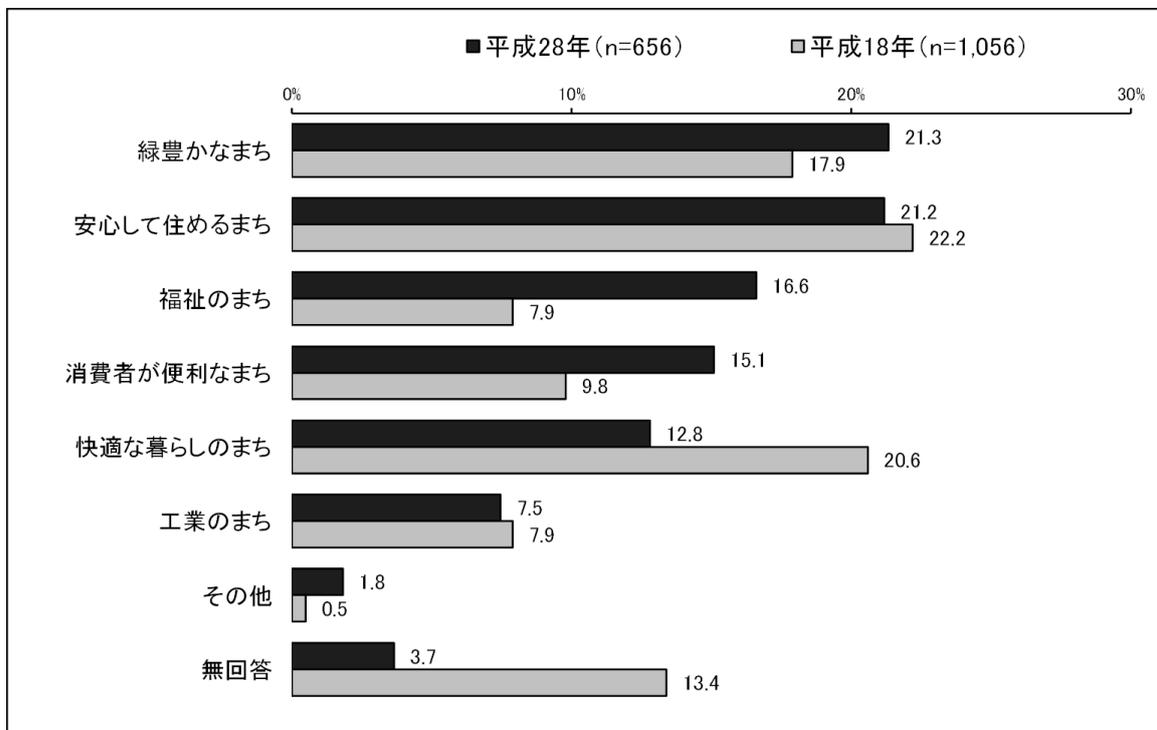
2 望ましい将来の姿

「緑豊かなまち」が最も多く、次いで「安心して住めるまち」が続き、以下「福祉のまち」等の順。

神川町の望ましい将来の姿について尋ねたところ、「緑豊かなまち」が21.3%で最も多く、次いで「安心して住めるまち」(21.2%)が続き、以下「福祉のまち」(16.6%)、「消費者が便利なまち」(15.1%)等の順となっています。

経年比較で見ると、「福祉のまち」(16.6%)が平成18年(7.9%)に比べて8.7ポイント増加しています。一方、「快適な暮らしのまち」(12.8%)が平成18年(20.6%)に比べて7.8ポイント減少しています。

図表 将来の姿／全体（経年比較）



表中「n」はアンケートの総回答者数を示しています

3 町の主要課題

神川町は南北に細く伸びた地形に旧村単位（現在の小学校区単位）での特色を色濃く持ち合わせています。それらが個々に抱える課題は多岐にわたり、限りある財源の有効活用において課題の明確化と優先順位の合意形成が必要です。

ここではまず、より町民を皆様のニーズを捉えるため、第2節の「望ましい将来の姿」より、10年前と比較し著しく要望が増加した関連2項目について考えます。

※ 一部表記に関して、本計画に掲載されていない「神川町まちづくりアンケート報告書」の数値を引用しています。

【福祉のまち】 7.9%→16.6%

【消費者が便利なまち】 9.8%→15.1%

(1) 地域で支える子育て

少子化対策、子育て支援で最も大切なこととして、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」が挙げられ、また男女共同参画では「共働き夫婦のための制度・仕組みの改善」とのアンケート結果となっています。

さらに、教育のあり方としては、「道徳心の育成」と「家庭での基礎的しつけと教育」をそれぞれ多くの人々が求めています。

安心して子どもを産み、育てることができる支援体制をさらに充実させるとともに、地域全体で子育て家庭を支援し、子育てに関する悩み相談がしやすい環境づくりが必要となっています。

(2) 障がい者や生活困窮者にやさしいまち

障がい者支援に対する満足度は「満足」が「不満」を上回っています。ただし、障がい者支援を重要と考える人は64.6%にのぼり、重要度は高いといえます。

「障害者総合支援法」に基づいて支援を充実させるとともに、「障害者差別解消法」の普及と啓発に努め、差別の解消を図ることが必要です。また、「生活困窮者自立支援法」に基づいて生活困窮者の把握に努め、各種の支援につなげる必要があります。

(3) 高齢者が安心して暮らせるまち

少子高齢化は今後とも進行していくと考えられます。人口構成の中でますます大きな割合を占めていく高齢者が、サービスの受け手としてだけでなく、地域社会を支える担い手として積極的な役割を担うことが重要です。

アンケート調査では、高齢者支援に対する満足度は23.1%で、あまり高い水準ではないため、高齢者が必要なときに必要なサービスをより利用しやすくし、制度の周知を徹底した上で、住み慣れた地域の中で健康で自立して生活できる仕組みを消費者としての視点からもより

充実させることが必要となっています。

続いて、10年前より引き続き要望の大きい2項目に関して考えます。

【緑豊かなまち】 17.9%→21.3%

【安心して住めるまち】 22.2%→21.2%

(1) 豊かな自然環境の保全とふれあい

町民の自然への愛着や誇りは高く、自慢できるものとして多くの人が挙げた冬桜、御嶽の鏡岩等の自然資源をはじめ、国土保全や水源かん養等の機能を発揮する緑豊かな森林、西域を流れる神流川やのどかな田園風景等は、町の発展への取組を継続しつつも、町の特徴として残すべき貴重な環境資源です。

景観保全や自然環境に配慮した土地利用や豊かな自然を体験できる環境づくりが必要となります。

(2) 特色を生かした産業振興

本町の農業は、町の特産品である梨をはじめ、花木や野菜栽培等多彩な生産が活発に行われています。一方、農産物の価格低迷や消費者ニーズの多様化、農業の担い手の減少、不耕作地の増加等、先が見えにくい問題も多いのが現状です。林業も生産基盤の整備等が進んでおらず、生産基盤や流通販売体制の整備等に一層努める必要があります。

アンケート調査では「新しい工場・企業の誘致」が最も多く望まれ、未活用となっている用地の利用を促進し、企業の誘致につなげていきます。

商業は、比較的小規模な経営が多く、町内で買い物をしていない町民が増え、購買力流出が見受けられます。町民にとって利便性が高く魅力的な商業の振興が必要となっています。

観光は、森林、下久保ダム、渓谷、湧水、田園等の自然、格式ある寺社、農林産物等の豊富な資源を生かし、時代に見合った情報発信を推進する必要があります。

(3) 安全で快適な生活基盤

保健福祉では「地域医療機関の充実の推進」、都市基盤では「身近な生活道路の整備」、生活環境では「防災・地震対策の充実」、教育文化では「学校教育の充実」等が多く挙げられています。

老朽化に直面する道路・橋梁等のインフラ整備に関しては、具体的かつ長期的な計画の策定により、安全で快適な生活の基盤を作ることをまちづくりの基本の一つとする必要があります。また近年の地震災害においては交通機能のまひ等、課題が顕著となっていることから町民の防災意識の高まりを受け、「安心」につながる取組が求められています。

その他、町の運営に関わる全般的な事項に関して考えます。

(1) 人口減少を抑制するための対策

本町の人口は平成12年以降減少を続けています。主な要因として町外からの転入人口の減少がありましたが、近年はやや増加の傾向にあります。

主要道路沿線の住宅地開発を促進するとともに、町の成長基盤となりうる新規の交通インフラ整備促進に取り組む等、住宅面、雇用面から人口減少を抑制するための対策を図る必要があります。

また、ソフト面においても「あんしん子育てのまち」の実現に向けて、各種子育て関連施策の充実が求められています。

(2) 交流を通じた地域活力の向上

人口減少の中にあって町内の世帯数が増えていることから、生活のスタイルが核家族世帯や一人暮らし世帯に変化しています。

人と接することが少なく人間関係が希薄になりがちなか中で、多面的な交流を通じて教育、環境、福祉、防災、防犯面等で助け合いの精神が生まれ、お互いの連帯感や信頼感のある地域づくりにつながります。

過疎地域の活力向上に向けては、中山間地域の多様な資源を生かし、都市住民等との交流を進めることによって、相互連携・補完の関係構築に取り組む必要があります。

(3) 行財政運営と町民との協働

行財政について「情報公開・広報・広聴活動の充実」、「職員資質の向上」、「役場組織機構の見直し」を多くの方が求めています。

また、町民参画の分野では「町民からの意見等を町政に反映させる仕組みづくり」が最も多く望まれており、これらを実現するために、行政と町民が協働・連携して地域課題の解決に向けて取り組む実効的な仕組みの構築が必要となっています。

第6章 計画策定における重点方針

本計画は、中・長期的な展望に立った総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となるものです。本計画の策定にあたり、町民の意向を広く取り入れ、計画に反映させることを目的として平成28年度に実施したアンケート調査の結果と、国・県等の計画や神川町新町建設計画をはじめとする関連計画との整合の上、各施策において次の4つの項目に重点を置いて取り組むこととします。

1 子育て・教育支援

安心して子どもを産み育てられる「未来につなぐ住みよいまち」を目指して、子育ての喜びを実感できるまちづくりを進めます。さらに神川町独自の経済支援策も行っていきます。

子育てを通じた交流の場所、子どもを気軽に預けられる場所の整備や相談体制の確立等、各種保育サービスを充実させます。

2 土地利用計画

主要道路沿線の住宅地開発を促進するとともに、町の成長基盤となりうる新規の交通インフラ整備促進に取り組みます。一方で、既存生活インフラ（道路・橋・水道等）の老朽化対策や不要な町有地の整理、未活用となっている民有地の活用支援等により、町全体の効果的な土地利用を図ります。

3 防災

町民が震災・火災・土砂災害等の災害に備えつつ、安心して暮らせるまちの実現に向け、各機関が連携しやすい総合的な防災体系を構築します。また、自主防災組織の設立支援や消防団の設備や装備の導入と更新を図り、「自助」「共助」「公助」の強固で包括的な体制づくりを目指します。

4 健康増進

町民と行政がそれぞれの役割を持ち、町民が生涯を通じて心身ともにいきいきと健康で過ごせるよう、より機能的な組織体制を構築し「健康づくり」をサポートします。

今後も増え続けると予想される生活習慣病に対する予防の強化、各種疾病への対策として知識の普及・啓発を進めます。

第2編

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

安全・安心：町民が安全で安心して暮らせるまち
自立・交流：自立と交流によって豊かに暮らせるまち
参画・協働：町民自らが行動し、町民と行政が共に歩むまち

環境を保全し、自然とともに生きるやすらぎと安全・安心の生活、そして町民一人ひとりが自らまちをつくるという自立意識を持ち、様々な交流によって知恵を生み出し、町民と行政が協働して取り組むまちづくりを基本理念として掲げます。

安全・安心

まちづくりに取り組む上での大前提は“安全と安心”です。本町で暮らす私たちが社会にゆるぎない信頼を持ち、将来にわたって永くこの地域で暮らすことができるよう、人々が、共に支え合い補完しながら共生する考え方のもと、「町民が安全で安心して暮らせるまち」を作ります。

【第2次総合計画における重点方針】 防災・健康増進・子育て教育支援

自立・交流

社会経済が大きく変化する中で、まちに誇りを持ち、自らの責任でまちづくりに取り組む、「自立」の姿勢を欠かすことができません。自立の気持ちを持って地域社会を維持できる社会経済の基盤を確立し、豊かに暮らせるまちを作ります。

さらに、人が集まりやすい恵まれた条件を生かして、多くの人が集い、新たな価値を創造する「交流」を大切にします。また、生涯学習を推進することにより、町民相互の交流を深め、支え合える地域社会をつくります。

【第2次総合計画における重点方針】 健康増進・子育て教育支援

参画・協働

町民自らが行動する「参画」による地域の実情にあったきめ細かい取組が必要です。「参画」のまちを作るには、行政は町民の活動をサポートする役割を担い、町民と行政が手を携えることが必要です。町民と行政が各々の役割を明確にしながら、共にまちづくりに取り組む「協働」のまちを目指します。

【第2次総合計画における重点方針】 土地利用・防災・健康増進・子育て教育支援

第2章 神川町の将来像

第2次総合計画においては神川町の将来像を、次のとおり定めます。

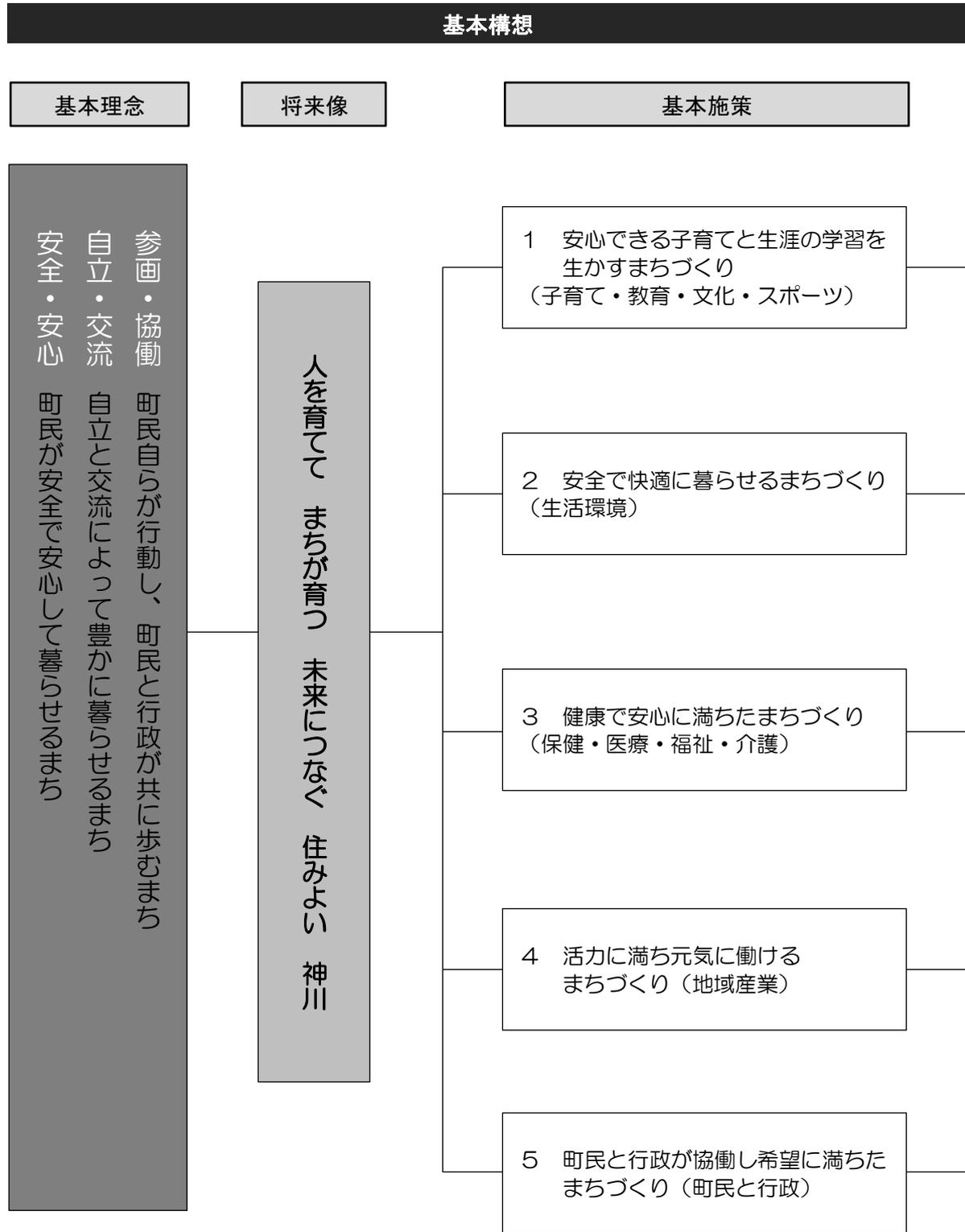
人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい 神川
～ 歴史・自然を後世に ～

御嶽山や城峰山に代表される恵まれた緑、西部を流れる神流川や神流湖は本町の象徴でもあり、それら自然に育まれた町の歴史とともに将来にわたり大切に引き継がなければなりません。

豊かな自然と人々の暮らしが融合し、誰もが集い、出会い、ふれあい、新たな価値を創造しながら、「人を育てる」理念のもと、将来にわたり成長し安心して暮らせる「住みよいまち」を目指します。

第3章 まちづくりの政策の体系

基本構想で定める5つの基本施策を実現する手段として、基本計画の中で61の具体的施策を次のとおり定めています。



基本計画

分野別施策

具体的施策

(1) 子育ての支援	◎	子育て環境の整備、地域の子育て支援
(2) 幼児・学校教育、青少年健全育成	◎	家庭・幼児教育の充実、学校教育の充実、地域との連携による学校づくり、青少年の健全育成
(3) 生涯学習と文化活動	◎	生涯を通じた多様な学習活動の推進、芸術文化の振興、伝統文化の継承と保存・活用
(4) スポーツ・レクリエーション	◎	生涯スポーツ施設の充実、スポーツ・レクリエーションの普及
(1) 土地利用	◎	土地利用の推進、拠点形成と市街地整備
(2) 居住環境	◎	道路網の整備、公共交通の利用促進、上水道整備、公園・水辺・緑地整備、住宅整備
(3) 自然環境	◎	地域景観の整備、環境保全と環境美化の推進、下水道整備、循環型社会の推進
(4) 安全な暮らし	◎	消防救急体制の充実、地域防災体制の確立、減災対策、地域防犯・交通安全の推進、消費者対策の充実
(1) 健康づくりと医療	◎	健康づくりの支援、地域医療の充実
(2) 地域福祉の充実	◎	地域福祉サービスの拡充と利用の促進、地域福祉活動の促進、福祉活動への住民参加の促進、人にやさしいまちづくりの促進
(3) 高齢者の保健・福祉・介護	◎	介護サービスの充実、健康・自立の支援
(4) 障がい者の自立と社会参加	◎	自立生活支援、社会参加の推進
(5) 生活の安定と支援	◎	ひとり親家庭への支援、低所得者福祉
(6) 保険・年金	◎	国民健康保険・高齢者医療制度の推進、年金の円滑な推進
(1) 農林業	◎	担い手の育成と農用地の保全、特色ある農業の推進、森林の育成と林業の振興
(2) 工業	◎	既存企業の支援と育成、企業の立地促進
(3) 商業・地域産業	◎	商業機能の活性化、地域産業の創出
(4) 観光	◎	集客交流の促進、観光情報の発信
(1) 人権尊重と共生	◎	人権の尊重、男女共同参画の推進
(2) 町民との協働	◎	情報共有化の推進、町民参画の仕組みづくり、団塊世代の社会参加
(3) 交流	◎	交流の推進、国際化の推進、情報通信ネットワークの活用
(4) 行財政運営	◎	分かりやすい行政運営、効率的な財政運営、広域的な連携

第4章 まちづくりの基本施策

基本施策 1

安心できる子育てと生涯の学習を生かすまちづくり

子育て・教育・文化・スポーツ

人口減少、少子高齢化社会においては、町民一人ひとりが自らの力を発揮することが、地域活力を維持し、高めることにつながります。

町民全てが思いやりの心と健やかな身体を持ち、それぞれの個性を十分に発揮できるように、世代を超えた教育を推進するとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの主体性を保ちながら連携を強めることが重要です。

子どもたちを取り巻く環境は、急速に進行する少子化や、家庭や地域の子育て力の低下等から、大きく変化しています。

子どもは町の将来を担う宝との認識のもと、子育て支援への高い町民ニーズに応え、地域の様々な活動主体と連携し、子育て家庭の支援に努め、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を目指します。

生涯を通じた学習では、町民生活の充実や職業能力の向上等を通して、地域の活性化のために大きな役割を果たします。そのための学びの環境を充実させます。また、健康への関心からスポーツや各種体操教室へのニーズがますます高まっています。子どもから高齢者まで、誰もがスポーツ・レクリエーションに参加できる環境を一層充実させます。

(1) 子育ての支援

働く親の子育てと仕事の両立を支える多様な保育サービスを充実します。また、子育て相談や親子同士の交流等、地域で支援できる体制づくりを進めることによって、育児不安を解消し、地域で安心して子育てができるように努めます。

施設・設備面では老朽化した保育施設の早期改修を図るとともに、行政手続き等のワンストップサービスの実現に向けた取り組みを加速します。

イメージ図等

(2) 幼児・学校教育、青少年健全育成

家庭教育は、生活習慣や社会生活のルールを身に付ける第一歩です。本町は家庭教育の支援体制を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。

同時に、学校教育は多様で変化の激しい社会を生きる上で必要となる知識や能力を習得し、豊かな心や社会性を育むために、一層重要性を増しています。本町では学校教育環境の充実・整備を進め、地域に根ざした特色ある開かれた学校づくりに取り組みます。



(3) 生涯学習と文化活動

ふれあい・学び合いの生涯学習活動を推進し、町民一人ひとりがそれぞれの年代やライフスタイルに応じて自由に学び、学んだことを地域に生かすことができるようにします。また、交流を通し、町民が健康で生きがいを持ち、お互いを支え合える社会の実現に努めます。

文化の香り高い心豊かなまちづくりを目指すとともに、地域の文化財や歴史の再発見等を通して、郷土への愛着心や関心が高まるよう、文化財の保護と活用に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション

健康づくりや地域のコミュニケーションの形成につながるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。子どもや高齢者まで、誰もがそれぞれの体力や年齢、趣味、目的に応じてスポーツを楽しめるよう、活動の機会や場を提供します。

生活の場としての圏域を踏まえ、地域の特性を生かした土地利用や人々が集いにぎわう場づくり、多様な交流の基礎となる道路交通基盤の整備と公共交通の充実を図ります。にぎわいと活力のあるまちづくりには、職と住のバランスが大切だからです。

豊かな自然と良好な環境は、暮らしの安心と充実を支える基盤となります。本町には自然と共生する文化や風土があり、西部を流れる神流川は、環境保全の象徴でもあります。緑化運動、河川の浄化運動等を通して自然と環境を楽しむことや、自然との共生や資源の循環を重視するライフスタイルを普及させることは、環境共生型のまちづくりにつながります。また、地震、洪水等自然災害への備えを強め、減災体制の強化にも努めます。

(1) 土地利用

定住に向けて、本町の特長である水と緑を生かし、自然の豊かさと都市の利便性の双方を享受できる、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

第2次総合計画においては、2つのゾーンと7つのエリアの概念を用いて土地利用の概要を構想します。

【ゾーン】

1. 産業・物流活性化ゾーン

このゾーンは国道254号沿線の発展及び主要地方道上里鬼石線及びJR八高線といった既設交通網の利点を生かした産業・物流の活性化を図るとともに、整備を目指す国道254号バイパス完成後の産業発展に対応可能な各種整備に努めます。

2. 交流・体験活性化ゾーン

このゾーンは県立上武自然公園に代表される豊かな自然に恵まれ、ゴルフ場や宿泊施設を中心とした観光レクリエーションを通じて、都市住民の訪町を目指します。

【エリア】

1. 拠点整備エリア

JR八高線丹荘駅や役場本庁舎をはじめとして行政機能を集中させたエリア。町民の利便性を考慮し都市計画道路を検討する等、積極的な拠点形成を図ります。

新庁舎 画像

2. 定住促進エリア

- ① 役場本庁舎周辺から整備された町道1-3号線を中心とした利便性に優れた用地を新築住宅用地として供給するエリアで主に流入人口の確保と流出人口の抑制を目指します。
- ② 丹荘地区から青柳地区にわたって主要地方道上里鬼石線を中心とした既設市街地が形成されているが、近年の空き家・空き地の顕在化に伴い、住宅地としての再発展を目指します。
- ③ 下水道等、住宅地としてのインフラに恵まれた渡瀬地区・主要地方道上里鬼石線沿いのエリア。住宅地としての発展を目指します。

3. 企業誘致促進エリア

工業団地を中心に農業的土地利用及び都市的土地利用との調和を図りながら、企業誘致と在町企業の確保を推進するエリア。

4. 一体利用推進エリア

国道254号バイパス完成後の産業発展を見込み、将来的な企業誘致を行うことを目指す大字八日市円良岡・大字八日市台下を中心としたエリア。

5. 歴史・史跡エリア

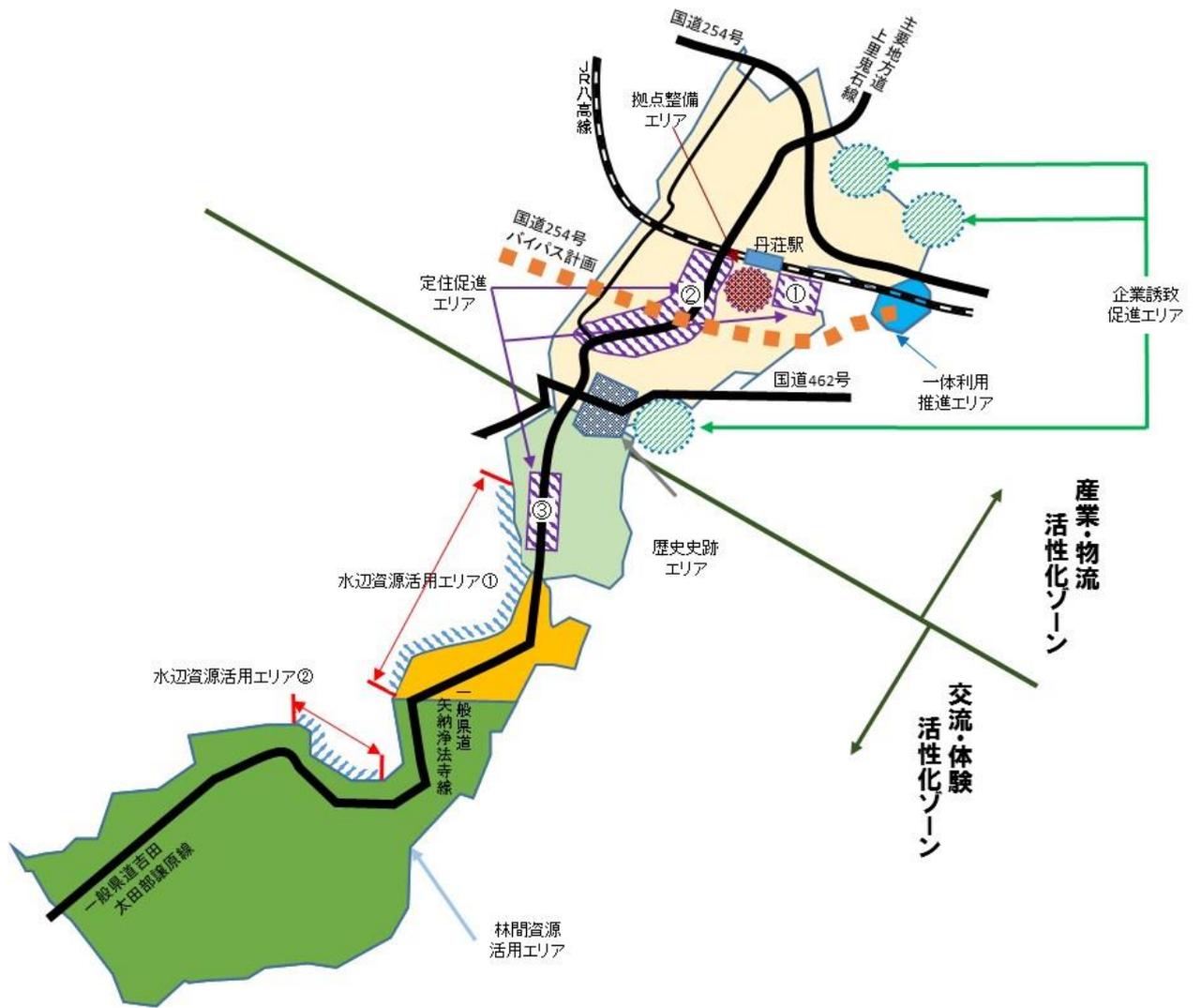
金鑽神社や金鑽大師を中心とした年間を通じた入込客数が最も多いエリア。環境の適正な保全を図り、歴史・文化の拠点としての活用を目指します。

6. 水辺資源活用エリア

下久保ダムから三波石峡（図上②）及び第2調整ダムから渡瀬水辺公園まで（図上①）の、本町を特徴づける景観を形成する神流川周辺は、水質の浄化と環境保全を進め、自然な川の流れと水辺空間を生かした保全・活用を進めます。

7. 林間資源活用エリア

県立上武自然公園に代表される豊かな自然に恵まれ、神流湖や河川の源流等を持ち、水と緑に恵まれた水源地域です。中山間地域の多様な地域資源を生かして交流を促進し、積極的に本町の魅力発信を行います。



(2) 居住環境

効率的かつ利便性に優れた道路網を構築するため、交流の基盤となる道路整備を推進するとともに、適切な維持管理により機能の向上を図ります。また、地域の特性に合わせた交通形態の検討、利便性の向上や代替路線バスの維持・確保に努めます。

上水道事業等による安全でおいしい飲料水の安定供給、公共下水道や合併処理浄化槽をはじめ生活排水処理施設の整備を進め、快適な居住環境の確保に努めます。また若者の定住促進のため、主要道路沿線の住宅開発を促進させる等して宅地確保に努めます。同時に、高齢社会に対応した住宅施策に取り組みます。

(3) 自然環境

自然を生かした河川整備や環境整備、里山等を利用した景観形成活動に努めます。水と緑の保全を図ることによって、人々の生活にゆとりとやすらぎを与え、ふるさとを身近に感じられるようにするためです。

ごみの減量化とリサイクル等、身近な地域環境に対する町民の意識を高め、町民、企業、行政が連携して総合的な環境整備に取り組めるようにします。

(4) 安全な暮らし

防災行政無線の更新等によって、地震や風水害等の災害時における速やかな対応と高齢者への支援を促進します。また、消防団の充実等による災害への備えと自主防災組織等の組織づくりを支援・推進します。

また、防犯、交通安全、消費者対策等日常生活の安全確保に取り組みます。



町民が健康でいきいきと暮らせるよう、保健医療体制を活用し、町民の主体的な健康づくりを支援します。

地域福祉については、地域福祉計画に基づき、町民一人ひとりの多様なニーズに対応する基盤づくりを推進します。また、福祉サービスと合わせ、町民相互の交流を活発化して、地域コミュニティを中心に助け合い、支え合いのまちづくりと、全世代型・全対象型地域包括システムを推進します。

(1) 健康づくりと医療

各種保健サービスの活用を図ることによって、町民が健康的な生活習慣を身に付け、自ら健康づくりに取り組める体制を整えます。また、地域医療の充実と生活圏を重視した医療連携に努め、全ての町民が安心して医療サービスを受けられるようにします。



画像

(2) 地域福祉の充実

地域の人々がお互いに支え合える地域福祉づくりを進めることによって、子どもから高齢者、障がい者等、町民一人ひとりが、それぞれの能力を生かした社会活動に参加でき、快適な日常生活を営めるように努めます。



画像

(3) 高齢者の保健・福祉・介護

高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすことができるように、健康づくりや社会参加、生きがいづくりも含めた地域包括ケアシステムの確立に必要な多種多様なサービスの充実を図ります。



(4) 障がい者の自立と社会参加

障がい者の自立を促し、社会参加を支援する体制を充実させるために、生活や就労の場を確保します。また、町民相互の交流を促進し、障がい者に対する正しい理解や相互に支え合える思いやりのあるまちづくりを進めます。

(5) 生活の安定と支援

ひとり親家庭の自立を図るため、就労支援、生活支援、経済的支援等の総合的な支援策を推進します。

低所得者の生活負担の軽減を図るため、実情に即した援護サービスを推進するとともに、相談活動や指導の充実に努めます。

(6) 保険・年金

国民健康保険や介護保険の健全な運営とサービスの充実に努め、国民年金制度の啓発を促進します。

高齢者医療制度の一部改正等を受け、将来にわたる安定的で持続可能な医療保険制度に向けて、医療費及び介護給付費の軽減、適正化を推進します。

農林業は本町の主要な産業であるとともに、環境に対する取組がますます求められている今日、食を支え、命を育む産業として、一層重要性を高めています。

工業では、町内立地企業への支援と積極的な企業誘致に努めます。また、経済のグローバル化に迅速に対応するため、企業の技術や知識を生かした特長ある発展を目指します。

また、商業機能の充実を図り、町民の利便性の向上や、にぎわいのある空間形成につなげるように努めます。

水と緑に恵まれた中山間地域の持つ多様な資源を十分に生かし、新しい楽しみ方を創造する等、観光交流への取組を進めます。

(1) 農林業

担い手の確保・育成に努め、安定した生産の持続を図ります。また、付加価値の高い農林業を目指し、消費者ニーズに対応した農林業生産・流通体制の整備、都市住民との交流等特色ある農林業振興を進めます。同時に、自然環境や生活環境等に配慮しながら、農林業の多面的な機能を発揮することができるような諸施策を推進します。

森林の維持管理や木材需要に応えられる林業の計画的な基盤整備を図るとともに、長期的な視野による森林づくり等の推進により、森林の総合的機能の発揮に努めます。

また、近年課題となっている所有者不明土地問題の対策や農産物の工程管理に基づく品質保証の考えの方の導入について検討を進めます。

(2) 工業

工業の活性化を図り、雇用機会の拡大につなげることが重要な課題となっています。既存企業の技術開発、高度化、新分野進出への支援等によって既存産業の集積を生かしながら、道路網や情報通信網の整備、未活用の用地の利用等を進め、新規企業の誘致によるさらなる産業拠点の形成を目指します。

また、「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業の設備投資を支援します。

(3) 商業・地域産業

まちづくりと一体となった商業地づくりを支援し、地域の商店・商店街の持つコミュニティ機能を高めるよう努めます。また、食品加工をはじめ特産品の振興を図る等、地域に密着した地場産業を育成します。

地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの創出を支援し、地域の活性化や新たな雇用の創出を図ります。

(4) 観光

本町には森林、河川・溪流等の自然、歴史・文化、農業・農村等の地域資源が豊富にあります。これらの資源を活用し、自然や地域住民とのふれあいを楽しむ体験型観光に対応した観光事業への積極的な取組を進めます。

また、効果的な観光PRや情報提供を行い、交流と地域の活性化が一体となった取組に努めます。

町民が「自らの地域は自らつくる」という志を持ち、一人ひとりの知恵を結集できる環境を作り、地域の課題解決や環境改善への取組等につなげていきます。

人と人とのふれあいとネットワークの広がりをもたらし、町内外の交流をさらに活性化させ、希望に満ちたまちづくりを進めます。

全ての町民が、お互いの人権を尊重し合いながら、共に生きることのできる社会の実現を目指します。また、地域に伝わる文化や、暮らしと結びついた風習、生活の知恵等を大切にし、町の共有財産として継承に努めます。

また、厳しい財政状況のもと、多様化・高度化する町民ニーズに応えるため、町民と行政の役割分担を進めたうえ、行政資源を集中的に投入し、効率的で効果的な行政サービスの提供を図り、本計画が有効に機能するよう行政評価システムの活用により、マネジメントサイクル⁴の構築に努めます。

(1) 人権尊重と共生

女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる人々の人権が尊重され、共に暮らせる共生社会の実現を目指します。

様々な機会を捉えて人権教育・啓発活動を推進することによって、町民が人権課題に対する正しい認識と理解を深め、人権意識を高めることができるように努めます。

(2) 町民との協働

行政についての情報を町民と共有化し、対話しやすい環境を作ります。また、協働のまちづくりに向けた体制を整備し、町民一人ひとりが「自らの地域は自らつくる」という住民自治の原点を再確認した上で、幅広い分野で協働による新たなまちづくりに取り組めるようにします。

画像

⁴ マネジメントサイクル：行政評価のマネジメントサイクルは、事業をPLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）の流れで考え、実施結果を成果の視点で評価し、次の改善に結び付けようとする考え方。

(3) 交流

より多くの町民が様々な分野で交流の輪を広げることにより、お互いの助け合いに支えられた安心な暮らしの実現に努めます。また、町外との交流により神川の魅力を高め、新たな来町者の増加につなげます。



(4) 行財政運営

住みやすいまちづくりを主眼とした分かりやすい財政運営に努めます。ワンストップサービスの実現等によって行政サービスをより効率的・効果的なものにし、質の向上を図ります。同時に、協働のまちづくりによる様々な公共サービスの提供に努めます。

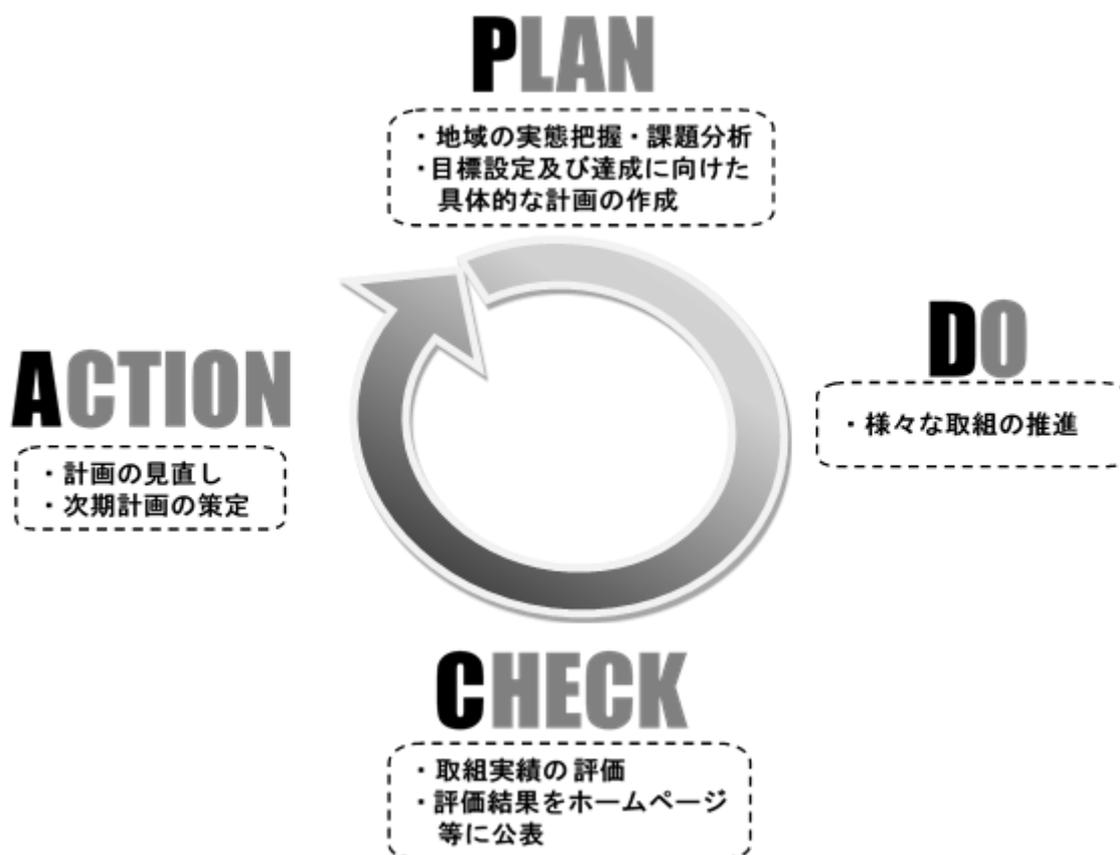
児玉郡市広域市町村圏組合による事務事業の共同処理や構成市町との連携により、効率的な行政運営を図るとともに、地方分権に対応した地域の基盤づくりに取り組みます。

第5章 計画推進のために

1 実現性の高い計画づくり

本計画は、従来多く見られた行政主体の箱物（ハード）を中心とした計画ではなく、市民をはじめとする様々な活動主体が連携・協力する事業モデル（ソフト）に重点を置いた計画となっています。

本計画の主な施策の取組には、その指標となる現状値と目標値を設定し、市民と行政が目標を共有しながら必要に応じて見直すことのできるPLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）のマネジメントサイクルを意識したものとしました。



2 全庁挙げての計画達成

社会経済情勢が大きく変化する現代では、新たな行政課題に横断的かつ柔軟に対応することが必要となります。さらに地方分権の進展は、地域の実情に応じた独自の特色ある施策展開を求めています。

こうしたことから、行政分野を超えた総合的・横断的な視点に立って本計画を推進します。

3 職員能力の向上

本計画では、計画の策定及び推進にあたり、実施する施策・事業の有効性・効率性の向上を目指します。そのため目標値を設定し、実施結果を検証する等、短期的にも改善に向けた取組を行います。

こうした取組を通して職員一人ひとりが町民のニーズを的確に捉え、コスト意識を高める等事業運営に関する能力向上を図ります。



4 効率的な行財政運営

地方分権を拡大する行財政制度の改革が進み、豊かさや安心が実感できる地域を作るために各自治体の知恵と工夫が求められています。本町では、特色のある自治体としての政策立案能力を高めるとともに、時代に則した公共サービスのあり方を適時に検討する等、町民の視点に立った行財政運営を目指します。

第3編
基本計画

基本施策 1 安心できる子育てと

生涯の学習を生かすまちづくり

第1章 子育ての支援

1 子育て環境の整備

現況と課題

- 町内には、町立の保育所が2か所、幼稚園が1か所、民間の保育園が1か所あり、多様化する子育てに関する町民ニーズを反映して0歳から5歳までの保育を行っています。
- 核家族化や人口減少による少子化の進行に伴い、子どもと子育ての家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育て世代が楽しみながら心豊かに子育てができるように支援していくことが求められています。
- 幼児期は生涯において心身ともに最も発達し、人間形成の基礎を培う大切な期間です。子どもたちが健やかに成長するためには、就学前の教育を充実させ、いきいきと活動できる環境づくりを進めなければなりません。
- 本町では、保育サービスをはじめこども医療費の助成、児童手当の支給、母子保健事業等多様な子育て支援に取り組んでいますが、保育施設を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが一層強く求められています。

基本方針

1. 多子世帯への経済的負担を軽減する取組を推進する等、安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実に努めます。
2. 子育てと保護者の就労の両立を目指し、施設や制度の充実を図る等仕事と子育ての両立支援に向けた環境づくりに取り組みます。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 29 年度)	新目標値 (2027 年度)
延長保育実施数	町内保育所数 (町営 2、民間 1)	0 か所	0 か所	0 か所	3 か所
一時保育実施数 【新規】	町内保育所数 (町営 2、民間 1)	—	—	3 か所	3 か所
町民満足度（子 育て支援）【新 規】	まちづくりアン ケート	—	—	21.5%	40.0%
病後児保育実施 施設数【新規】		—	—	0 か所	1 か所
学童保育所数	各小学校区にそ れぞれ 1 か所	3 か所	4 か所	4 か所	5 か所
ファミリーサポ ート事業【新 規】	会員数（依頼会 員＋提供会員）	—	—	11 人	30 人

具体的な施策

(1) 子育て支援サービスの充実

① 情報の提供

育児講座や家庭教育学級等の充実により、保育や子育て情報の積極的な提供を図ります。

② 産前産後の育児支援事業の拡充

安心して子どもを産み育てられるように、出産後の早い時期からの子育て支援事業を拡充します。

③ 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するために、児童手当やこども医療費制度、多子出産祝い金や多子世帯保育料軽減、第3子以降給食費無料化等の子育て家庭への制度の周知に努めるとともに、保育料等の負担の適正化に努めます。

④ 制度の普及と利用促進

子育て支援応援企業の認定制度を通じて、町の子育て支援策に係る財源の確保に努めるとともに、事業所においては子育て支援に対する関心を高めることに努めます。

(2) 保育サービスの充実

① 保育体制の充実

一時保育、土曜保育、預かり保育、英会話教室や育児講座、待機児童解消のための取組等多様化する保育ニーズに対応できるよう保育サービスや保育施設の設備の充実を計画的に進めます。

② 人材の育成

保育士研修等を充実し、人材の育成に努めます。

③ 病児保育事業・病後児対応型の検討

保育士や看護師の有資格者等の人材を活用して、病児保育事業・病後児対応型を検討します。



画像



画像

2

地域の子育て支援

現況と課題

- 地域での人と人との結びつきが希薄化し、さらに少子化により子ども同士や親同士の交流も減っていることにより、身近に相談できる人が少ない等子育てに関する悩みや不安を感じる家庭が増えています。子育て家庭と地域住民が交流できる環境づくりや安心して集える場の整備を行い、地域ぐるみで子どもを守り育てていくことができる町づくりが求められています。
- 本町では、これまでに保健センターや各保育所（園）、子育て支援センターにおいて子育ての相談に応じるほか、情報提供に努めています。今後は地域の子育て支援機関との連携を深めるとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの充実が求められています。
- 放課後の児童健全育成に向けて、学校関係者との連携の強化と放課後生活の場の充実が求められています。

基本方針

1. 地域と行政が協力して、子育て家庭を支え合う体制づくりを整備します。
2. 放課後、子どもたちの居場所や遊び場の確保を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
出生数【新規】	出生数（年度）	—	—	86人	60人
子育てサークル数	保護者のニーズを把握し設置	0団体	1団体	0団体	1団体
子育てサロン【新規】	利用者数（保護者＋未就学児）	—	—	—	300人
子育て支援センター利用人数【新規】	保育所等に入所していない就学前児童と保護者の利用数	—	—	2,719人	3,000人
子育て世代包括支援センター【新規】	相談件数	—	—	—	300件

(1) 子育て支援体制の充実

① 子育て支援センターの充実

子育て支援センターにおいては、子育てに関する情報提供の充実や子育てサークルの育成・支援により親子での交流の促進を目指します。

② 児童虐待の防止

児童虐待を早期に発見し適切な支援を行うため、地域や関係機関との連携を強化し児童虐待防止に努めます。

③ 巡回支援事業の充実

発達に遅れが見られる子どもについて、早期療育による発達支援及び保護者への個別支援を図るとともに、巡回相談により、保育所、幼稚園、小中学校等の集団場面への支援も充実します。

④ 社会福祉協議会と連携して、子育ての親子が交流する場となる「子育てサロン」を支援します。

⑤ 子育て世代包括支援センターの充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的に支援する「子育て世代包括支援センター」の充実をします。

(2) 子どもの居場所の確保

① 交流の場の確保

放課後子ども教室事業と学童保育事業との連携により放課後生活の場の確保に努め、児童の保護と健全育成を推進します。

② 遊び場の確保

子どもの身近で安全な遊び場として既存の公園や緑地の有効活用を図ります。



画像

第2章 幼児・学校教育、青少年健全育成

1 家庭・幼児教育の充実

現況と課題

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣・生活能力、思いやりや倫理観の醸成、自立心や自制心、社会的マナー等を身に付ける大切な機会としてその重要性は一層高まっています。
- 子育てに不安や悩みを持つ親は増加していて、家庭での教育力の向上が課題となっています。
- 少子化・核家族化により、子ども同士の交流機会が減少し、地域全体で子どもを守り育てる力も弱くなる傾向にあります。多様化する子育ての悩みを解決するため、一人ひとりの実態に応じた支援が求められています。
- 幼児教育施設としては、町立幼稚園では、3歳児保育や延長教育も行う一方で、町内3か所の保育所では0歳児からの保育を行っています。多様化する保育ニーズに対応するため、業務の整理・統合が課題となっています。

基本方針

1. 学習、相談機能の充実により、家庭教育力の向上を図ります。
2. 幼稚園と保育所（園）との連携を強化する等、幼児教育の充実を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
家庭教育の充実	家庭教育学級の参加者数と全児童・生徒数との割合	70.6%	75.6%	79.3%	84%
町民満足度（幼児教育）【新規】	まちづくりアンケート	—	—	23.4%	40.0%

(1) 家庭教育の充実

① 学習機会の確保

各小中学校や幼稚園において子どもと保護者を対象にした家庭教育の大切さを学ぶ家庭教育学級を充実させ、子育て中の親が多く集まる機会等を利用した学習機会や相談機会の確保も図ります。

② 家庭・学校・地域の連携づくり

地域に対する学校教育情報の提供や通学中の見守り活動等を通し、家庭、学校、地域が積極的に連携し合い、社会全体で子どもたちを育てるための取組を推進します。

③ フォーラムの開催

家庭教育・地域フォーラムを通じて、子どもの安全や家庭教育のあり方等の意見交換を進め、子どもたちの健全な成長を支援します。

(2) 幼児教育の充実

① 幼児教育環境の整備

安全でゆとりある快適な幼児教育環境を整備するとともに、体験活動の充実や教職員の能力向上を図ります。

② 幼稚園と保育所（園）との連携

3歳児保育及び延長教育のあり方検討等、幼稚園と保育所（園）の連携強化に努めるとともに、ニーズに合った子育て支援を展開します。



画像

2

学校教育の充実

現況と課題

- 本町には小学校が4校、中学校が1校あり、国の学習指導要領に基づく教育を推進していますが、一部地域では少子化の影響から児童・生徒数が減少し、行事等の実施に支障が生じ始めています。
- いじめや不登校等を未然に防止するため、児童・生徒一人ひとりに合わせた指導方針の策定が求められ、教職員の指導技術の向上も求められています。
- 基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、さらに命の大切さや他人、郷土を思いやる心を育む、地域の特性を生かした教育の実践に取り組む必要があります。
- 発達障がいを抱える児童・生徒等、特別な支援を必要とする子どもへの対応が求められています。また、土曜日授業のあり方等、学校教育の内容について、さらに議論を深めることも必要です。
- 学校施設については、老朽化に対して計画的な対応が求められます。また、学校設備についても学校図書館の充実を図るとともに、児童・生徒がコンピューターや情報通信ネットワーク等を適切・効果的に活用できる環境を整備する必要があります。

基本方針

1. 基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現等教育内容の充実を図ります。
2. 豊かな心や社会性を育む教育を推進します。
3. 自然体験、社会体験等の学習を拡充させるとともに、教育環境の充実を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
情報教育の基盤整備	インターネットの校内LAN導入率	50.0%	100.0%	100%	100%
学校の教育活動全般に対する評価	保護者アンケート調査での肯定的評価の割合	82.9%	85%	97%	100%
町民満足度(学校教育)【新規】	まちづくりアンケート	—	—	24.5%	40.0%

(1) 教育内容の充実

① 学力の向上

幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校が連携して基礎的な知識や技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を身に付ける取組を推進します。

② 食の知識の習得と基礎体力の向上

児童・生徒が健康で学校生活を送れるよう、規則正しい食生活や健康で安全な食の知識を習得するとともに、体育授業や部活動の充実、新体力テスト等スポーツを通して基礎体力の向上を図ります。

③ 情報教育の推進

情報教育に関わるシステムと学習環境の整備を一層充実し、児童・生徒の情報活用能力の向上に努めます。

④ 国際理解教育の推進

外国語・外国語活動に ALT を配置するとともに、異文化体験を充実させる等、国際理解教育を推進し、グローバル化に対応できる人材の育成を図ります。

⑤ 教職員の資質・能力の向上

校内授業研究会や教職員等教育講演会、オール神川研修等積極的な教職員研修を促進し、教職員の指導力向上に努めるとともに資質・能力の向上を図ります。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

① 心の教育の推進

人権教育、道徳教育、郷土教育等により、学校・家庭・地域が連携して思いやりの心や社会貢献の精神を育むための心の教育を推進します。

② 健康教育の推進

児童・生徒の発達段階に応じ、食育や健康、性、薬物（危険ドラッグを含む）等に関する正しい知識を身に付けるための健康教育と指導の充実を図ります。

③ 教育相談の充実

保護者が悩みごとを気軽に相談できるよう、さわやか相談員やスクールカウンセラー等と連携して教育相談活動を充実します。

④ 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの持てる力を高められるよう、就学奨励事業等特別支援教育の充実を図ります。

(3) 教育環境の整備

① 教育施設の整備

児童・生徒の安全確保や教育環境の向上を目指し、教育施設の計画的な施設修繕や大規模改修を推進します。

② 学校図書館の整備

学校図書館の資料の充実及び計画的な更新を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動を支援します。

③ ICT環境の整備

情報活用能力を向上させるため、コンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、児童・生徒の学習内容への興味・関心を高める取組を推進します。



画像



画像

3

地域との連携による学校づくり

現況と課題

- 地域との結びつきを強化するため、家庭・学校・地域の情報交換を進め、教育に関する関心と理解を一層深めるとともに、ボランティアによる相互支援及びクラブ活動・部活動の指導者等の人材活用を進める必要があります。
- 子どもの安全を守るために地域と連携した見守り活動を充実させることが求められています。また、学校給食についても地元食材を使用した安全な給食の実施等食育の推進が求められています。

基本方針

1. 様々な体験活動を通して、生きる力を育て「絆」を深めるための取組を進めます。
2. 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健やかな育成と開かれた学校づくりを推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
地域人材の活用人数	学校の授業等に協力した年間実人数	205人	300人	256人	350人
子ども110番の家数	各学校登録数	366軒	400軒	326軒	400軒
学校運営協議会の設置数【新規】	学校運営協議会の設置数	—	—	1校	5校

(1) 体験学習機会の充実

① 体験活動の充実

たくましい児童・生徒の育成に向けて、地域と連携した自然体験、農業体験等の職業体験、社会体験等の活動を充実します。

② 郷土資源の活用

学習教材として郷土の歴史・文化財を活用し、郷土を想う心を育みます。

(2) 地域とともにある学校づくり

① 開かれた学校運営の推進

地域に向けて学校施設の積極的な活用を促すとともに、土曜日授業の実施や、学校運営に保護者や地域の声を反映する学校運営協議会制度を推進します。

② 地域の人材活用

地域の特性を生かした様々な体験活動や総合学習等に、地域の人材を積極的に活用します。

③ 学校安全の向上

児童・生徒が安心して通学できるようスクールガードリーダーを中心とした下校ボランティアや「子ども110番の家」等を充実するとともに、行政区や保護者の協力を得て町内防犯パトロール等の取組を強化します。



画像

4

青少年の健全育成

現況と課題

- 地域での人と人との結びつきの希薄化等により、青少年の交流や社会体験等、社会の規範を学ぶ機会が少なくなっています。また、いじめや非行等は大きな社会問題となっています。
- 青少年の健全な成長には、社会全体での取り組みが不可欠です。本町では、青少年育成委員会や青少年育成推進員が中心となって、家庭や学校、地域との連携強化を進めていますが、さらに、青少年相談員や相談体制の充実を図る必要があります。
- 青少年の社会体験機会を確保するため、より積極的に社会貢献活動やボランティア活動に参加してもらうための仕組みづくりが求められています。
- 青少年をインターネット上での悪質サイト等から守るため、SNSをはじめとしたインターネット利用等への対処が必要になっています。

基本方針

1. 青少年が地域で様々な活動に積極的に参加できる青少年活動を支援します。
2. 学校や家庭と連携して青少年の健全育成に取り組む環境づくりを推進します。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
声かけ・あいさつ運動の実施団体【新規】	青少年団体、学校PTA等の団体のうち実施団体の数	—	—	9団体	10団体

(1) 青少年の活動促進

① 社会活動の支援

社会福祉協議会等との連携・支援を進め、他人への思いやりや協調する心を育めるよう、社会貢献活動やボランティア活動への参加等青少年の社会活動を支援します。

② 各種活動機会の提供

中学校部活動育成事業や週末子ども教室を実施し、青少年がスポーツや文化活動に気軽に参加できる機会を提供するとともに、活動の拠点として公共施設の活用を推進します。

③ リーダーの発掘・活用

リーダー研修への参加を通じて、青少年リーダーの養成・確保を図るとともに、人材の発掘・活用に努めます。

(2) 青少年の健全育成

① 安全・安心の確保

青少年育成委員会や青少年相談員を中心に、学校・地域・ボランティア等が連携して声かけ運動や巡視活動を実施し、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

② 非行防止対策の推進

地域や関係機関と連携して、青少年に関する有害環境の浄化促進に努めるとともに、インターネット利用の調査や薬物乱用防止対策を充実させ、補導活動等青少年の非行防止対策を推進します。



画像

第3章 生涯学習と文化活動

1 生涯を通じた多様な学習活動の推進

現況と課題

- 心豊かな充実した人生を送り、時代の変化に対応していくために生涯学習への取組が求められています。本町では、中央公民館やふれあいセンター、ステラ神泉等の施設において学習機会の提供や各種事業を推進しています。今後は、各種学級・講座の充実や生涯学習指導者の養成等、住民ニーズの多様化への対応が求められています。
- これからは、より多くの町民が気軽に参加でき、楽しみながら学習活動を進めるために、地域に根ざした交流を通して地域を活性化できる学習活動の推進が求められています。

基本方針

1. 町民が生涯を通じ、総合的に生涯学習を進められる推進体制の整備を図ります。
2. 町民ニーズに合った様々な講座・教室を実施し、学習活動の支援に努めます。
3. 生涯学習活動を推進するための場の確保と提供を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
各種学級・講座への参加者数	学級・講座等の参加割合	26.0%	31.0%	31.0%	34.0%
生涯学習に対する町民の満足度	まちづくりアンケート調査	22.5%	50.0%	20.9%	50.0%

(1) 生涯学習推進体制の整備

① 生涯学習推進計画の展開

町民の学習ニーズに対応した総合的・体系的に生涯学習を推進する生涯学習推進計画をPDC Aサイクルに則り、事業の展開を図ります。

② 指導体制の充実

生涯学習活動を支援する指導者の養成・発掘に努めるとともに、指導者を生涯学習事業に活用する仕組みを確立します。

③ 学習情報の提供と相談体制の整備

「広報かみかわ」や利用者のクチコミ、インターネットの活用等、町民に対する幅広い学習情報の提供を量的に拡充するとともに、取組を支援する相談体制を整備します。

(2) 生涯学習機会の充実

① 学習機会の拡充

中央公民館、ふれあいセンター及びステラ神泉において、生涯学習まちづくり講座や女性学級、成人学級等各種学級・講座を充実させるとともに、時代に即した新たな講座を開設する等学習機会を拡充します。

② 読書活動の推進

図書資料の充実とともに、読書ピクニック等子どもの読書活動の積極的な推進や家庭で読書に親しむ環境づくりに努めるとともに、読み聞かせ活動の支援や読書サークルの組織化を図ります。

③ 体験交流学习の推進

子ども会育成会への支援、自然体験やこども教室等スポーツ・文化活動等を通して、多様な子どもと大人が学習・交流できる機会を提供します。

④ 高齢者の学習活動の支援

健康・福祉事業、社会福祉協議会等と連携し、生きがい学級等の講座や教室の充実を図るとともに、高齢者が長年培ってきた知識や技術を発揮する場や機会の提供を図ります。

(3) 生涯学習施設の充実

① 生涯学習施設の活用と充実

生涯学習施設として活用が図られている中央公民館やふれあいセンター、ステラ神泉等の施設を文化活動サークルの活動場所として利便性を高める等の有効活用に努めます。また、町の教育文化の向上を図るため、図書館及び歴史資料館等を兼ね備えた生涯学習センターの設置を検討します。

② 学校開放施設の利用

学校施設を町民にとって身近な生涯学習施設として有効活用を進めるとともに、利用者マナーの徹底を図りながら学校開放施設の利用を推進します。

2

芸術文化の振興

現況と課題

- 「モノ」の豊かさだけでなく「心」の豊かさが重視される時代にあって、町の発展にとって文化の振興は取り組むべき大きな課題となります。
- 町内の文化活動は、各種文化団体と自主サークル活動を中心に活発に行われていますが、芸術文化に親しむ機会はまだ不足しています。誰もが気軽に参加できる団体、サークルの育成や活動の場づくりが必要となっています。
- 生涯学習の推進にあたり、リーダーの確保・養成や社会教育指導員による活動の支援が必要となっています。

基本方針

1. 心豊かな文化の香り高い町を目指して、芸術・文化活動の担い手を育成する等、文化活動の充実を図ります。
2. 文化的イベントを充実させ、文化にふれあう機会の拡充に努めます。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民文化活動団体数	文化協会加盟団体数及び社会教育施設利用団体数	106 団体	122 団体	116 団体	122 団体

(1) 文化活動の充実

① 文化活動の支援

活動の核となる文化団体等の活性化に向けて文化活動のリーダーや指導者の育成を図ります。また、生涯学習推進にあたり各種教室の企画、運営、読書活動の普及等を社会教育指導員が支援します。

② 交流の場の充実

生涯学習町民文化祭やステラ神泉まつり等町民の文化活動の成果を発表する機会を通じて、交流・研鑽の場の充実に努めます。また、文化協会等関係団体が自発的な活動ができるよう支援します。

(2) 文化に親しむ機会の拡充

① イベント活動の支援

文化協会加盟団体や自主サークル団体の活動と生涯学習町民文化祭やステラ神泉まつり等、町民との協働イベントを拡充します。

② 情報提供の充実

県や近隣市町等と連携しながら、文化に関する活動や施設等の情報提供を充実させます。



画像

3

伝統文化の継承と保存・活用

現況と課題

- 本町には、金鑽神社の多宝塔をはじめ、国・県・町の指定文化財が多数あります。また、県内でも有数の古墳群等有形・無形の文化遺産に恵まれています。
- 本町では、歴史を背景とした特色ある伝統的年中行事や民話が受け継がれている等、誇れる文化が多く残されています。これを町民共有の財産として後世に伝えとともに、その活用に努める必要があります。
- 伝統文化に親しむ機会が十分ではなく、関心の低さが課題となっていることから文化財保護や伝統文化の継承についての啓発を推進することが求められています。また、継承する人材の確保・育成も必要となります。

基本方針

1. 文化財の保護・活用により、郷土に対する関心を高めます。
2. 郷土の歴史と文化を学ぶ講座や教室を開催して学習機会を拡大させるとともに、文化財関係団体の育成や町指定文化財を新規に指定することにより文化の継承、保全・活用に努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
収蔵品展開催による町民満足度	まちづくりアンケート調査	15.2%	20.0%	14.0%	16.0%
文化財普及事業	ふるさと歴史講座やこども歴史教室等各種事業への参加人数	84人	92人	111人	120人
町指定文化財の新規指定【新規】	神川町指定文化財件数	—	—	3件	5件

(1) 文化財の保護・活用

① 文化財の保護・保存

文化財保護意識の向上を図るため、文化財の保存管理施設の整備や埋蔵文化財の試掘調査・発掘調査による出土品の整理、遺跡台帳の整備等文化財の適切な保存に努めます。

② 文化財の公開・活用

収蔵品展の実施や標柱・説明板等の文化財の保存管理施設の整備を進めることにより、文化財を広く公開するとともに、その活用に努めます。

(2) 歴史と文化の継承

① 郷土の歴史文化の掘り起こし

歴史文化の継承を図るため、文化財関係団体の育成や町指定文化財の新規指定を実施し、地域に受け継がれてきた歴史・文化の掘り起こしや保全・活用に努めます。

② 郷土文化の継承

町の歴史をテーマとしたふるさと歴史講座やこども歴史教室を実施し、文化財の展示等を通じて郷土への理解を深め、郷土文化の継承に努めます。



画像

第4章 スポーツ・レクリエーション

1 生涯スポーツ施設の充実

現況と課題

- 本町の生涯スポーツ施設は、B&G 海洋センターをはじめとして、神川ゆ〜ゆ〜ランド内にはターゲットボードゴルフ場等が整備されており、学校体育施設の開放と合わせて、子どもから高齢者まで気軽にスポーツを楽しめるように場として提供しています。
- スポーツ活動は、町民の心身のリフレッシュや健康づくりに重要な役割を果たすことから、町民の誰もが生活の一部として気軽にスポーツを楽しめるように、施設の利便性の向上等、環境づくりをさらに進める必要があります。

基本方針

1. 子どもから高齢者まで、気軽にスポーツを親しむための生涯スポーツ施設を充実します。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
生涯スポーツ施設利用率	延べ利用者数と6歳以上人口割合(生涯学習・社会教育事業実績報告書より)	8.7回	9.6回	5.7回	6.3回

具体的な施策

(1) 生涯スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の利用促進

健康増進事業との連携を図り、既存のスポーツ施設の有効活用を進めます。また、生涯スポーツ振興のため、スポーツ推進委員等新たな指導者の発掘や育成に努めます。

② スポーツ施設の利便性の向上

子どもから高齢者まで気軽にスポーツ施設を利用できるように、利用手続きの簡素化や柔軟な施設運営により、利便性の向上を図ります。

2

スポーツ・レクリエーションの普及

現況と課題

- スポーツ・レクリエーション活動は、健康づくりや生きがいづくりに大きな役割を果たすとともに、世代を超えた町民相互の交流を深め、活力あるまちづくりを進める上で重要な役割を担っています。
- スポーツ・レクリエーション活動への参加は、健康、生きがい、仲間づくりにつながります。今後、誰もが気軽にスポーツ等に親しめるよう、生涯スポーツの振興に向けた、既存のスポーツ施設の有効活用を進めるとともに、スポーツ推進委員等指導者の確保・育成が求められています。

基本方針

1. 子どもから高齢者まで生涯スポーツを実践していくために、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、楽しめる事業を展開します。
2. スポーツ・レクリエーション活動の情報提供、スポーツ団体や指導者の育成、機会の創出に努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
スポーツ教室参加者数	実施スポーツ教室延べ参加者数と15歳以上人口の割合	7.1%	10.0%	4.8%	7.0%
スポーツ振興に対する町民満足度	まちづくりアンケート調査	19.1%	50.0%	17.6%	46.0%

(1) スポーツ・レクリエーション機会の提供

- ① スポーツを通じた健康づくりの推進
生活習慣の見直しや食生活の改善を促進する等健康づくり運動の普及・啓発に努めます。
- ② 自然環境の活用
歩け歩け大会等のウォーキングや町民ハイキング等豊かな自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
- ③ 多事業との連携
公民館事業と連携し、エアロビクス、スキー・スノーボード教室等、各種スポーツ教室の拡充と健康増進事業を連携し、ウォーキング等の軽スポーツの普及に努めます。
- ④ イベントの開催
町民体育祭の充実をはじめ、町民親睦ゴルフ大会やターゲットバードゴルフ大会、かみかわ駅伝大会等子どもや高齢者が共に参加するスポーツイベントや障がい者も参加できるフェスティバルの開催を推進します。

(2) スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

- ① 情報提供の充実
スポーツ・レクリエーションに接する機会に関する情報や施設、各種団体・グループ等の情報提供を充実します。
- ② 指導者の育成
体育協会やスポーツ少年団との連携を図り、指導者の発掘と育成に努めます。また、町の生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ推進委員制度を推進します。
- ③ スポーツ団体への支援
体育協会加盟団体をはじめ、スポーツ少年団及び自主活動を行っている団体等の事業の活性化を支援します。



画像

基本施策2 安全で快適に暮らせるまちづくり

第1章 土地利用

1 土地利用の推進

現況と課題

- 急激な人口減少が進むなか、定住促進に向け、住居、商業、工業など、地域の特性に応じたバランスの良い再配置が求められています。
- 本町では、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）による農用地区域（農振地域）の指定により優良農地の保全が図られています。この理念を尊重しつつ、土地の有効利用に向けて検討する必要があります。
- 農業の担い手の減少や農産物価格の低迷等による離農が目立ち、遊休農地が増加しています。これら遊休農地が周辺の生活環境に及ぼす影響が顕在化しています。
- 神泉地区の山間部において未だ地籍調査が済んでいない区域が存在し、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを実現するためにも、町内全域の地籍調査を完了することが求められています。
- 本来農業振興のために行われている農振地域の指定や、都市的土地利用を進めるための都市計画区域の指定が、土地利用の選択を狭めている現状が見られるため、幹線道路沿いを中心とした宅地化等への計画的な土地利用が求められています。

基本方針

1. 農地を保全する理念を尊重しつつも町の活性化を図るべく農振地域の見直しを検討し、土地の計画的な運用や有効利用に努めます。
2. 森林・農地の保全を図るとともに、既存集落の特性を生かし、環境にやさしく災害に強い、持続的に発展できる土地利用を推進します。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
地籍調査実施面積	地籍調査実施面積 ÷ 対象面積	52.4%	70.0%	57.7%	65.0%
都市計画道路の指定	指定件数	—	—	0本	3本

具体的な施策

(1) 計画的な土地利用の推進

① 計画的な土地利用の推進

ゆとりと潤いのある環境を創造するため、産業基盤、生活基盤、田園環境等の計画的かつ適切な土地利用を進めます。

② 土地利用の誘導

関係法令や開発指導要綱などの適正な運用による開発や建築指導に努め住宅立地や産業拠点の形成を促すため、農振地域の見直しに係る所要の対策事業等を検討します。

③ 中・長期的な土地利用実施計画の策定

総合計画の理念に基づき具体的な事業計画を含んだ土地利用実施計画(含む道路等インフラ整備計画)を策定します。

④ 要望活動の継続

国道254号本庄藤岡間バイパスの建設促進、一般県道矢納浄法寺線の拡幅等に関する要望活動を推進します。

(2) 自然環境を生かした地域づくりの推進

① 地籍調査の推進

国土調査法に基づく、地籍調査事業を計画的に実施します。

② 森林の保全・整備

森林は、水源かん養等の公益的機能が十分に発揮できるよう保全・整備を図るとともに、河川を管理する埼玉県等と協力し、自然体験学習の場や遊歩道等森林にふれあえる施設・機能の整備を進めます。

③ 里山の保全・整備

里山の総合的な保全・整備を目指した里づくり事業を推進し、花による景観形成、自然の生態観察等、地域住民と来訪者との新しい交流拠点づくりを進めます。

④ 農地の保全・活用

農用地区域の保全に努め貸出農地の拡大等、都市住民との交流の場としての活用と農地利用の再編を検討します。

⑤ 緑地の保全と田園風景の保持

本町のシンボリックな景観を形成する神流川周辺の緑地保全を図ります。また、農家や農地を含めた田園風景を守るため、無秩序な開発を防止するとともに、良好な景観の維持管理に努めます。

⑥ 田園居住の促進

農村集落の生活環境の整備を図るとともに、集落特性を考慮した田園居住の地域づくりを促進します。また、転入人口の増加を促進するために計画的な宅地化の促進を図ります。



画像



画像

2

拠点形成と市街地整備

現況と課題

- 町内外の住宅需要を満たすため、住宅地開発とともに歩道や自転車道等の生活道路の整備をはじめとした、計画的な市街地整備を図る必要があります。
- 町民生活の利便性の向上と新たな住宅需要への対応を両立させるため、役場本庁舎周辺を拠点とした住宅地開発と周辺整備が求められます。
- 町内に空き家や空き地が目立ち、生活利便性の低下とともに居住人口の減少が進んでいます。一方で国・県道及び幹線道路周辺に広がる住宅需要とのマッチングによる対策の効果が期待されています。
- 点在する既存集落の維持・発展を目指した、「小さな拠点」づくりの検討が求められています。

基本方針

1. 行政が主導する中規模な拠点整備により、町内外の新たな住宅需要の受け皿としての計画的な市街地整備を進めます。
2. 町の特性を生かし、地域住民の参画による「小さな拠点」を形成・維持することにより、生活、交流機能の向上を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
開発行為面積	開発協議会対象の開発行為	3.7ha	増加	2.7ha	増加

画像

(1) 行政主導の拠点形成

① 行政機能の集約

行政機能の整理・統合等により、効率的な拠点整備を目指します。

② 新たな住宅需要への対応

行政機能の集約に伴い、より利便性の高い住宅用地の供給と市街地整備を目指し、地区計画の導入等を検討します。

③ 不要な町有地の活用

公共施設の整備統合を進める上で余剰地となる町有地について、住宅地への転用等、積極的な活用を図ります。

④ 空き家・空き地の解消

国・県道及び幹線道路周辺を中心とした空き家・空き地の解消を促進します。

(2) 町民参画による「小さな拠点」づくり

① 町民に寄り添った計画づくり

既存集落の維持・発展を目指した「小さな拠点」づくりに向け、町民の意見をより多く取り入れられる仕組みを検討します。

② 陳情・請願制度の可視化

身近な陳情・請願制度の事業達成度について情報開示する制度を検討します。



画像

第2章 居住環境

1 道路網の整備

現況と課題

- 道路網は町民の快適な生活を支えるとともに、災害物資の輸送における役割が注目される等、ますます重要度を増しています。
- 慢性的な交通渋滞の解消や産業の新たな基盤、住宅地としての利便性向上に向けて、国・県道の抜本的な改良が望まれています。
- 主要町道をより快適に、また町の拠点整備や主要道路沿線の住宅地開発によって人口維持につながる施策が期待されています。
- 他市町へアクセスしやすい道路環境を整備するために、隣接市町の道路計画とリンクした整備計画を策定する必要があります。

基本方針

1. 国・県道の整備要望及び土地利用実施計画（含む道路等インフラ整備計画）に基づく主要町道の整備により、快適な生活環境を確保し、まちの活性化や地域活力の向上に寄与する道路ネットワークの形成に努めます。
2. 災害時に迅速に対応できる連絡道路や、日常生活を支える生活道路として、利便性、安全性等に配慮した町道整備を図ります。
3. 安全な交通網を確保するために、公共施設等総合管理計画に則った維持管理を推進します。

画像

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 29 年度)	新目標値 (2027 年度)
町道舗装率	舗装済面積÷町道面積×100	40.6% (1 級 98.6%・2 級 89.6%・他 32.1%)	47.0%	48.1% (1 級 99.5%・2 級 91.6%・他 40.6%)	55.0%
町民満足度（道路整備）【新規】	まちづくりアンケート	—	—	25.9%	30.0%
歩道舗装率【新規】	舗装済面積÷歩道面積×100	—	—	100.0%	100.0%
都市計画道路の指定（再掲）	指定件数	—	—	0 本	3 本

具体的な施策

(1) 幹線道路の整備

① 国道の整備

広域的な都市間交通を担う国道 254 号や国道 462 号については、建設促進に向け隣接市町で構成する期成同盟会とともに、国や県へ要望します。

② 県道の整備

主要地方道上里鬼石線、前橋長瀬線の早期改良と橋梁整備や県道矢納浄法寺線の拡幅について県や関係機関に要望します。

③ 主要町道の整備

県道の補完的な役割を担う主要町道については、地域間を結ぶネットワークづくりのための改良拡幅、舗装修繕等の道路整備を図ります。

④ 拠点整備に伴う道路整備

行政機能の集約と基盤整備を推進するため、丹荘駅周辺から役場本庁舎周辺を範囲とした道路整備を検討します。

⑤ 隣接市町との調整

隣接市町の道路計画等を注視し、適時かつ効果的な事業計画を策定します。

(2) 生活道路の整備

① 町道の整備

「小さな拠点」形成につながる効果的な改良整備を進めるため、町民生活に密着した生活道路の整備や、老朽化による道路等の破損を修繕し、生活の利便性と安全性の向上を図ります。

② 森林管理道の整備

森林管理道は、森林を健全に維持・管理し、間伐などの森林整備を行う上で、必要不可欠な道路であるほか、山村地域における集落間を結ぶ生活道路としての役割を果たすよう、森林管理道の整備促進、維持管理に努めます。

(3) 道路環境等の維持管理

① 安全な道路整備の推進

国・県道や主要町道の歩道及び道路照明灯等、安全施設の整備や危険箇所の確認のための道路パトロールの実施、人にやさしい道路づくりを推進します。

② 効果的かつ効率的な整備の推進

予防保全を前提として、定期点検等に基づくメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化による安全性の確保及び効率的な維持管理を図ります。

③ 橋梁の維持管理

橋梁に関しては、崩落の危険性の高いものや利用頻度の高いものから優先的に改修等を行います。



2

公共交通の利用促進

現況と課題

- 公共交通は、通勤や通学等日常生活の交通手段として、また、地域間の交流・連携において重要な役割を果たしています。高齢者による交通事故の比率が年々増加傾向にある中、公共交通機関の果たす役割がますます大きくなっています。
- 鉄道はJR八高線が走り、町内には丹荘駅がありますが、乗降客は減少の一途をたどっており、運行本数の削減が懸念されています。
- バス交通は、少子化の進展や自家用車の普及、多くの高校でスクールバスが導入されたこと等から学生の利用者数は減少しています。しかし、自家用車を持たない高齢者等の交通弱者にも暮らしやすい地域であるために、路線バス運行の維持と利用者の増加を目指す必要があります。

基本方針

1. 近隣市町と連携を図りつつ、既存公共交通のあり方を検討し、利用促進に努めながら維持存続を図ります。
2. 中長期的な視点から、運転免許を持たない高齢者等に配慮した交通空白地対策を検討します。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町営バス乗客数	年間乗客実績人数	7,572人	7,850人	1,516人	3,000人
町民満足度(鉄道・バス)【新規】	まちづくりアンケート	—	—	11.6%	20.0%

(1) 公共交通利用の促進

① 鉄道電車化・複線化の促進と利便性の向上

JR八高線については、JR八高線沿線の9市8町と八高線電車化促進期成同盟会を設立して連携を図り、運行本数の増強と電車化・駅舎の改修等による利便性の向上を関係機関に要望します。

上越新幹線の利便性をより高めるため、アクセス道路の整備や近隣市町や関係機関と連携して本庄早稲田駅への停車本数の増加を要望します。

② バス路線の充実促進

バス事業者に路線存続と路線延長を要望するとともに、町営バスは、既存路線バスと連携した運行を図ります。また、利用者や環境に配慮したバスの普及に努めます。

③ 駅前整備の推進

公共交通利用を促進するため、JR丹荘駅を町の玄関口として、市街地整備と合わせて駅前広場の環境整備を図ります。

(2) 交通空白地における高齢者等への対策

① 新交通システムの検討

ボランティア等の協力を得ながら高齢者等に配慮した新たな交通システムの調査・検討を進めます。

② 費用の一部補助の実施

日常生活で必要とされる医療機関等への通院や通所、買い物若しくは公共施設又は金融機関等の利用に対し、タクシー料金等の一部補助を実施します。



画像

3

上水道整備

現況と課題

- 本町の水道は日常生活に欠くことのできないライフラインとして健全な運営に努めています。水道事業を充実させるための拡張事業や簡易水道の統合を推進してきました。水源は、河川の表流水、伏流水及び浅井戸を使用しています。引き続き安定的な水源の確保や、老朽化が進んだ施設の更新等計画的な整備が課題となっています。
- 水道施設の維持管理を適正に進める上で、石綿セメント管の更新、既設管の老朽化等が課題となっています。老朽化が進行すると漏水が発生し、有収率の低下を招く恐れがあります。

基本方針

1. 安全でおいしい水の供給及び安定給水を確保するため、老朽管の更新等を計画的に行うことで漏水防止対策を推進し、効果的な管理運営を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
石綿セメント管更新率	更新済延長÷更新対象延長×100	63.0%	100.0%	55.3%	100.0%
水道水の有収率【新規】		—	—	81.8%	90.0%

具体的な施策

(1) 安定した水の供給

① 水源の確保

水需要の動向を踏まえ、石綿セメント管を耐震管へ布設替えを推進する等、上水道の安定給水を図るとともに、伏流水や浅井戸等からの水源を確保します。

② 浄水場の整備

浄水場の浄水処理方法をさらに安全で確実にするため、水質や地形等の環境を考慮し、最適な浄水処理方法の導入を進めます。

また、老朽施設の計画的な更新に努めます。

③ 節水意識の啓発

広報紙や町ホームページ等により、水資源の大切さや節水意識の啓発を図ります。

4

公園・水辺・緑地整備

現況と課題

- 本町では冬桜で有名な城峯公園をはじめ神流川水辺公園、神川ゆ〜ゆ〜ランド、自然の山を体験できる池田公園といった住民の憩いの場としての公園が数多く整備されています。公園整備水準が高いなか、地域に点在する児童公園等も含め、近年遊具などの老朽化を迎えており、その更新・維持管理が課題となっています。また、少子化、高齢化に伴い、住民ニーズに合った施設への転換も求められています。
- 公園の維持管理について、今後は住民との協働による管理・運営が重要となっています。公園の維持管理について、指定管理者制度導入など運営のあり方を検討する必要があります。
- 神流川沿いには緑地が広がり、市街地や集落には平地林などが点在し、丘陵地には里山が控えるなど、うるおいとやすらぎの空間を形成しています。緑地空間の有効活用・新たな魅力創造により、町の景観を代表する神流川と住民とのつながりを身近にする取組が求められています。
- 緑の豊かな環境は、ますます貴重となっており、かけがえのない地域環境として次世代に引き継ぐことが課題となっています。

基本方針

1. 町民との協働による管理・運営に努めるとともに、公園・緑地の充実を図ります。
2. 埼玉県等の関係機関と調整し、水辺資源を活用した施設整備を進めます。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（公園）	まちづくりアンケート調査	26.4%	30.0%	16.1%	30.0%

画像

(1) 公園・緑地の整備と管理・運営

① 水辺資源活用施設の充実

秩父瀬神流パークや神流川水辺公園を拠点とした、水と緑にふれあう水辺資源活用施設の充実を図ります。

② 身近な公園の整備

子どもの身近な遊び場、子育て家庭や高齢者の交流など身近な憩いの場の創出に努めます。

③ 協働による公園の管理・運営

公園・緑地の美化の意識啓発を図るとともに、官民協働による公園の管理・運営のあり方を検討・推進します。

④ 公園遊具の更新

老朽化を迎える公園遊具については、更新をする等適正に管理します。

⑤ 城峯公園の整備

城峯公園のレクリエーションや交流の拠点としての機能を高めるため、公園の環境整備を進めるとともに、町の木である冬桜や四季を通じて楽しめる樹木の植栽、遊歩道やキャンプ場等の整備を推進します。



画像

5

住宅整備

現況と課題

- 住宅開発は、比較的開発しやすい幹線道路沿いに住宅地が形成されてきましたが、近年は空き家・空き地の増加が目立ち生活利便性の低下とともに居住人口の減少が進んでいます。一方で国・県道及び幹線道路周辺に広がる住宅需要とのマッチングによる対策の効果が期待されています。今後、まちづくりと一体となって自然との調和や景観に配慮した質の高い住環境づくりに努める必要があります。
- 住みよい町を推進するため、開発指導基準を住宅向けに緩和することを検討する必要があります。
- 公営住宅の一部は老朽化が進みつつあるため、県営住宅の整備と町営住宅の適切な維持・管理を図るとともに、施設の改修や高齢社会にも対応したバリアフリー住宅の検討等が必要となっています。また、公営住宅の一部には空室があることが課題となっております。

基本方針

1. 安全・安心・快適な住宅地の開発・誘導に努めるとともに、健康や環境に配慮した質の高い住宅建設を促進します。
2. 公営住宅及び特定公共賃貸住宅は、適切な維持管理を図るとともに、老朽化に対応します。

具体的な施策

(1) 住宅地の開発・整備

① 住宅地の適切な誘導

新たな住宅地は、土地利用計画及び土地利用実施計画（含む道路等インフラ整備計画）に合わせた開発を進め、適切な誘導に努めます。

② 住宅地の整備

道路、公園等の整備を図り、都市住民や若者の定住促進に配慮した良好な住宅地の整備に努めます。

③ 安全な住宅の確保

昭和 56 年以前に建築された木造一般住宅への簡易耐震診断及び補強等に関する情報の普及啓発に努め、リフォームを支援します。

④ 空き家リフォーム

空き家の有効活用と町民の良好な居住環境を確保するため、町内にある空き家を解体・改修（リフォーム）する場合、その費用の一部を補助します。

⑤ 開発指導基準を住宅向けに緩和

住宅地開発を促進するため、開発指導基準を住宅向けに緩和することを検討します。

⑥ 空き家・空き地の解消

国・県道及び幹線道路周辺を中心とした空き家・空き地の解消を促進します。

(2) 公営住宅の整備

① 県営住宅の整備

県営住宅のバリアフリーを考慮した計画的な整備を県に要望します。

② 町営住宅の適切な維持管理

町営住宅の計画的な整備を検討するとともに、適切な維持管理に努めます。また、空室対策を解消するために、広報誌やホームページでの入居募集を行うとともに子育て世帯への使用料の減免を実施する等、制度の充実を図ります。



画像



画像

第3章 自然環境

1 地域景観の整備

現況と課題

- 神流川の緑地は、本町を代表する特色ある地域景観を形成しています。さらに自然や歴史・文化の豊かさ、田園風景、町並み等様々な景観特性により価値を認識し、地域の自然、風土、文化と調和する心地よい美しい景観づくりに努める必要があります。
- 本町でも、町民の身近な自然環境や景観に対する関心を高め、町の発展を推進しつつも、景観形成の誘導・促進に努める必要があります。また、自然環境や景観を守るためにクリーン作戦等の実施に努める必要があります。
- また、地域景観を保持する上で、空き家・空き地や遊休農地が点在していることが課題です。

基本方針

1. 町民と協働して、景観保全のための取組を積極的に推進し、神川の特性を生かした美しい自然景観づくりに努めます。

具体的な施策

(1) 共に進める景観形成

① 神流川の景観保全

神流川の環境や景観を守るためにクリーン作戦を実施する等、本町の特性と景観を生かして神流川周辺の自然環境を保全します。

② 景観形成活動への支援

景観への理解を求めながら、花木や草花による四季折々の風景が楽しめる環境づくり等地域活動を支援します。

③ 歴史的な自然景観の保全

町民の協力により、古木や史跡等歴史的な自然景観を保全する取組を支援します。

④ 空き家対策の推進

景観の保全と町内への定住の促進と地域の活性化を図るため、国・県道及び幹線道路周辺を中心とした空き家・空き地の解消を促進します。

2

環境保全と環境美化の推進

現況と課題

- 住宅地開発を推進することで本町の水質汚濁や悪臭が懸念されていることから、都市化に伴う環境変化に対応した施設整備等の対策適切な維持管理が求められています。
- 環境美化に向けて、各地区や団体、学校単位での清掃活動等が行われています。不法投棄の防止を強化し、町民や観光客の協力を得ながら町内美化に努め、ごみを捨てにくい環境を創り出す必要があります。

基本方針

1. 町民、事業者、行政がお互いの役割を尊重し、連携しながら環境保全活動を推進し、環境負荷の軽減を図ります。
2. 不法投棄防止の強化に努めるとともに、町民の美化活動を支援します。

目指す指標

指標	算出方法	現状値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 29 年度)	新目標値 (平成 39 年度)
低公害庁用車の導入	導入車両数	10 台	20 台	17 台	20 台
庁舎照明 LED 化率【新規】	役場本庁舎の照明に LED が占める割合	—	—	—	100.0%



画像

(1) 地域の環境保全

① 行動指針の啓発推進

町民、事業者、行政が一体となって、環境問題の取組促進のため「神川町環境基本計画」をさらに周知・啓発し、地域・家庭・職場で環境に対する理解を深めます。

② 臭気対策の推進

農業振興策により堆肥舎等の施設整備を促進するとともに、事業所等から排出される臭気対策に努めます。

③ 水質浄化の推進

水環境の保全を図るため、生活排水対策として下水道への加入及び合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理に努めるとともに、河川や井戸の水質調査等水環境に配慮した活動を支援します。

④ 環境負荷低減対策の推進

地球温暖化対策実行計画を策定し、環境への負荷の低減を図ります。

(2) 不法投棄対策の促進

① 取り締まりの強化

町民や県及び警察と連携して、環境保全の指導や環境監視パトロール、看板の設置、不法投棄の取り締まりや指導を強化します。

(3) 環境美化の推進

① ごみのポイ捨て防止の推進

ごみの持ち帰り運動やポイ捨て防止を推進します。

② ボランティア活動の促進

行政区や子ども会等各種団体と協力して、清掃ボランティア活動を促進します。



画像

3

下水道整備

現況と課題

- 神流川などの水質保全と生活環境保全を目的とした下水道整備は、渡瀬地区で特定環境保全公共下水道事業により平成 14 年度より工事が進められ、平成 20 年度より全区域供用開始となっています。北部の平坦な地域では、利根川右岸流域関連神川公共下水道事業として平成 17 年度より事業が進められています。（平成 30 年時点で第 4 処理分区整備完了）
- 適切な下水道への接続や合併処理浄化槽への転換による清らかな河川環境の維持が求められています。
- 人口減少に伴い、公共下水道区域の拡大や施設維持管理費用の捻出が難しくなる恐れがあり、将来を見据えた下水道経営が求められています。

基本方針

1. 既存下水道整備区域については、事業の継続性を念頭に置いた維持管理を進めます。
2. 下水道整備区域外については、合併浄化槽への転換を促進する等地域の実情に即した施策を展開します。

目指す指標

指標	算出方法	現状値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 29 年度)	新目標値 (平成 39 年度)
下水道普及率 (渡瀬地区)	接続人口÷区域 内人口×100	20.0%	90.0%	63.9%	90.0%
下水道整備（元 原地区等）	整備済区域÷計 画区域×100	0.0%	60.0%	54.0%	60.0%
下水道普及率 (元原地区等)	接続人口÷区域 内人口×100	0.0%	80.0%	23.9%	50.0%
合併処理浄化槽 の設置状況	合併処理浄化槽 ÷区域内浄化槽 ×100		1,000 基	932 基 52%	100.0%

(1) 生活排水処理施設の整備

① 下水道事業の推進

中長期的な実施計画である神川町公共下水道事業経営戦略を推進するとともに、加入推進により接続率の向上に努める一方、施設の効率的な維持管理に努めます。

② 合併処理浄化槽の設置を促進

下水道整備地域外は、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。



画像

4

循環型社会の推進

現況と課題

- 本町では、ごみ発生の抑制のために分別収集の徹底や古紙等の資源の有効活用等リサイクル化を推進するとともに、生ごみの減量化に努めています。生活様式の利便性が高まる中、なお一層ごみの減量化に向けた取組が重要となっています。
- 時代の潮流として、地球温暖化防止に向け化石エネルギーの利用を抑制し、太陽光や風力、バイオマス等再生可能な自然エネルギーの利用を拡大することが求められています。

基本方針

1. 循環型社会の形成に向け、町民のごみを減らす意識を高めるために4R（リフューズ～購入拒否、リデュース～減量化、リユース～再使用化、リサイクル～再資源化）の推進に努めます。
2. 省エネルギーや自然エネルギー利用の取組を推進します。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
一人一日あたり のごみ排出量	家庭系可燃・不 燃ごみ量/人口 ÷365	651 g	631 g	648 g	500 g
集団資源回収量	資源回収	379 t	416 t	274 t	301 t

(1) 4Rの推進

① 啓発活動

持続可能な循環型社会を構築するため、行政区等と連携して、ごみの減量化や資源の有効利用に努めるとともに、買い物のレジ袋をもらわないようにする等ごみを減らす意識を高めるための取組として、ごみ4Rの推進に向けた啓発活動を実施します。

② 減量化の促進

生ごみを堆肥化する生ごみ処理機の普及や買い物時にマイバッグ持参を推奨することにより包装の軽減を図る等、ごみの減量化を促進します。

(2) 再資源・再利用の推進

① リサイクルの促進

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、資源ごみの量や品目の増加に対応できるよう、資源リサイクル活動を奨励し、地域に密着したリサイクルを推進します。

② 資源ごみ回収の推進

各種団体と協力して、地域の集団回収の促進と資源ごみの回収を進めるとともに、小型家電のリサイクル回収等に取り組みます。

(3) 省エネルギーの推進と自然エネルギーの導入促進

① 省エネルギーの推進

省エネルギーへの理解を深めるため、町民及び事業者に対する意識啓発に努めるとともに、公共施設の照明のLED化を推進し、空調の適正管理等の省エネルギーへの取組を推進します。

② 自然エネルギーの導入促進

地球温暖化防止のため太陽光や風力、バイオマス等自然エネルギーの利用拡大に向けて、町民・事業者に対する普及啓発に努めます。

第4章 安全な暮らし

1 消防救急体制の充実

現況と課題

- 本町の消防救急体制は、常備消防は児玉郡市広域消防本部が実施する神川分署と神泉分署があります。また非常備消防として8分団174人編成の消防団があります。消防団は防災の要として重要な役割を果たしていますが、団員の確保が難しくなっております。
- 常備消防と非常備消防の連携を強化しつつ、消防団については実用的な消防設備・装備へ更新する等、体制の強化が求められています。
- 消防水利が不足している地域に関して、防火水槽等の増設等が求められています。
- 火災をはじめとする災害に備えて、町民の防火意識を高め、維持するための効果的な取組が必要とされています。

基本方針

1. 児玉郡市広域消防本部と地域の消防団の連携を強化し、火災や救命・救護にあたる消防・救急体制や設備の充実に努めます。また、火災予防として防火意識を高めるための啓発活動を推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
消防団員の確保	加入団員数÷条例定数	90.8%	100.0%	100.0%	100.0%

画像

(1) 消防救急体制の充実

① 常備消防の充実

児玉郡市広域消防本部による消防救急業務の充実に努めます。

② 消防団活動の充実

地域の消防防災に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、団員の確保と実情に応じた実用的な消防設備や装備の導入と更新を図ります。また、効果的な消防団活動を行うため、地域の実情に即した班編制の見直しを図ります。

③ 消火栓の増設

地域の事情に即した防火水槽等の増設等を図ります。

④ 火災予防の充実強化

町民や事業所の防火意識の高揚に向けて普及啓発に努めます。



画像



画像

2

地域防災体制の確立

現況と課題

- 災害発生時には、情報伝達機能の確保やボランティアへの支援活動との連携等、迅速な対応と防災対策が必要となります。総合的な防災訓練等を通じた自主的な防災体制の強化を進める必要があります。
- 災害時の備えとして、災害備蓄品の充実を推進するとともに、備蓄品を配備する施設の効率化を図ることが求められます。
- 地域での助け合い等町民一人ひとりの果たす役割は大きく、自主防災組織の設立を進める必要があります。

基本方針

1. 防災情報を迅速に提供し、防災訓練等を通して、防災意識の向上を図ります。
2. 地域の自主的な防災活動の支援や防災施設や備蓄品の充実等、防災対策の総合的な推進を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
自主防災組織数	組織設置数	0団体	23団体	5団体	10団体

画像

(1) 防災意識の向上

① 防災知識・情報の提供

ハザードマップ等による防災知識の向上と高齢者等に対する災害に関する情報提供を充実させます。

② 防災訓練の実施

関係機関が連携した総合的な防災訓練の実施計画（震災・火災・土砂災害等）の策定及び実施を推進します。また、防災訓練等を通して、高齢者や障がい者等要援護者に対する支援・協力体制の充実と防災意識の向上を図ります。

(2) 防災体制の充実

① 自主防災組織の編成と充実

災害時に町民、行政が連携した対応が図れるよう、自主防災組織の設立支援と充実を図ります。また、将来の地域防災リーダーを育成するため、ジュニア消防クラブの結成を支援します。

② 情報伝達機能の充実

災害時に正しい情報伝達ができるよう、防災行政無線（同報系）等の総合的な機能充実を図ります。

③ 広域災害への対応

大規模な広域災害に対応するため、関係機関等との連携・応援体制の整備を図ります。

④ 国民保護計画の推進

警察・消防等の関係機関と連携し、町民の生命、身体と財産を守る措置を総合的に推進します。

⑤ 災害備蓄品の充実

大規模な災害に備えるために、災害備蓄品のさらなる充実を推進します。また、備蓄品を配備する施設の効率化を図ります。



画像

3

減災対策

現況と課題

- 本町で起こりうる主な災害として、山間地の土砂崩壊や豪雨時における河川の氾濫等が挙げられます。山間地の土砂災害等を防止するための予防事業として治山・治水事業を行う必要があり、孤立の危険のある世帯への対応も必要です。
- 近年では大規模降雪時に交通機能がまひし、山間部において高齢者世帯の孤立が生じたこと等から、家庭における備蓄に関して一層の啓発を推進する必要があります。
- 災害時における早期復旧・復興のために、災害に関する協定を各業界と締結することを推進する必要があります。

基本方針

1. 町民の生命や財産を守り、安心して暮らせるよう、治山・治水の整備を促進し災害の未然防止を図ります。
2. 災害時における早期復旧・復興のために、災害に関する協定を各業界と締結します。
3. 森林整備や開発指導において災害に強い地域づくりに努めます。

具体的な施策

(1) 治山・治水対策の推進

- ① 治山・治水事業の促進
治山・治水事業の整備を国・県等の関係機関に要望します。
- ② 崩壊防止事業の促進
急傾斜地崩壊危険区域の整備を国・県等の関係機関に要望します。
- ③ 河川・水路の改修
神流川をはじめ主要河川の護岸等の早期改修を国・県等の関係機関に要望するとともに、普通河川や水路の改修を推進します。
- ④ ダム周辺環境の整備
関係機関や団体と連携し、下久保ダム周辺の環境整備を図ります。

(2) 災害に強い地域づくり

- ① 災害に強い森林づくり
適切な造林・保育・間伐を進め、水源かん養機能及び山地災害防止機能が発揮できる森林づくりに努めます。
- ② 関係法令の適切な運用
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、危険の周知

等を進めるとともに、開発事業者等に対し、県との連絡調整のもと、適正な指導に努めます。

③ 耐震化対策の推進

公共施設の耐震化を推進するとともに、民間住宅の耐震診断・改修の調査研究を進めます。

④ 災害協定の締結

災害時における各業界の専門性や機動力を生かし、早期復旧・復興を図ることを目的に、災害に関する協定を締結することを推進します。



画像



画像



画像

4

地域防犯・交通安全の推進

現況と課題

- 安全な社会づくりへの関心が高まっており、様々な犯罪を未然に防ぐために、警察機関との連携が一層求められています。また、幼い子どもたちをねらった犯罪に対し、学校、家庭、地域が連携した防犯対策が必要となります。
- 交通事故防止のために、交通安全運動期間中のキャンペーン等、啓発活動を推進します。また、交通規制表示の明瞭化が求められています。
- 高齢者や子ども・障がい者等、全ての利用者が安心して通行できるように防犯灯の設置や歩道を整備する等、道路環境づくりが求められています。

基本方針

1. 安心して暮らせるまちづくりを実現するため、警察と連携して、地域ぐるみの防犯対策や青少年健全育成を推進します。
2. 交通事故をなくすため、交通安全運動や交通規制表示の明瞭化、道路環境の整備を推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
自主防犯組織数	行政区数	0団体	23団体	6団体	23団体
交通事故発生件数	人身事故件数	70件	35件以下	59件	30件以下



画像

(1) 地域防犯体制の整備

① 防犯活動の推進

地域ぐるみの活動の支援や防犯パトロールの推進、防犯灯の計画的な整備等の防犯活動を推進します。

② 防犯意識の高揚

多様化高度化する犯罪にまきこまれないよう自主防犯活動を促進するとともに、町民や行政、福祉・医療関係者の研修等を通じて防犯意識の高揚と普及啓発に努めます。

③ 青少年非行の防止

青少年育成推進員や警察等と協力して、青少年の非行や犯罪を防ぐ防犯思想の普及啓発に努めます。

(2) 交通安全の推進

① 交通安全運動の推進

幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育により町民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めます。また、町の特産品である梨を生かした「事故なし（梨）キャンペーン」を実施することや、交通安全運動期間中に街頭キャンペーンを実施する等、啓発活動を推進します。

② 道路環境の整備

歩道やグリーンベルトの設置、道路照明灯等により、安全で人にやさしい道路環境の整備を推進します。

③ 交通規制表示の明瞭化の推進

町内の交通規制表示（白線等）をより明瞭にするために関係機関への働きかけを行うとともに、町も整備を図ります。



画像

5

消費者対策の充実

現況と課題

- 情報化社会の進展とともに、消費者トラブルが急増し、その内容も巧妙で多様化しています。また、高齢者等が振り込め詐欺や消費トラブルに合うケースも増えています。高齢者等への詐欺被害を未然に防止するために、意識啓発活動を推進する必要があります。
- 本町では、町民の安全な消費生活の確保に向けた情報提供の徹底や消費トラブルにあったときに相談をしやすい環境づくりが求められています。

基本方針

1. 特殊詐欺の手口が多様化する中で安全で安心な消費生活を送れるよう、意識啓発や知識の普及をはじめとする消費者保護を推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
消費者保護の充実	専門員による相談回数	月1回	月2回	月1回	月2回

具体的な施策

(1) 消費者保護の推進

- ① 意識啓発と知識の普及
消費生活の具体的な被害例や予防策等の情報提供により、意識啓発や知識の普及を推進します。
- ② 相談の充実
埼玉県消費生活支援センターと連携し、相談業務の充実・強化に努めます。
- ③ 高齢者等への詐欺被害の未然防止
近年多発している高齢者を中心とした特殊詐欺被害を未然に防止するために、高齢者の相談窓口機関と連携し、意識啓発活動を推進します。

基本施策3 健康で安心して満ちたまちづくり

第1章 健康づくりと医療

1 健康づくりの支援

現況と課題

- 青・壮年者の食生活・運動習慣等に起因する生活習慣病の増加や、高齢化による身体機能の低下等により、医療や介護を必要とする人が年々増加しております。健康寿命の延伸に向けて、町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、予防に重視した自主的な健康づくりの推進を図ることが求められています。
- 生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、家庭や地域の支え合いによって、個々の健康づくりがより一層促進されるよう、社会全体で支援する環境づくりが求められています。
- 高齢期では介護状態や認知症にならないように転倒や骨折の予防、栄養状態の改善、運動機能の向上等介護予防と一体となった健康づくりが課題となっています。
また、高齢者がいきいきと生活し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが必要とされています。
- 母子保健は、妊産婦から乳幼児の母子保健サービスを推進していますが、安心して子育てができる体制の整備が必要となっています。
- 感染症の発生及びまん延を防止するために、正しい知識の普及や積極的に予防接種の推進を図る等の事前対応型の感染症対策の推進が求められています。

基本方針

1. 子どもから高齢者まで、健康増進の気運を高め、自主的な健康づくりを支援します。
2. 健康診査や予防接種、母子保健事業等、保健サービスの充実を図ります。
3. 町民一人ひとりが健康的な生活習慣を身に付け、生活の質の向上を図れるように、食育や健康教育・相談の充実を図ります。
4. 運動機能の低下や認知症を予防するため、介護予防と一体となった健康づくりを推進します。
5. 健康づくりを地域で支え、見守るための環境づくりを強化します。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 29 年度)	新目標値 (2027 年度)
健康寿命	一生のうち、元気で活動的に暮らせる期間の長さ	男 80.1 歳 女 83.4 歳	延伸	男 16.27+ 65 歳 女 19.69+ 65 歳	男 16.5±65 歳 女 20.0±65 歳
健康だと感じる人の割合	町民調査による「健康だと感じる人の割合」	70.1%	増加	69.6%	75%
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査（3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査）を受診した割合			99.2%	100%
がん検診受診率【新規】	がん検診受診者数÷対象者数	—	—	肺がん 30.4%	肺がん 50%
				胃がん 10.9%	胃がん 30%
				大腸がん 21.9%	大腸がん 30%
				乳がん 23.0%	乳がん 30%
				子宮がん 18.9%	子宮がん 30%
健康づくり事業参加者数【新規】	毎日一万歩運動等健康づくり事業参加者延べ数	—	—	461 人	550 人
介護予防教室参加者	週いち元気アップ体操教室や交流事業の参加者延べ人数		—	6,581 人	・7,000 人 ・新規参加者を増やす

(1) 健康づくり活動の促進

① 啓発活動

健康づくり講座や説明会の開催、町内イベントでの普及コーナー、暮らし応援ガイド等のパンフレットの配布や町の広報及びホームページの活用等、多様な手法により健康づくりに関する啓発を推進します。

がん検診や特定健診の受診を促進することにより、町民自らが身体の状態を正確に把握し、適切に体調管理できるように支援します。

② 気運の醸成

健康づくり教室や子ども農園、各種講座等の健康づくり事業を推進するとともに、グループ活動の育成に努め、地域の健康づくりに対する気運を盛り上げます。

③ 生涯学習との連携

個人の状況に応じたウォーキングや軽スポーツ、文化活動による健康づくりを通じ、社会参加を促します。

④ 保健センター機能の充実

各種検診が受診しやすく、健康づくり教室に参加しやすいように、保健センター機能のあり方を検討します。

⑤ 部局が連携した健康促進

各部局で実施している健康促進事業を、整理・統合し町民が利用しやすい環境にするために、各部局が連携して全世代を通し一貫した支援体制のあり方を検討します。

⑥ 若年層が利用しやすい健康増進体制の整備

生活習慣病の予防のため、若年層から利用しやすい施設整備を推進します。

健康寿命延伸のため、運動や栄養に関する事業を通し予防を重視した健康増進体制を推進します。

(2) 保健サービスの充実

① 各種検診の充実

がん検診をはじめとする各種健康診査の受診率の向上及び保健指導の充実を図り、健康づくりを推進します。

② 母子保健の充実

安心して出産でき、子どもが健やかに育つよう、育児パッケージや療育医療給付、育児学級、妊婦や乳幼児の健康診査、訪問指導の相談や保健指導を通して育児の支援や母子保健事業を推進します。

③ 感染症予防対策の充実

医療機関との連携を密にして、個別接種方式による安全で効果的な予防接種の推進を図ります。

感染症に対する正しい知識の普及及び迅速かつ適切な情報提供を行います。

新型インフルエンザ等の感染症予防対策の基盤整備を図ります。

- ④ 歯科保健の充実
歯の喪失の原因となるむし歯や歯周疾患の予防のために、生涯各期における歯科保健対策を充実します。
- ⑤ 健康相談の充実
乳幼児から成人に至るまでの心身の健康に関する相談体制を充実します。

(3) 生活習慣の改善

- ① 早期発見と予防の推進
医療機関との連携を図り、生活習慣病の予防と早期発見に努めます。
- ② 食育の推進
健康づくりの基本となる食生活改善や食育に関する知識を普及するとともに、個人の状況に応じた生活習慣の改善指導や食生活グループの育成に努めます。
- ③ 情報提供と相談の充実
生活習慣病を予防するため、乳幼児から成人に至るまでの心身の健康に関する情報提供や健康相談等を充実します。
- ④ 特定健診の推進
特定健康診査の受診を推進し、受診率の向上に努めます。

(4) 介護予防の推進

- ① 地域支援事業の充実
高齢者が住み慣れたまちで安心して生活できるよう、介護予防と健康づくりの推進を図ります。
- ② 高齢者に適した健康づくりの推進
フレイル（要介護に至る前の筋力や活動が低下し始めた状態）予防に向けて、体操教室や地域健康づくり出前講座等運動や栄養等の側面からの健康教育を充実します。
- ③ 自立支援・重症化予防型のケアマネジメントの推進
介護予防の意識啓発を行うとともに、転倒の予防・認知症の予防を重点に、疾病の重症化予防を図り、自分らしい自立した生活が継続できるよう、支援体制の整備を図ります。



2 地域医療の充実

現況と課題

- かかりつけ医による在宅医療体制の整備とともに、救急医療体制の充実や高度専門医療を担う病院との連携強化が求められます。
- 生活習慣病に起因する疾病が増加している中で、各医療機関でも健康診断や療養指導を推進するとともに、リハビリテーションや予防等包括的な医療を推進することが重要となっています。
- 医療費の適正化を図るとともに、予防医療を推進する必要があります。
- 現在15歳までとなっている医療費の無償制度について、18歳まで延長することを検討する必要があります。

基本方針

1. 市民が安全・安心して医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医制度を推奨する等地域医療体制の充実に努めます。
2. 救急搬送体制や、夜間・休日・災害時でも迅速かつ適切に医療が受けられるよう、広域的なネットワークの推進により、地域医療体制の充実を図ります。



画像

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（医療）	まちづくりアンケート調査	16.5%	20.0%	31.4%	40.0%
三大疾病による死亡率	がん・脳血管疾患・心疾患による死亡割合		48%以下	46.0%	40%以下

画像

画像

(1) 地域医療体制の整備

- ① かかりつけ医の普及
医師会等と連携し、かかりつけ医を持つことを普及・促進します。
- ② 医療機関との連携
入院や専門・高度医療体制の充実に向けて、関係医療機関と一層の連携に努めます。
- ③ 包括的医療の促進
保健・医療・福祉・介護との連携を強め、疾病予防や介護予防等の包括的医療を促進します。
- ④ 医療費の適正化
医療費の抑制のため、ジェネリック医薬品の利用促進等の取組を推進します。
- ⑤ 予防医療の推進
医師会や医療機関と連携を図り、地域の医療特性に応じた予防医療を推進します。

(2) 救急医療体制の整備

- ① 初期体制の強化
初期の救急医療が適切に受けられるよう、関係機関との連携強化に努めます。
- ② 救急搬送体制の充実
急病時の医療が迅速かつ適切に確保されるよう、埼玉県地域保健医療計画との整合を図りながら、広域的な救急搬送体制の充実を促進します。
- ③ 夜間・休日診療体制の充実
医師会や関係機関と連携・協力し、診療体制を充実します。



画像

第2章 地域福祉の充実

1 地域福祉サービスの拡充と利用の促進

現況と課題

- 少子高齢化、核家族化等を背景に家庭や地域の介護・育児等の相互扶助機能が低下している中、ひきこもり、ニート、虐待、いじめ、配偶者等からの暴力等様々な社会問題が発生しています。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年問題も控えており、独居世帯や高齢者世帯の増加によって、これまで以上に各種福祉サービスの一層の充実が求められています。
- 多種多様化した生活課題を解決するため、社会福祉サービスの充実や行政と地域、NPO法人、ボランティア等との協働が求められています。
- 子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、全ての町民を対象とした「保健、医療、介護、福祉」のサービスについて、包括的に支援を実現するためのワンストップサービスの実現が求められています。
- 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が義務付けられています。

基本方針

1. 相談体制を強化し、地域福祉体制の充実に努めます。
2. 町民・団体・企業・行政が互いに助け合い、協力しながら地域全体で高齢者や障がい者等を支える各種福祉サービスやボランティア等による協働事業の拡充に努めます。
3. 誰もが福祉情報を受け取りやすく、サービスの利用について気軽に相談でき、災害時等でも迅速に対応できる体制を整えます。

画像

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
自主防災組織の 組織数(再掲)	行政区数	0 団体	23 団体	5 団体	10 団体
災害時要支援者 数	登録者数	116 人	500 人	269 人	280 人
民生委員・児童 委員相談数	年間相談件数	1,000 件	1,200 件	594 件	700 件

画像

具体的な施策

(1) 地域における福祉サービスの推進

① 相談体制の整備

福祉サービスが必要な町民のために、相談支援体制の充実や情報提供に努めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業や問題解決のための仕組みの整備を進めます。

② 適切なサービスの確保

利用者が状況に応じたサービスの提供を受けられるよう、支援関係機関が連携し、自立支援を基本とした相談・指導を推進します。

③ 利用者のための仕組みの確立

要支援者が必要なサービスを適切に利用できる仕組みを整備し、社会福祉従事者の専門的知識の向上、ケアマネジメント体制の整備、ソーシャルワーク体制の整備に努めます。

④ サービスを利用していない支援を要する方への対応

孤立、虐待、ひきこもり等でサービスを利用できない方の早期発見・早期対応を図るため、近隣住民や訪問機会のある事業者、関係機関との連携、協力体制の強化に努めます。

- ⑤ 包括支援を実現するためのワンストップサービスの実現
コンパクトで効率的な行政機能を将来につなげるため、保健・医療・介護・福祉のワンストップ化（施設の集約化）を目指し、支援機能の集約・強化を図ります。
- ⑥ 全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築
子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、全ての町民を対象とした「保健、医療、介護、福祉」のサービスを「一体的・総合的・継続的」に受けられ、地域住民の健康や介護・福祉等の問題を的確・迅速に解決するための地域包括ケアシステムの構築、共生型サービスの整備を目指します。
- ⑦ 自殺対策の推進
国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」に基づき、「神川町自殺対策計画」を策定し、地域レベルでの自殺対策を推進します。
- ⑧ 災害時避難行動要支援者の把握と台帳への登録
民生委員・児童委員の協力を得て、災害時避難行動要支援者の把握及び登録に必要な調査を行います。要支援者台帳は町、地域支援者、民生委員・児童委員、消防署がそれぞれ保管し、定期的に要支援者名簿の見直しをします。地域支援者等は災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等及び日常生活において声かけや相談等を行います。
- ⑨ 苦情解決
福祉サービスに関する苦情や意見等について、各相談窓口で対応を行います。
公平・更生な苦情解決を目指し、社会福祉協議会の福祉サービス苦情解決第三者委員の設置を支援します。
- ⑩ 再犯防止
犯罪を犯した方等に対し、医療、福祉サービス、住まい、就労等必要な支援を行い、再犯を防ぐとともに自立を促進します。
- ⑪ 虐待への対応
民生委員・児童委員をはじめ地域の見守りにより、高齢者、障がい者、児童に対する虐待の兆候を早期発見し、専門機関が連携して虐待防止に取り組みます。また、相談に対応する体制の整備、虐待対応職員の専門性の向上に努めます。
- ⑫ 住宅確保要配慮者への支援
生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等住宅に配慮を要する方の住まいの確保や生活の安定、自立の促進について、関係機関と連携して支援に努めます。
- ⑬ 就労支援
生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等就労に困難を抱える方について、関係機関と連携して支援に努めます。

2

地域福祉活動の促進

現況と課題

- 地域で支え合いながらいきいきとした生活を実現するために、地域福祉の推進が重要な課題となっています。身近な生活に係る課題をまずは自助努力や地域の協力で解決するように努め、困難な場合は介護保険や医療保険等の制度化された公的支援で支える「自助・互助・共助・公助」の推進が求められています。
- 町民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、公的機関の連携した活動が求められています。
- 行政区や民生委員・児童委員を中心とした地域福祉ネットワークづくりや日常生活の悩みを相談しやすい環境づくりが重要になります。
- 地域密着型の福祉活動や悩みごとの相談、支え合いの拠点等、多くの地域住民が利用できる集いの場の需要が高まっています。地域の福祉活動や高齢者の総合相談窓口として総合福祉センターの機能の充実を図る必要があります。

基本方針

1. 「自助・互助・共助・公助」の理念を推進し、地域でお互いに支え合える地域福祉活動を促進します。
2. 福祉活動の拠点の整備を進めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
福祉関係のNPO法人団体数	国・埼玉県への認証数	3団体	6団体	7団体	10団体
福祉活動利用可能施設数	町歳入歳出決算書	20施設	25施設	27施設	30施設

(1) 地域における福祉活動の促進

① 総合福祉センターの活用促進

総合福祉センターは、地域住民の健康づくりや福祉活動、高齢者の総合相談窓口として機能の充実を図るとともに、町民がいきいきとした生活を送るための支援と、地域福祉活動の育成や在宅福祉を総合的に推進するための活動拠点とします。

② 地域の見守り活動の推進

町民、民生委員・児童委員、更生保護女性会、保護司、行政区、各種福祉団体、ボランティアとのネットワークや連携を強化します。また、単身高齢者等支援が必要な高齢者に向けてきめ細かなサービスを実施する等、見守る体制づくりを推進します。

③ 相談体制等の充実

社会福祉協議会等と連携することにより、各地域の相談所を充実し、日常生活の悩みごと相談等、個々の問題の解決に向けて必要な助言や支援を行います。また、専門的な知識の習得に努め、相談体制の充実を推進します。

④ 他分野との連携

保健、医療、介護、教育機関等の分野と連携し地域福祉活動を促進します。



画像

3 福祉活動への町民参加の促進

現況と課題

- 核家族世帯や高齢者の一人暮らし世帯が増加する中で、地域福祉を推進するためにはボランティアの育成をはじめ、介護支援ボランティア等のボランティア活動に参加しやすい環境づくりが重要な課題となっています。
- 本町では、町民、行政区、社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティアの連携により「ふれあい・いきいきサロン」や健康体操等の各種の福祉サービスを行っていますが、町民による支え合い、助け合い活動をさらに活発化し、安心して生活できる町民参加型の地域福祉づくりが求められています。

基本方針

1. 地域ボランティアの活動支援や人材の育成を図ります。
2. 町民やボランティア団体等の集会場所を確保します。
3. 地域活動に参加するための情報やネットワークを構築します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
社会福祉協議会登録ボランティア人数	社会福祉協議会登録者数	448人	500人	243人	400人
社会福祉協議会登録ボランティア団体	社会福祉協議会登録団体数	13団体	18団体	7団体	15団体
ふれあい・いきいきサロン数	1年に1か所設置	5か所	15か所	16団体	23団体
ふれあい・いきいきサロンの参加者数【新規】	参加者数	—	—	3,658人	4,000人
介護支援ボランティア数	地域包括支援センター	0人	50人	90人	130人

(1) 福祉活動への町民参加の促進

- ① 町民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援
町民やボランティア団体等の自主的な活動に必要な情報、知識、技術の習得の支援に努めます。
- ② 地域課題の共有と啓発活動の推進
町民やサービス利用者の地域への理解と関心を深めるため、交流会や勉強会の開催を推進します。
- ③ 人材の確保・育成
地域福祉の向上のために地域組織化機能が十分発揮できる専門的知識を持った人材の確保・育成に努めます。
- ④ 社会福祉協議会の基盤強化
地域福祉を推進するため、様々な地域福祉に関わっている社会福祉協議会の組織や基盤の整備・強化を進めます。
- ⑤ 地域福祉活動の促進
社会福祉協議会等と連携し、町民が気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」の未設置地域への開設と地域福祉活動の促進に努めるとともに、多くの地域住民が参加できる多様な通いの場となるよう支援します。

(2) ネットワークの構築・連携強化

- ① ネットワークの構築・連携強化
社会福祉協議会と連携し、児玉地域ボランティア連絡協議会や神川町ボランティア連絡協議会・福祉活動団体とのネットワークを構築し、地域内の円滑な情報交換と連携強化に努めます。



画像

4

人にやさしいまちづくりの促進

現況と課題

- 子ども、高齢者、障がい者等、誰もが生活しやすいまちづくりを、ユニバーサルデザインの視点に立って進める必要があります。
- 暮らしの基盤である地域社会の協働や生活課題の解決のために、男女が対等に参画できる体制づくりを進める必要があります。

基本方針

1. 子ども、高齢者、障がい者等誰もが利用しやすい公共施設や住環境の整備に努めます。
2. 男女共同参画の機会拡充や啓発を推進し、より良い地域社会を目指します。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 29 年度)	新目標値 (2027 年度)
審議会・委員会等の女性委員の割合	女性委員の割合	13.8%	30.0%	25.2%	30%



画像

(1) 生活環境の整備

① 利用しやすい公共空間の確保

「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設や道路環境等誰もが利用しやすい公共空間の確保や、高齢者や障がい者の立場に立ったユニバーサルデザインを取り入れます。

② 移動手段の確保

高齢者や障がい者の活動範囲を広げることができるよう、公共交通の充実と高齢者の外出支援タクシー利用料金補助や福祉タクシー利用料金助成等の移動支援事業を推進します。

③ 住環境の整備

高齢者や障がい者が、安心して生活できる住環境を整備するための居宅改善支援を図ります。

④ 住宅火災での人的被害の軽減

高齢者や障がい者の住宅火災での人的被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置を推進します。

⑤ 男女共同参画の推進

様々な地域課題や生活問題を男女がお互いに協力し解決するための学習会や地域事業を推進します。



画像

第3章 高齢者の保健福祉

1 介護サービスの充実

現況と課題

- 本町では、総合的な介護予防事業に力を入れるとともに、介護が必要な高齢者が地域で自立した生活を送るための適切な支援を進めています。また、高齢化の加速に備え、「地域包括ケアシステム」の推進により高齢者が安心して暮らせる体制整備を図っています。
- 本町でも支援を必要とする高齢者は増加すると見込まれており、高齢者の介護予防を含む地域支援事業や介護保険サービスを充実し、高齢者の多様なニーズに応じた様々な介護・福祉サービスを提供できるよう、地域包括支援センターを中心とした支援システムの強化が必要です。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、在宅医療と介護を連携させたサービスを提供していく必要があります。

基本方針

1. 高齢者が住み慣れた家庭や地域で、孤立することなく安心していきいきとした生活を送るための地域支援事業を推進し、総合的な高齢者保健福祉の充実を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
介護予防・地域支援事業への参加率	延べ参加者／対象者数	63.2%	70.0%	159.5%	250.0%
地域包括支援センターの相談件数【新規】	相談件数	—	—	734件	1,000件
要介護高齢者の割合【新規】	要介護高齢者数 ÷対象者数	—	—	13.9%	12.0%以下
認知症サポーターの数【新規】		0人	—	1,430人	2,000人
認知症応援隊の人数【新規】		0人	—	11人	30人

(1) 介護保険サービスの充実

① 事業対象者・要支援者・要介護者支援

介護の必要な方が自らの選択により必要に応じたサービスを受けるため、ニーズや状況を的確に把握し、自立支援・重症化予防の考え方に基づいたケアマネジメントによる適切なサービスを提供します。

② 介護サービス基盤の整備

在宅生活を支援する地域密着型サービスや、地域支援事業等多様な介護サービス基盤の整備を図ります。

③ サービスの質の向上

介護サービスを担う人材を確保・育成するとともに、介護保険財政の健全運営と第三者評価を活用した介護サービスの質的向上と事業所支援を促進します。また、ケアマネジメントの適正化を図り、利用者の自立支援のためのケアプランの作成がなされているかケアプランチェックを実施していきます。

④ 情報提供による利用の促進

介護サービス事業所に対して情報提供を迅速に行うとともに、介護の必要な方に介護サービス事業者の情報や評価を開示し、適切な介護保険サービスの利用を促進します。

⑤ 在宅医療・介護連携事業の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に向けて、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために双方の連携強化を推進します。

(2) 介護予防や地域支援の充実

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、「在宅医療介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの充実・強化」に努めます。

② 日常生活支援のための地域づくりの推進

全ての高齢者が自分らしい日常生活を送れるよう元気な高齢者の社会参加（ボランティア）を充実し、多様な通いの場の整備等を推進します。

③ 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護関係者による研修等を通して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を推進します。

④ 認知症高齢者の支援

認知症等の支援を必要とする高齢者が安心して生活できるよう、認知症高齢者支援ネットワークシステムの構築を図るとともに、町民向けの研修等を実施し、高齢者支援に努めます。

⑤ 権利擁護の支援

擁護者及び施設での高齢者待問題について、その予防、早期発見、早期対応を図るため、虐待対応専門員の設置を検討するとともに、成年後見制度や法律相談支援等の地域福祉権

利擁護事業の利用促進等、権利を守る支援体制の整備に努めます。

⑥ 消費者被害の防止

高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、埼玉県消費生活支援センターと連携し、相談体制の充実、意識啓発を推進します。



画像



画像

2 健康・自立の支援

現況と課題

- 高齢者が要介護状態にならないようにするためには、早くから疾病及び転倒や骨折の予防、運動機能の維持、閉じこもりの予防等が必要です。また、高齢者自身が社会の担い手の一員として積極的に役割を果たすことが重要で、生きがいづくりへの支援がより一層求められています。
- 本町では高齢者への健康支援とともに、生きがい活動支援を行っています。また、ふれあい・いきいきサロンを開設し、高齢者同士の交流や閉じこもり防止等に努めていますが、一層のボランティア活動、老人クラブ活動の活性化を図ることが重要です。
- 高齢者がやりがいを感じることでできる場所として、シルバー人材センターの環境を整備し、高齢者の豊富な知識と経験を生かせる就労機会の拡大が求められています。

基本方針

1. 高齢者の健康づくりを支援し、閉じこもり防止の取組を推進するとともに、生きがい活動の支援や社会参加の機会づくりに努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
後期高齢者医療 健康診査受診率 【新規】		—	35% (埼玉県・H29年度)	17.0%	40.0%

画像

(1) 健康づくり支援

① 健康支援事業の推進

高齢者の生活習慣病の予防や健康づくりに関する情報提供等、幅広い健康支援事業を推進します。

② 閉じこもり防止の推進

地域福祉活動の推進のため、未開設地域での「ふれあい・いきいきサロン」の開設に努め、高齢者の閉じこもり防止や心身機能の維持・向上を支援します。

(2) 生きがいと社会参加支援

① 能力活用の支援

高齢者が培った技術や知識を生かして活躍できる場や機会を提供するとともに、就業支援の一環としてシルバー人材センターを支援します。

② 生きがい活動の支援

高齢者がいきいきとしたい生きがい生活が送れるよう、地域敬老会や老人クラブ等高齢者グループへの支援を図りながら世代間交流、地域活動、ボランティア活動等を促進します。

③ 生涯学習の促進

学習活動、軽スポーツやレクリエーション等、気軽に取り組める高齢者の生涯学習を推進します。

④ 生活支援サービスの充実

NPO、民間企業、元気な高齢者の社会参加を促し、“お互いさまの助け合い”の輪を広げることで、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことを支援します。



画像

第4章 障がい者の自立と社会参加

1 自立生活支援

現況と課題

- 平成24年（2012年）の児童福祉法の改正や、平成25年（2013年）の障害者総合支援法の施行により、福祉サービスの支給拡大、就労支援の強化、障がい児支援の強化等の制度改革がなされ、本町でも障がい福祉サービスの拡充を図りました。
- 平成28年（2016年）に障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、健全者と相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する差別と社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行うことが求められています。
- 本町では障がい者に対する理解を深めるため、広報等を活用して啓発を行うとともに、小・中学校や社会福祉協議会での福祉体験を通じた福祉教育を推進しています。また、障がい者の就労や社会参加の機会を拡充させることが求められています。
- 本町の障がい者は増加傾向にあり、障がいの特性や生活の課題等も一人ひとり異なります。一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな相談体制を充実させ、地域でも住みやすい町づくりを進めることが求められています。

基本方針

1. 町民へのノーマライゼーションの定着を図り、障がい者への理解を促進させるとともに、相談事業を充実させて支え合える地域づくりを推進します。
2. 障がい者が自立した生活を送れるよう、多様な生活に対応した支援に努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（障がい者支援）	まちづくりアンケート調査	13.2%	20.0%	14.5%	20.0%
障がいに係る相談件数【新規】	相談支援事業による相談件数	—	—	425件	450件

(1) 障がいに対する理解と共感の地域づくり

- ① ノーマライゼーションの定着
学校や地域での福祉教育や交流活動等によりノーマライゼーションの定着を図ります。
- ② 保育・教育環境の充実
障がい児の特性や生活の課題に応じた保育・教育環境の充実と保護者への支援に努めます。
- ③ 相談体制の充実
将来を見据えた相談体制の整備を図るとともに、権利擁護制度の円滑な活用に努めます。

(2) 生活支援の充実

- ① 制度内容の周知・普及
生活支援制度、障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの周知・普及を図るとともに、情報提供や相談活動の充実に努めます。
- ② サービスの充実
住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域生活支援、介護給付、訓練給付や医療費支給事業等を充実させ、一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援ができるサービスの拡充に努めます。
- ③ 日常生活の支援
障がい者の自立した生活のために、障がい者手当や日常生活用具の給付、住宅設備改善費の補助制度の活用を促します。
- ④ 発達障害者支援法に基づく支援
専門家による療育相談及び巡回支援や障がい児通所サービス支給事業等、支援サービスの充実と地域や関係機関との連携を図り、自閉症患者や発達障がい者（児）等への支援に努めます。

(3) 保健・医療体制の充実

- ① 障がいの早期発見と療育体制の充実
健康診査等により障がいの早期発見と療育体制の充実に努めます。
- ② 難病や精神障がい者施策の充実
難病患者への支援や精神障がい者施策の充実に努めます。

2 社会参加の推進

現況と課題

- 障害者総合支援法では、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者が日常生活及び社会生活において総合的な支援を受けながら暮らせる社会の実現を目指しています。
- 障がい者が経済的に自立するためには就労でき、働き続けられる条件や仕組みの整備に努める必要があります。
- 障がい者の社会参加を進めるためには、外出支援やボランティア活動の促進等で生活環境を整えるとともに、地域の理解を深める必要があります。また、とじこもりや要介護者になることを予防するためにも、生きがいつくりとなるスポーツや文化活動に親しめる参加機会を提供し、気軽に社会参加できる体制の整備をする必要があります。

基本方針

1. 障がい者の就労の促進と相談及び情報提供に努めます。
2. 施設のバリアフリー化を推進するとともに、社会参加を進める支援体制の整備に努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（障がい者支援） （再掲）	まちづくりアンケート調査	13.2%	20.0%	14.5%	20.0%
障がい者雇用率 【新規】	ハローワーク管内の雇用者のうち障がいのある人を雇用している率	—	—	46.0%	60.0%
一般就労に移行した人数【新規】	就労移行支援事業により福祉的就労から一般就労に移行した人数	—	—	3人	5人

(1) 就労の支援

① 就労の促進と情報提供

障がい者の適性と能力に応じた就労の場が確保できるよう、郡市内共同で行う障がい者の社会参加・就労支援事業を推進します。関係機関との連携を図り、就労の促進と相談及び情報提供に努めます。

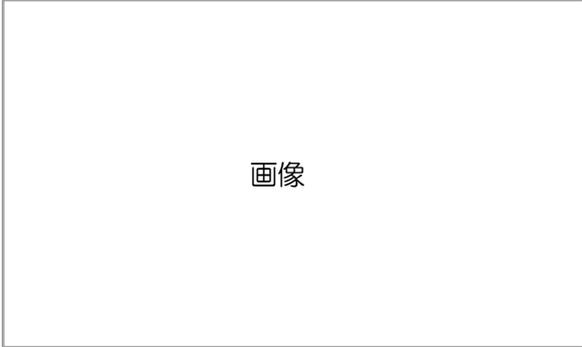
(2) 社会参加の促進

① 自主的活動の支援

スポーツ・レクリエーションや文化活動等を通じた体力づくりや仲間づくり等の自主的活動を支援します。

② バリアフリー化の推進

段差のない歩道、点字ブロック、スロープ、障がい者用トイレの整備等公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設にも普及するよう努めます。



画像

第5章 生活の安定と支援

1 ひとり親家庭への支援

現況と課題

- 近年、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は子育ての負担が大きく、仕事と育児の両立が困難なこと等により経済的に不安定な状況が見られます。
- 本町では、ひとり親家庭に対して、経済的支援をはじめ、民生委員・児童委員を中心とした相談活動や福祉サービスの提供により負担軽減に努めています。関係機関と連携して就労支援や相談体制の強化をさらに進める必要があります。

基本方針

1. ひとり親家庭の経済的負担の軽減と自立した社会生活を促進するため、生活支援及び就労支援に努めます。
2. 相談活動を充実させ、ひとり親家庭が社会参加しやすい環境づくりを推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（子育て支援）	まちづくりアンケート調査	21.7%	30.0%	21.5%	40.0%

画像

具体的な施策

(1) 自立への支援

① 経済的な支援

児童扶養手当やひとり親家庭への医療費の助成等により、生活の安定を支援します。

② 就労の支援

親が安心して働けるよう、様々な就労支援に関する情報提供に努めます。

(2) 相談活動の充実

① 相談活動の充実と就労促進

民生委員・児童委員による相談活動を充実するとともに、関係機関と連携して就労の促進に努めます。

② 活動への参加促進

ひとり親家庭が地域等の様々な活動に参加しやすい環境づくりに努めます。



画像



画像

2

低所得者福祉

現況と課題

- 国は平成25年、生活保護の対象になる前の生活困窮者に対する支援にあたる生活困窮者自立支援法を制定しました。本町では、県と連携して民生委員・児童委員による低所得世帯・要援護世帯の把握に努めるとともに、自らの力では生活の維持が困難な人々に対する相談指導等を実施しています。
- 生活困窮者が生活保護の受給者にならないように経済的な自立のための支援と生活意欲の向上のため、一層の援護と指導が必要となります。

基本方針

1. 自らの力では生活の維持が困難な方に対し、貧困の連鎖を断ち切るために就業相談や適切な援護と指導を充実させ、自立と生活安定の実現に努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
相談・指導件数	民生委員年間相談件数（生活維持関係）	206件	250件	162件	200件

具体的な施策

(1) 生活自立の支援

① 生活困窮者の把握

民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、税や保険料等の担当者等の関係機関との連携により、生活困窮者の早期把握に努めます。

② 相談・指導・見守り体制の充実

民生委員・児童委員の相談活動を一層充実させるとともに、関係機関と連携し生活保護世帯等への就業相談や指導等に努めます。また、日常的な見守り体制の整備を図ります。

③ 援護サービスの推進

生活保護に至る前の早期段階から支援できるよう、自立相談支援事業等各種援護制度の周知や活用を図るとともに、社会福祉協議会やハローワーク等との連携を強化し、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度による就労準備支援や就労訓練事業、住居確保給付金、家計相談支援、子どもの学習支援、一時生活支援事業等実情に即した援護サービスを推進します。

第6章 保険・年金

1 国民健康保険・後期高齢者医療制度の推進

現況と課題

- 本町では、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組みます。また、医療費の適正化に向けて特定健康診査等の実施に努めるとともに、健康づくり意識の高揚を図ることが求められています。
- 被保険者の高齢化や医療技術の高度化により医療費が増加することで国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。後発医薬品の普及促進や特定健診受診率の向上を図る必要があります。

基本方針

1. 町の健診体制の充実と保健指導体制の整備を図り、町民の健康増進を進めるとともに、疾病の早期発見や予防を常に意識し、国民健康保険事業運営の安定化を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
特定健診受診率	対象受診者数/ 対象被保険者	29.5%	80.0%	39.9%	60.0%
特定保健指導実施率	積極的支援・動機付支援終了者/ 積極的支援・動機付支援対象者数	56.3%	45%以上	50.9%	60.0%

(1) 国民健康保険事業の充実

① 適正化対策の促進

後発医薬品の普及促進の充実を図り、重複・頻回受診等の防止と適正受診を図るための啓発活動を推進し、医療費の負担を抑制するとともに、診療報酬明細書の点検調査を的確に行い、適正化対策を図ります。

② 各種保健事業の推進

P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業計画を行うため、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、生活習慣病重症化予防事業や各種保健事業を推進します。

③ 特定健康診査、特定保健指導

特定健診・特定保健指導の環境整備等を推進し、受診率の向上に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の円滑な推進

① 後期高齢者医療制度の充実

関係機関と連携し、後期高齢者医療制度の広報活動を充実し、普及・啓発及び制度の一層の充実に努めます。

② 医療相談の充実

関係機関と連携して、適切な医療相談に努めます。



画像

2 年金の円滑な推進

現況と課題

- 老後を安心して過ごすための年金制度は、少子高齢社会の進展によって課題が多くなり、年金制度の広報・啓発が一層必要になっています。
- 町民の老後の生活安定に向け、日本年金機構と連携し、年金制度の啓発・相談活動による未加入者の加入促進、未納者への納付勧奨及び受給権の確保等、制度の情報提供や関係機関と連携した相談体制の整備が求められています。

基本方針

1. 年金制度への正しい理解と関心を高めるため、広報・啓発活動を推進します。
2. 年金の加入促進と受給権の確保を進めるため、年金制度の周知徹底を図ります。

具体的な施策

(1) 国民年金制度の円滑な推進

① 国民年金制度の普及・啓発

関係機関と連携して、国民年金制度の広報活動を充実し、加入促進と普及・啓発、受給権の確保に努めます。

② 年金相談の充実

関係機関と連携して、適切な年金相談に努めます。

(2) 加入促進と受給権の確保

① 年金加入の促進

年金制度の周知を徹底し、対象年齢到達者の国民年金加入と他の公的年金からの加入漏れを防ぎます。

② 受給権の確保

年金制度を周知し、安定した生活の基礎となる国民年金の受給権の確保を進めます。

基本施策 4 活力に満ち元気に働けるまちづくり

第1章 農林業

1 担い手の育成と農用地の保全

現況と課題

- 農業経営は、担い手の減少や国内外の産地間競争による農産物価格の低迷等により、厳しい状況にあります。本町では、担い手としての役割を持つ中核農家や地域リーダーの育成を進めています。
- 女性や定年退職後の就農希望者等、多くの人々が農業と多様な関わりができるようにして、担い手の育成につなげることが重要です。また、農業に関心を示す人が少ないため、食育事業や貸し農園事業との連携等、都市住民のニーズを就農に結びつける事業を研究・実施する必要があります。
- 農用地では、農業生産基盤の整備が進んでおり、その管理が重要になっています。しかし中山間地域の一部では、土地条件から整備が困難なため、農業・農村集落の多面的な環境保全に努めます。また、新規作物の導入や生産性の向上等農業の活性化を図る必要があります。

基本方針

1. 基幹産業である農業を維持・発展させるために、経営感覚に優れた担い手の確保・育成を図ります。
2. 遊休農地の発生防止や解消を通じた農地の保全・有効利用を進め、農業と農村の活性化に取り組みます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
農業関係法人組織数	農業関係法人登記数	3団体	7団体	4団体	7団体
認定農業者数	認定農業者登録者数	106人	120人	71人	100人
農地中間管理事業【新規】	転貸実績面積	—	—	438,081㎡	500,000㎡

(1) 担い手の育成

① 経営体の育成

農業経営における法人化を推進し組織経営体の育成を図るとともに、認定農業者等高い経営能力を有する担い手を個別経営体として支援します。

② 女性農業者の育成

農業女性会議所への助成等女性農業者の活動を支援するとともに、直売や農家レストラン等6次産業に代表される多様な起業に結びつく支援をします。

③ 就農者の育成

新規就農者や定年退職後の就農希望者等を把握し、青年就農給付金や農業青年会議所補助金等就農者を支援する取組や、栽培技術講習や経営手法相談等を開催することにより、新たな担い手となるよう支援に努めます。

④ 食育事業や貸し農園事業との連携

食育事業に参加する子どもたちや貸し農園事業における都市住民のニーズを就農に結びつける事業を研究・実施します。

(2) 農地の保全と利用促進

① 農地の保全と整備

遊休農地に関する調査及び解消に向けた取組等農地の積極的な保全を図るとともに、農業用排水路等の管理を支援し、水利の確保に努めます。

② 農地集積機能の強化

経営規模の拡大、集落営農等多様な農地利用集積ニーズに応える調整機能を強化します。

③ 中山間地域農業の検討

環境保全型農業直接支払交付金等の活用により、農業・農村集落の多面的な環境保全を図るとともに中山間地域農業のあり方を検討します。

④ 有害鳥獣駆除対策の実施

農業被害拡大防止や人的被害の防止のため有害鳥獣駆除対策を実施し、農作物の被害を防止します。

画像

2

特色ある農業の推進

現況と課題

- 本町の農業生産は複合的な経営状況にあり、野菜、米、麦、大豆、畜産、観葉植物のほか特産として梨、花きの栽培が行われています。しかし、梨をはじめとする農家の後継者不足と高齢化に対応するための、支援制度をより充実させる必要があります。
- 都市近郊に位置する本町にとって、新鮮な農産物を消費者に提供できることは大きな強みです。消費者が求める農産物の生産と多様な販売ルートを確保することや、減農薬栽培やトレーサビリティ（生産履歴追跡システム）、ポジティブリスト制度（残留農薬等に関する新しい制度）の推進等が求められます。また、特産品の消費を拡大するための流通方策を検討する必要があります。
- 山間部に適した農作物の研究・開発を進めるとともに都市住民との交渉を拡充する必要があります。

基本方針

1. 消費者ニーズに対応した農産物の生産・販売を促進し、ブランド産地化を目指します。
2. 環境保全に配慮し、農業の多面的機能の発揮に努めます。
3. 観光交流型農業を目指し、都市住民との交流を推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（農業振興）【新規】	まちづくりアンケート	—	—	9.1%	10.0%
認定農業者支援数（新規作物等）【新規】	新規作物・新技術導入等に関する補助件数	—	—	2件	5件

(1) 特色ある産地づくり

- ① 「かみかわ」ブランドのさらなる確立
梨をはじめとする果樹、農産物の「かみかわ」のブランド産地化に引き続き取り組みます。
- ② 農産物の安定生産の確保
消費者ニーズを捉えた新鮮農産物や畜産物の安定生産の確保や安全性を付加価値とするためのトレーサビリティ制度、ポジティブリスト制度の普及に努めます。
- ③ 地産地消の支援
地場農産物の生産農家や生産グループを育成するとともに、特産品の消費を拡大するための流通方策を検討します。
- ④ 特産品生産の支援
関係機関との連携により農産物加工の生産振興や、神川町園芸振興協議会及び神川町梨出荷組合連合会への活動補助等生産・加工グループの育成・新たな特産品開発を支援します。
- ⑤ 栽培技術の支援
化学合成農薬や化学肥料を削減した栽培技術やエコファーマー認定制度等環境に配慮した栽培の取組を支援します。
- ⑥ JGAP（Japan Good Agricultural Practice）等への対応
食品事故等の問題を農場が未然に防ぐ農業生産工程管理の手法として「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に導入する「JGAP」に対応する農業支援を検討します。

(2) 環境保全型農業の推進

- ① 耕種農家と畜産農家との連携
家畜防疫や畜産関係団体の育成、畜産糞尿の処理と堆肥化を一体的に行う施設整備を促進するほか、土づくりでの耕種農家と畜産農家の連携による有機農業、環境保全型農業への移行を促進します。
- ② 環境保全の推進
地域ぐるみでの農地や農業用水の保全につながる営農活動への支援や畜産公害防止や農業廃棄資材処理、農地・水・環境 保全向上対策事業の推進に努めます。

(3) 都市住民との交流

- ① 観光交流型農業の推進
荒廃地や遊休農地を活用した新たな田園・里山づくりに努めるとともに、貸し農園・オーナー制度等を通じて観光交流型農業を推進します。
- ② グリーンツーリズムの推進
観光交流事業との連携により自然に親しむグリーンツーリズムを推進し、農林産物や食文化を生かした交流プログラムの事業化を検討します。

3 森林の育成と林業の振興

現況と課題

- 本町では、水源環境を守るため高齢林を造成し、森林レクリエーション、森林教育の場、森林浴としての利用等を行っているほか、森林サポーター育成事業としてボランティアによる草刈りや除伐等を行っています。
- 森林は水源かん養や土砂災害の緩和等国土保全の重要な役割を担う環境林としての機能も有しており、防災の観点からも適切な維持管理が求められています。
- 森林の大部分は私有林であり、人工林の育成が進められています。維持・管理は、森林組合を中心にした保全事業が行われていますが、森林組合等の林業従事者の高齢化等により、適切な管理が困難となっています。そこで、森林施業の合理化に取り組むとともに、植林や間伐・下刈り等の森林経営を支援する必要があります。

基本方針

1. 長期的な展望に立ち、林業生産基盤の整備を進めます。
2. 適切な森林施業を進め、健全な森林資源の維持・増進に努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（林業振興）【新規】	まちづくりアンケート	—	—	5.1%	10.0%
森林活用交流事業の開催数【新規】	森林ボランティア活動・他市町との交流事業	—	—	5回	10回

(1) 森づくり事業の推進

① 環境保全林としての整備

里山・平地林再生事業等森林が持つ保全・水源かん養機能、地球温暖化防止等環境保全林としての機能を重視した取組に努めます。

② 森林資源の活用

公共施設等への木材の利用を推進するとともに、バイオマスエネルギーの研究等森林資源の活用を促進します。また、森林浴ウォーク、自然体験学習等、学校等と連携した子どもたちの森林・林業教育の場として森林資源の活用等に努めます。

③ 森林環境税の活用

地球温暖化防止、間伐や再造林等の森林整備等の森林吸収源対策を目的とした森林環境税を活用した事業の展開を図ります。

④ 所有者不明土地問題の対策

所有者が分からない土地の利活用を促す特別措置法の成立を受け、公園や仮設道路、文化施設等公益目的で利用を検討します。また、民間による利用拡大を進める施策を合わせて検討します。

(2) 森林施業の充実

① 保育・間伐の推進

家庭募金緑化事業等長期的展望に立った保育・間伐を推進し、公益的機能を高めるとともに、間伐材利用を促進します。

② 体制の整備と経営支援

森林ボランティアの育成支援を推進する等森林組合をはじめ関係機関と連携して森林施業の合理化に取り組むとともに、植林や間伐・下刈り等森林経営を支援します。

③ 森林管理道の整備

間伐や搬出作業の効率化を図るため、森林管理道の整備を進めます。



画像

第2章 工業

1 既存企業の支援と育成

現況と課題

- 本町の工業は、地域経済を支える重要産業として町勢及び児玉都市の発展に大きく寄与しています。平成26年現在の事業所数は51社、従業者数1,911人、製造品等出荷額は約820億円です。また、雇用創出の拠点として、児玉工業団地と農村地域工業導入地区（熊野堂・元阿保・下阿久原）、民間の神川児玉うめみの工業団地を中心に多様な業種の企業が立地しています。
- 中小企業を中心に産業構造の変化に対応した取組を促進するとともに、既存企業と連携して地域全体の工業を振興する必要があります。また、立地企業と地元との交流を促進するとともに、良好な生活環境の維持が重要になっています。

基本方針

1. 中小企業の経営基盤の強化や企業間交流等を通じて新分野への進出等を支援します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町民満足度（工業振興）【新規】	まちづくりアンケート	—	—	6.9%	10.0%
中小企業融資斡旋制度利用状況	申込累計数	2件	12件	6件	12件

(1) 中小企業の高度化促進

① 経営基盤の強化促進

各種融資制度等の支援制度の充実と周知・普及等により、既存企業の高度化や設備の近代化、経営基盤の強化等を促進します。

② 企業間の連携促進

地域産業の活力の高揚、生産・市場開発・経営の刷新に向けて、企業間の連携をより強固にして新しい技術や販路を開拓するために、異業種交流を促進します。

③ 導入促進計画の策定

「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業の生産性革命の実現のための導入促進計画を策定し、中小企業の設備投資を支援します。



画像



画像

2 企業の立地促進

現況と課題

- 企業誘致は、新たな雇用の場の創出や町内への定住促進、町の税収増をもたらす等、多くの効果が期待されることから、さらなる取組を進める必要があります。新たな企業誘致には、町外から誘導すると同時に、町内で活動している企業ニーズに即した工業立地等にも対応する必要があります。
- 新たに企業を誘致する土地については、未利用地を有効活用する等、企業立地に適した土地を確保する方策を講じる必要があります。
- 本町では、既に高い工業集積があることから、集積が集積を生む好循環を目指し、適地確保や優遇制度等ハード・ソフト両面からの環境づくりが求められます。

基本方針

1. 立地企業への優遇措置や新たな産業業務適地等の検討を進め、企業誘致に努めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
新規企業誘致数 【新規】	新規企業誘致数 (10年累計)	—	—	—	5件

(1) 企業の立地促進

① 産業拠点の形成

既存産業の集積を生かし、企業ニーズに対応した新たな企業立地適地の検討を進め、産業拠点の形成を図ります。

② 立地促進策の検討

交通基盤の整備や企業誘致奨励金等立地企業への優遇措置等の企業立地促進策を推進します。

③ 道路網等の整備

企業の立地を促進するため、主要道路と接続道路の整備をはじめ各種基盤整備を推進します。

④ 未利用地への工場誘致の推進

地域の活性化を図るため、町内の未利用地への工場誘致を推進します。



画像

第3章 商業・地域産業

1 商業機能の活性化

現況と課題

- 本町の商業は、個人経営の小売店が集落に点在して営まれています。ところが、町民の多くは近隣都市の大規模スーパー等で買い物をする機会が増えているため、購買力の多くが町外へ流出している現状です。
- 商業の振興を図るため、商工会活動への支援を強化し、従来の販売形態の見直しや商店経営の充実等を図ることが重要となっています。
- 小規模企業は、地域に根ざし、町内の需要に応え、雇用を担っていますが、人口減少・高齢化に直面し、売上や事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。
- これらは全国的な問題であり、その施策として小規模企業振興基本法が施行され、県でも条例化されたことで、本町でも条例化を予定しています。関係機関と一体となり中小企業や新規企業者への振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することが求められています。

基本方針

1. 地域に密着した商業・サービス機能の充実を図ります。
2. まちづくりと連携した商店街づくりを推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
商品販売額	商業統計調査	124億3千万円	135億円	94億3千万円	100億円
町民満足度(商業振興)【新規】	まちづくりアンケート	—	—	6.7%	10.0%

(1) 商業活動の支援

① 商工会活動の支援

商工会活動の支援を通じて、中小企業への経営改善指導や融資制度の活用等を促進します。

② 商店間の連携支援

高齢化の進展により、需要が高まっている宅配サービスへの対応やインターネットショッピング代行の実現等に向け、商店間の連携による新たなサービスのシステムづくりを促進します。

(2) 商業機能の充実・整備

① 商業施設の立地誘導

JR丹荘駅周辺の拠点整備促進エリアの形成に向けて、都市計画等まちづくりと連携した商業施設の立地を促進します。

(3) 地場産業の育成

① 特産品の振興

既存特産品の振興を図るとともに、さらに需要が見込まれる市場を見据え、特産品の開発を行うための推進体制の整備に努めます。

② 産業連携の促進

地場産品づくりに重要な農業と商工業の連携を図るため、交流による産業の支援体制の整備を進めます。



画像

2

地域産業の創出

現況と課題

- 社会経済環境の変化に伴い、町民自ら事業を興すことで、まちづくり、子育て、介護等様々な課題の解決に取り組む動きが全国各地で広がっています。
- 地域活性化や新たな働く場づくりの視点に立って、特産品開発や地域の課題解決に向けたコミュニティビジネスの創業支援が重要となっています。
- 小規模企業振興基本法に基づく条例化は本町でも予定されており、新規企業者への支援体制を整備することが求められています。

基本方針

1. 地域産業の振興に向けた条例策定を推進し、新規企業者への支援体制を整備します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町内における創業状況	起業件数	0社	2社	1社	3社
学生ビジネス応援事業【新規】	商品化件数 (10年累計)	—	—	—	5件

具体的な施策

(1) コミュニティビジネスの支援

① 創業者の育成

創業希望者の意識啓発や創業に関する情報提供に努めます。

② 創業しやすい環境づくり

創業希望者への融資併せて制度や空き店舗の活用等、創業しやすい環境整備に努めます。

第4章 観光

1 集客交流の推進

現況と課題

- 本町には、冬桜で有名な城峯公園をはじめ、神流川水辺公園等多彩な公園が整備されています。また、国指定名勝及び天然記念物の「三波石峡」や特別天然記念物の「御嶽の鏡岩」等、自然景観と歴史的遺産を兼ね備えています。加えて、宿泊施設の「冬桜の宿神泉」が下久保ダム（神流湖）の湖畔で営まれ、関東近県の観光スポットとして誘客整備が進んでいます。また、泉質が自慢の日帰り温泉施設が2か所あるほか、減農薬材料を使った食品を直売する企業や地粉等を材料にしたうどん、特産の日本梨の直売等多くの観光資源に恵まれています。
- 集客力の向上を図るため、関係団体と連携して観光地域活性化事業を推進する必要があります。特に広報・宣伝活動の強化に取り組むことが必要です。

基本方針

1. 情報提供を充実し交流を活発に進めるとともに、観光産業を振興します。
2. 参加体験型の観光・交流地づくりを促進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
観光入込客数	入込観光客調査	55万人	66万人	61万人	70万人
町民満足度（観光振興）【新規】	まちづくりアンケート	—	—	9.0%	15.0%

(1) 地域観光の振興

① 観光施設や事業の充実

観光客の利便性の向上を図るため、城峯公園の整備をはじめ、観光施設の整備と安全管理のための環境整備を進めます。また、集客力の向上を図るため、関係団体と連携して観光地域活性化事業を推進します。

② 観光資源の保全・活用

自然、史跡・文化財等の環境の保全に努めるとともに、観光資源を活用した集客拠点づくりを促進します。

③ 観光資源のネットワーク化

きらり☆にぎわい観光会議をはじめとする県内外の他市町や観光協会等の関係団体と連携して多彩な魅力を持つ観光資源のネットワーク化を図ります。

④ 食関連の取組支援

集客交流を高めるため、地域の食の魅力創出や新たな特産品の開発を支援します。

(2) 体験型観光の振興

① アウトドアライフの充実

キャンプ場やハイキングコースの整備等アウトドアライフの充実を図るとともに、神流川周辺では、水辺に親しみ、体験できる新しいプログラムの創出に努めます。

② 体験交流プログラムの開発

森林、河川、湖、溪流等自然や農業、町の食文化、伝統行事、イベント、屋外軽スポーツ等を幅広く活用し、体験交流プログラムの開発を進めます。



画像

2

観光情報の発信

現況と課題

- 情報発信の手段はパソコンやスマートフォンの活用等多様化しています。より多くの観光客を誘致するために、町内の四季折々の観光資源情報を活用し、様々な情報通信媒体で町内外に情報発信する必要があります。また、外国人観光客に向けた観光情報の発信も必要です。
- 観光施設の美化清掃や利便性向上のための環境整備を推進する等、快適な観光地づくりを進めるとともに、観光客を目的地に案内する誘導標識や観光案内板を整備し、観光施設の利便性の向上が求められています。

基本方針

1. 神川の観光情報をホームページやパンフレット等様々な媒体を活用して町内外に積極的に発信します。
2. 初めて神川を訪れる観光客にも分かりやすいように観光情報を整備する施策を推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
ホームページのアクセス数（観光分野）【新規】	アクセス件数（観光）／年間	—	—	145,900件	180,000件

(1) 観光情報の提供

① 観光情報の提供

観光協会をはじめ関係機関と連携するとともに、ホームページや新聞等の広告等を活用して四季折々の観光情報を提供します。

② 観光情報の充実

観光ルートやイベント、体験プログラム等を紹介した観光パンフレットやリーフレットを関係機関に提供し、観光情報の充実に努めます。また、外国人観光客に向けた観光情報の発信を推進します。

(2) おもてなしの向上

① 観光地の美化と案内標識の整備

観光客に心地よく訪れてもらえるよう花の植栽や環境美化に努めるとともに、分かりやすい案内表示板の設置や駐車場、トイレ等の環境整備を図ります。

② 交通機関の確保

冬桜の開花期等の観光シーズンに合わせた交通機関の確保と利便性の向上に努めます。



画像

基本施策5 町民と行政が協働し

希望に満ちたまちづくり

第1章 人権尊重と共生

1 人権の尊重

現況と課題

- 近年では女性・子どもに対するいじめや虐待、高齢者、障がい者、外国人、さらにはインターネットでの人権侵害等の人権差別が顕在化しています。
- 本町では様々な人権問題の解決を図り、一人ひとりの人権が尊重された社会を目指して、行政、町民、各種団体が連携して人権教育及び啓発を推進していますが、今なお様々な分野で課題が残っています。
- 差別のない明るい住みよいまちを作るためには、人権に関する学習を推進するとともに、その成果を生活の中で実践することが必要となります。今後ともあらゆる場や機会を通じて人権教育と啓発を進める必要があります。

基本方針

1. 一人ひとりがお互いを尊重し、理解し合える社会を実現するために、人権意識の啓発活動を推進します。
2. 女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権問題を解決するため人権教育・学習の機会を増やし、人権が尊重される社会づくりを推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
人権教育普及・啓発	人権教育講演会等の出席者と15歳以上人口の割合	4.6%	5.1%	5.3%	6.0%

具体的な施策

(1) 人権意識の啓発

① 啓発活動の推進

町民一人ひとりが正しい理解と認識を持ち、人権意識の高揚を図るため、各種団体への人権啓発ビデオの貸し出しや町の広報誌を利用した啓発等幅広い啓発活動を推進します。

② 相談活動の充実

人権擁護委員をはじめ、関係機関と連携し、人権相談等人権擁護活動を充実します。

(2) 人権が尊重された社会の構築

① 人権教育・学習の推進

かみかわハートフルデイや人権教育研修会の実施等家庭、学校、地域、職場が連携した人権教育・学習を推進し、人権が尊重された社会を築くことを目指します。



画像

2

男女共同参画の推進

現況と課題

- 男性も女性も社会の一員として同じように能力を発揮できる地域社会が求められています。しかし、固定的な男女の役割分担意識や出産・育児・介護等の制約により、女性が能力を十分に発揮できない状況も指摘されています。
- 男女平等の観点に立ち、活力ある地域社会を築くため、女性が活躍できる環境を整えることが一層重要となっています。

基本方針

1. 男女平等意識の啓発、育児休業等の制度の周知と活用促進に努めます。
2. 妊娠期及び出産後における配慮や男性の育児休暇の取得の促進等、家庭や社会生活等により女性が活躍できるような男女共同参画を促進する環境の整備を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
審議会・委員会等の女性委員の割合(再掲)	女性委員の割合	13.8%	30.0%	25.2%	30.0%
神川町役場の女性管理職の登用率【新規】	女性管理職の割合	—	—	16.3%	20.0% (2022年度)

画像

(1) 男女平等意識の啓発

① 役割分担意識の是正

家庭・学校・地域での固定的な役割分担意識の是正を目指し、講演会の開催や広報等を活用して男女平等の視点に立った意識啓発を推進します。

② 法・制度の周知と活用促進

男女雇用機会均等法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律や育児休業制度の周知と活用促進に努めます。

(2) 男女共同参画の促進

① 家事への参加促進

育児や介護、その他の家族生活で男女が協力して円滑に家庭生活を営めるよう、女性学級等の学習会を開く等、男女共同参画の教育を推進します。

② 女性参画の環境づくり

女性が個性と能力を十分に発揮できる職場や、政策決定、地域活動等様々な分野に積極的に参画できる環境づくりに努めます。



画像

第2章 町民との協働

1 情報共有化の推進

現況と課題

- 町民と行政の協働のまちづくりを実現するには、情報の共有化を図ることが大切で、広聴・広報活動の果たす役割は重要です。
- アンケート調査では、町政に関する情報について「伝わっている」が「伝わっていない」の2倍弱となっていますが、町への意見・要望を伝える手段としては「どこにも言えず我慢してしまう」が最も多い回答となっています。今後は直接対話等を通じ、町民のニーズを的確に把握できる広聴活動の一層の充実に努める必要があります。
- 広報活動では、情報公開制度に沿って個人情報の保護に留意しながら、行政が保有する情報を分かりやすさと興味がわくような工夫をした上で積極的に提供する必要があります。また、役場窓口が、より幅広い問い合わせに対応できるよう求められています。

基本方針

1. 広聴・広報活動を充実し、町民が行政に参加しやすい環境づくりを進め、町民と行政が連携したまちづくりを推進します。
2. 町政の情報を公開するとともに、説明責任を果たします。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町ホームページアクセス数	町ホームページアクセスカウンター数	51,927件	70,000件	486,336件	600,000件
パブリック・コメント手続きによる実施数	計画策定にあたり、パブリック・コメント手続きを実施した件数(年間)	0件	5件	3件	5件
まちづくり提案投稿数【新規】	年間の投稿数	—	—	—	50件

(1) 広聴・広報活動の充実

- ① 直接対話（きめ細やかなコミュニケーション）への回帰
情報伝達手段の発展・高度化を活用しながらも、小規模自治体の強みを生かした「きらり☆まちづくり懇話会」等のきめ細やかな直接対話の機会を確保し、高齢者等への配慮を行います。
- ② 広聴活動の充実
町民の意見や要望を的確に把握し、町政運営に反映させるため、より幅広い世代へのアンケート手法を検討する等前例に捉われない広聴活動のあり方を研究します。
- ③ 広報活動の充実
ユニバーサルデザインを取り入れた「広報かみかわ」等広報紙及び町ホームページの充実を図りつつ、スマートフォンの普及に対応した動画の作成・配信等に努めます。また研修を通じて職員各自の広報意識を高めることにより、より地域や高齢者に密着した情報発信を目指します。

(2) 情報公開の推進

- ① 役場窓口での対応
「お客様の一番の理解者」を目指し、窓口対応職員が各種研修を通じて幅広いお問い合わせに対応できる「お客様に満足して頂ける行政窓口」を実現します。
- ② 情報公開の充実
個人情報保護法に基づく個人情報の適正な取り扱いに留意し、情報公開制度の充実と効果的な利用を促進します。
- ③ 意見募集制度（パブリック・コメント）の充実
町民への十分な説明と協働のまちづくりに向けて、町の基本的な施策を定める計画の素案をホームページや町内公共施設で公表し、広く町民の意見を求め、提出された意見に配慮する意見募集制度（パブリック・コメント）の充実を図ります。



画像

2 町民参画の仕組みづくり

現況と課題

- 多様な町民ニーズに応えるため、町民と行政が共に考え、知恵を出しあう協働の体制を整備する必要があります。高齢者の見守り、子どもの健全育成、防犯、防災等、行政だけでは対応が難しい課題について協働して解決に取り組むことも必要となっています。また、高齢者の社会参加を促す取組も重要です。
- 町民ニーズの実現を図るには、行政区の役割の重要性が高まり、地域でできることは地域で行う住民自治が求められています。
- 行政区やボランティア団体が行う活動への支援が求められているほか、若年層にボランティア活動等への理解を深めてもらい、「助け合い」の精神を身に付けてもらうことが求められています。

基本方針

1. 町民一人ひとりが地域課題の解決に主体的に取り組むとともに、町民と行政との協働のまちづくりを推進します。
2. 身近なことは地域が主体で考える地域コミュニティ活動を支援します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
NPO法人団体数	国・埼玉県への 認証数	5団体	8団体	7団体	10団体

画像

(1) 町民参画の推進

① 町民参加の推進

各種委員会、審議会は、一般公募等町民の参加に配慮した委員構成を図り、計画や事業に対する相互理解を深めます。また、個別の課題やテーマ等に町民の意見が反映できるよう、制度や仕組みづくりに努めます。

② 町民まちづくり活動への支援

行政区、コミュニティ協議会、老人クラブ、子ども会、各種の地域づくりを担う団体等が取り組むまちづくりの実践活動を多角的に支援するとともに、グループ間の交流・連携を促進します。

③ NPO法人等の育成

NPO法人やボランティア団体等の育成や支援を進めることにより、町民主体のまちづくりを促進します。

④ やりがい創出の推進

幅広い分野で高齢者の社会参加を促し、「やりがい創出」に取り組みます。

(2) 協働の仕組みづくり

① 基本的ルール確立

多角的な広報活動により町民と行政が協働のまちづくりの理念を共有し、時代やニーズに合った基本的なルールを定めます。

② 協働手法の検討

地域住民による自治を促し、その拠点となる地域集会所のあり方等を検討します。また公共施設の管理における指定管理者制度の活用等、事業特性に応じた官民協働手法を検討します。

③ 協働型事業の促進

行政区活動や非営利活動への支援を維持するとともに、企画提案型イベントを積極的に採用することにより、町民や企業等がより深く関わる協働型事業を目指します。



画像

3

団塊世代の社会参加

現況と課題

- 全国の15歳から64歳までの生産年齢人口が7000万人まで落ち込み、一方、65歳以上の人口が3500万人を突破すると予測される「2025年問題」が大きな社会的関心を呼んでいます。わが国の人口構成上大きな割合を占める団塊世代（昭和22年から24年の3年間に生まれた人たち）は、2025年には後期高齢者になります。本町でも、団塊の世代やそれに続く年齢層は多く、この動向が大きな社会的影響を与えるのは確実です。
- 高齢者となった団塊の世代がやりがいを持って社会に参加できる仕組みを研究し、地域での福祉や防犯等様々な支え合い活動へ参加してもらうことが課題となります。

基本方針

1. 団塊世代が地域活動等に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
社会福祉協議会ボランティア登録人数（再掲）	社会福祉協議会登録者数	448人	500人	243人	400人

具体的な施策

（1）地域活動の促進

① 「やりがい創出」の推進

町内に住む団塊世代が幅広い分野で社会参加できる仕組みを研究し、地域での福祉や防犯等身近な支え合い活動をはじめとした「やりがい創出」に取り組みます。

② 交流の促進

生涯スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図り、世代を超えた町民の交流や近隣自治体と連携した同世代交流を促進します。

第3章 交流

1 交流の推進

現況と課題

- 地域の多様な地域資源を生かすためには、いかに町民の連帯意識を醸成し、地域の活性化に役立てる町民相互の交流を促進するかが重要になります。
- 都市住民小学生や保護者が共に交流する上下流交流事業を進めていますが、水を守り下流域に水を供給する水源地域の役割や環境についての理解を高めていくことが必要となります。

基本方針

1. 地域資源や特性を生かした町内外の交流を促進します。
2. 水源地域の重要性や水源環境に対する理解を促進するため、上下流交流事業を推進します。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
横浜本牧観光協会交流事業参加者数	参加人数	78人	85人	67人	80人
上下流交流事業数【新規】	上下流交流事業数(年間)	—	—	—	3件

画像

(1) 地域資源を生かした交流促進

① 町内交流の促進

土地利用におけるゾーニングにより特徴化された地域の多様な地域資源を生かし、町内での認知度をさらに高めるための事業を実施します。

② 都市住民との交流促進

地域の資源や特性を生かし、協定締結自治体との各種交流事業や県北7市町（熊谷市、深谷市、本庄市、美里町、上里町、寄居町、神川町）による北部未来プロジェクトで企画される多様な体験型交流プログラム等を通して、都市住民との交流を促進します。

(2) 上下流交流事業の推進

① 下流域自治体との交流

水源地域への理解を深めてもらうため、下流域にお住まいの小学生やその保護者との交流事業を推進します。水源環境保全の学習や森林の間伐作業等環境教育事業を積極的に取り入れます。

② 学校現場での交流

学校間の環境教育交流事業を推進し、上下流域のそれぞれ特色ある体験交流プログラムを推進します。



画像

2

国際化の推進

現況と課題

- 人、もの、情報等の動きが国境を越えて活発化しており、国際人としての対応を求められています。
- 本町の国際交流の取組としては、中学校での外国人講師による英会話学習を中心に、小学校・幼稚園・保育所（園）でも外国語や外国人にふれる機会を設けていること等があります。また、留学生のホームステイを通じた国際交流学習等が行われています。今後、将来に向けて子どもたちをはじめ町民が国際的な視野を身に付けられる教育・学習を推進する必要があります。
- 町内に居住する外国人は増加傾向を示しており、外国人への生活情報の提供等外国人も暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

基本方針

1. 国際理解を深め、国際的な視野を身に付けた人材の育成に努めます。
2. 外国人にやさしく住みやすいまちづくりに努めます。

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
国際交流事業参加者数【新規】	参加人数	—	—	—	200人

画像

(1) 国際交流の推進

① 交流学習の充実

中学生等を中心にした語学や生活習慣の学習を通じ、地域の国際化につながる国際交流学習を充実します。

② フィンランドの子育てプログラム（ネウボラ）をはじめとした、先進国の特色ある取組を積極的に取り入れます。

③ グローバルキャンプ

本町の魅力発信と若者の能力向上を目的に海外留学生との交流を目指すグローバルキャンプを推進します。

(2) 外国人に住みやすいまちづくり

① 情報提供の充実

外国人に、日常生活に関する情報の提供、相談活動の実施等、住みやすいまちづくりに努めます。

② 暮らしやすい生活環境の形成

公共施設の案内表示や行政刊行物の外国語併記等、暮らしやすい生活環境の形成に努めます。



画像

3

情報通信ネットワークの活用

現況と課題

- 情報通信技術は近年著しい発展を遂げており、パソコンやスマートフォンを活用する機会が増えています。
- 本町ではホームページを活用する等行政サービスの情報化を進め、広範な分野において情報通信ネットワークの活用を進めています。一方、若者に対してはインターネットを介した犯罪についての啓発を進める必要があります。
- 情報通信ネットワークの向上に伴い、町民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化を図っていくことが求められています。
- 個人情報保護の強化等、情報環境の変化に対応したシステムの改修を図り、情報セキュリティ対策を推進していく必要があります。また、災害時にも情報資産や機器への被害を最小限に抑えるよう対策を講じる必要があります。同時に、非対応者へのきめ細かなフォローについても検討を進めます。

基本方針

1. 情報通信ネットワーク環境の変化に対応し、町民が利便性を実感できる環境整備に努めます。
2. 情報通信技術を利用して、災害や犯罪の発生時にも町民一人ひとりに情報が伝達されるよう、公共サービスの充実を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町ホームページによる各種申請様式の取得可能件数	町ホームページ上からダウンロードできる各種申請書様式の種類	0件	90件	112件	200件
町ホームページアクセス数(再掲)	町ホームページアクセスカウンター数	51,927件	70,000件	486,336件	600,000件
防災メールサービス登録件数(再掲)【新規】	登録件数	—	—	1,100件	1,500件

(1) 情報通信基盤の整備

① 地域情報通信ネットワークの推進

情報通信技術を活用し、ライフイベント等に応じて必要となる情報を行政側から発信・提供するプッシュ型サービス等の検討を行います。

② 情報活用能力の向上

学校教育や生涯学習におけるパソコン講座等情報活用能力を培う学習機会の拡充や、講師・指導者等のボランティア養成に努めます。

(2) 公共サービスの向上

① 情報通信技術の活用

防災、保健・福祉、教育、産業分野等で情報通信技術を活用した様々な取組を推進します。

② セキュリティ対策の推進

個人情報保護の強化等公共サービスに関わる職員等の意識を高め、情報環境の変化に対応したシステムの改修を図る等、情報セキュリティ対策を推進します。

③ 災害時における業務継続性の確保

災害時にも、情報資産や機器への被害を最小限に抑えるよう対策を講じます。また、被害を受けても極力業務は中断しないよう早急に復旧できる体制を構築します。

④ 非対応者へのきめ細かなフォロー

新たな情報通信技術の活用に際して、常に非対応者への合理的配慮の視点に立ち、代替手段の検討を行います。



画像

第4章 行財政運営

1 分かりやすい行政運営

現況と課題

- 国の財政再建と構造改革の取組等、地方公共団体の行財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。本町でも町の行政改革の推進に取り組んできました。今後は継続して事務・事業の見直しを行い、合理的、効率的な行政運営に努める必要があります。
- 町民生活の向上につながる行政を推進するため、職員の意識改革を進める必要があります。また、プロジェクトチーム等の活用、業務委託の見直し等によって、多様化・複雑化する課題に対応できる体制の構築に求められます。
- 効率的な行政運営を推進し、情報通信技術の活用等を通して行政の簡素化・効率化を推進すること、進行管理や効果検証を行う体制を整備し、適正な行政管理を行うことが課題です。

基本方針

1. 地方分権に対応した行政運営を目指し、効率的で計画的な行政の推進を図ります。
2. 実務研修を充実させ、まちづくりを先導する職員の育成に努めます。
3. 効果的・効率的な行政運営により、町民目線の質の高い行政サービスの提供を図ります。

目指す指標

指標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
実務研修の実施 【新規】	行政運営能力等を高める研修の開催回数	—	—	—	3回

(1) 計画的な行政の推進

① 効率的な行政運営の推進

行政改革をさらに推進し、事業の適切な執行に努めるとともに、限られた資源を適正に配分します。

② 進行管理・検証体制の整備

総合計画に基づく町政運営を基本に、計画の進行管理と効果検証を行う体制を整備し、適正な行政管理を行います。

(2) 職員の技能向上

① 研修の充実

各種の実務研修を実施し、時代の潮流に対応できる職員の育成に努めます。

② 研修機会の拡充

行政運営能力や政策形成能力を高める研修の機会を拡充するとともに、研修への自主的・積極的参加を促します。

(3) 効率的・効果的な行政運営

① 事務の可視化と事業の取捨選択

事務・事業全般の可視化（課題の洗い出し・見直し）を行い、町民目線での手続きの簡素化を図るとともに、合理的視点から事業の取捨選択に努めます。

② 効率的な行政運営の推進

民間のノウハウを取り入れた効率的な行政運営を行うため、指定管理者制度をはじめ、各種手法による民間との連携や行政が自己解決できない範囲に限った業務委託を推進します。

③ 電子自治体の構築

電子申請・届出サービス等情報通信技術の活用等を通して、事務処理や手続きの改善等行政の簡素化・効率化を推進します。

④ プロジェクトチーム等の活用

多様化・複雑化する課題や行政ニーズに対応するため、定期的な職員提案機会の確保や組織横断的なプロジェクトチームを編成して調査・検討を進め、解消に努めます。

⑤ 業務委託の見直し

各種業務委託に関して、職員の技能向上や事業の取捨選択等による抜本的な見直しを行います。

⑥ 役場機構見直し及び施設機能の再配置の検討

効率的な行政運営を実現するため、役場機構見直し及び施設の再配置を網羅した計画の策定を検討します。

2

効率的な財政運営

現況と課題

- 財政基盤の強化が今まで以上に重要になっています。中・長期的視点に立った財源の重点配分を行うほか、経常的経費の抑制や各種補助金の見直し、受益者負担の適正化、町税等の徴収率の向上に努める必要があります。また、公共施設全体を将来に向け適正に維持管理できる体制を構築する必要があります。
- さらに、地域経済の活性化による自主財源の確保と財政基盤の強化や経営感覚に基づいた行財政運営が課題となっています。
- 持続可能な財政運営の推進、財源の確保が課題です。また、計画的な行政運営を図る必要があります。

基本方針

1. 長期的な展望に立ち、安定した財源確保と地域経済の活性化による財源基盤の強化に努めます。
2. 的確な財源見通しのもとに、重点事業への優先的な財源配分による効率的・効果的な財政運営を図ります。

画像

目指す指標

指 標	算出方法	第1次値 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成29年度)	新目標値 (2027年度)
町税収入額	町税収入額	1,953,951 千円	2,003,000 千円	1,737,085 千円	1528,000 千円
未利用財産の売却額	未利用土地等の売却額	360千円	1,000千円		
経常収支比率	財政運営の弾力性を示す指標	92.4%	90.5%	89.7%	85.0%
実質公債費比率 【新規】	公債費のうち、交付税措置のあるものを除いた公債費の占める割合(3か年平均)	—	—	5.5%	4.5%

画像

(1) 財源の確保

- ① 適正な財源配分の要請
地方分権に対応した適正な財源配分を国・県に要請します。
- ② 町税収入の確保
地域経済の活性化や定住促進、的確な課税客体の把握及び徴収体制の充実により、町税収入の確保を図ります。
- ③ 受益者負担の適正化
使用料・手数料については、行政サービスの対象や内容に応じた受益者負担の原則に基づき適正化に努めます。
- ④ 未利用財産の活用と借地の解消
将来にわたり利用される見込みのない町有地の売却と、借地の解消を推進し、土地の有効活用と財源の確保に努めます。
- ⑤ アセットマネジメントの推進
公共施設全体の再配置や利活用方法を再検討する等、将来に向け適正に維持管理できる体制を構築します。

(2) 計画的な財政運営の確立

- ① 健全な財政運営
統一的な基準による地方公会計の整備を促進し、長期的視野に立ち、有利な制度の活用と歳出の整理合理化、予算執行の適正な管理に努め、財政計画に基づく健全な財政運営を進めます。
- ② 投資効果の向上
限られた財源の中で投資効果を高め、事業の順位付けと財源の重点配分を図り、計画的かつ効果的な事業執行に努めます。
- ③ 財源の弾力性確保
人件費、物件費、補助金等の抑制により、経常的経費の節減に努め、財源の弾力性確保を図ります。
- ④ 特別会計の健全化
受益者負担の適正化に基づく収入の確保や歳出の見直し等、特別会計の健全化に努めます。

3

広域的な連携

現況と課題

- 本町は、児玉郡市内1市3町で構成する児玉郡市広域市町村圏組合に加入し、ごみ処理、消防・救急、し尿、高齢者福祉施設、職員研修等の共同事務事業を行っています。
- 本庄地域定住自立圏の1市3町で構成される市町と連携を図り、本庄地域定住自立圏共生ビジョンに基づく事業を実施しています。また、大学、企業及び地域住民との交流・連携強化を図り、広域連携による企業や人的交流を支援する必要があります。
- 児玉郡市内の市町に深谷市を含めた2市3町により、各々の公共施設を地元住民と同様に利用できる相互利用に関する協定を行い、町民の利便性向上と交流等の取組を進めていくことが求められています。
- 今後も効率的・効果的な行政運営を進めるため、広域的な課題に対して解決を図るべく構成市町村と連携することが求められています。

基本方針

1. 効果的かつ効率的な行政運営に向け、広域的な事務・事業の連携・充実を図ります。
2. 近隣市町村と共通の広域的な課題を解決するため、柔軟な発想により広域的な交流・連携に取り組んでいきます。

画像

(1) 広域行政の推進

① 共同事務事業の推進

児玉郡市広域市町村圏組合の共同事務事業の効率化を研究・提案し効果的な広域行政を推進します。

② 本庄地域定住自立圏の形成

本庄地域定住自立圏の構成市町と連携を図り、本庄地域定住自立圏共生ビジョンに基づく事業の推進に努めます。また、(財)本庄国際リサーチパーク研究推進機構等を通じ、大学、企業及び地域住民との交流・連携強化を図り、新技術の開発支援、起業家の育成及び地域住民と大学との交流事業等広域連携による企業や人的交流を支援します。

③ 近隣市町との連携

近隣市町との連携を図り、道路網の整備、森林資源の保全・活用等共通する課題の解決に取り組めます。

④ 自治体間協定によるネットワークづくり

各種協定により遠隔地との「縁」を作ることにより、町の魅力を再認識することや異なる地域の取組をヒントに町の魅力の掘り起こしを行います。

(2) 広域的な地域づくり

① 広域的課題への対応

新たな広域的課題への取組は、本庄地域定住自立圏の構成市町と連携を図り、迅速に対応できる体制の整備に努めます。



画像

第2次神川町総合計画

平成30年9月発行

発行 神川町 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

電話 0495-77-2111

編集 神川町総合政策課

印刷 *****